

令和４年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和４年６月１４日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 小 菅 康 子	２ 番 田 中 陽 介
	３ 番 石 川 恵 美	４ 番 村 田 弘 行
	５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
	７ 番 益 川 教 智	８ 番 東 郷 克 己
	９ 番 服 部 嘉 雄	１ ０ 番 奥 山 文 市 郎
	１ １ 番 山 崎 有 子	１ ２ 番 山 本 剛
	１ ３ 番 鈴 木 市 朗	１ ４ 番 山 崎 敦 志
	１ ５ 番 橋 俊 明	１ ６ 番 岩 井 智 恵 子
	１ ７ 番 稲 垣 誠 亮	１ ８ 番 荒 川 泰 宏

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	市立野洲病院長	福 山 秀直
政策調整部長	赤 坂 悦男	総 務 部 長	川 端 美香
市 民 部 長	長 尾 健治	健康福祉部長	吉 田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布 施 篤志
市立野洲病院事務部長	武 内 了 恵	都市建設部長	三 上 忠宏
環境経済部長	吉 川 武 克	教 育 部 長	馬 野 明
政策調整部次長	小 池 秀 明	総 務 部 次 長	井 狩 勝
広報秘書課長	江 口 智 紀	総 務 課 長	山 本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義幸	書 記	井 上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 4 1 号から議第 4 6 号まで及び議第 4 8 号から議第 5 0 号まで並びに議第 5 2 号から議第 5 9 号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和 3 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 4 号)) 他 1 6 件)

質疑

第 3 議第 4 1 号から議第 4 6 号まで並びに議第 5 3 号及び議第 5 4 号

(専決処分につき承認を求めることについて(令和 3 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 4 号)) 他 7 件)

討論、採決

第 4 議第 4 8 号から議第 5 0 号まで及び議第 5 2 号並びに議第 5 5 号から議第 5 9 号まで

(令和 4 年度野洲市一般会計補正予算(第 3 号) 他 8 件)

常任委員会付託

第 5 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、タブレットに送付の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第１０番、奥山文市郎議員、第１１番、山崎有子議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（荒川泰宏君） 日程第２、議第４１号から議第４６号まで及び議第４８号から議第５０号まで並びに議第５２号から議第５９号まで、専決処分につき承認を求めることについて（令和３年度野洲市一般会計補正予算（第１４号））ほか１６件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第７番、益川教智議員。

○７番（益川教智君） 改めまして、皆さん、おはようございます。第７番、新誠会、益川教智です。

それでは、早速質疑させていただきます。

まず、議第５５号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第５号）について質疑させていただきます。

この補正予算では、野洲市民病院整備事業顧問設置に伴う報酬が計上されておりますが、その点についてお伺いいたします。

まず１点、顧問の役割というものはどういうものなのでしょうかということが１点お伺いいたします。

問２といたしまして、その顧問設置の必要性についてお伺いいたします。

この２点について、ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

益川議員の議案質疑、まず１点目の「顧問の役割」とのご質問にお答えいたします。

市民病院整備事業顧問は、市が進める野洲市民病院の整備事業について、高度な医療経営の専門知識を活かし、市長や事業管理者、その他関係職員に対して助言をしたり相談に応じたりするほか、関係医療機関や医療関係者との調整補助や支援を行っていただくことを予定しております。

また、評価委員会や議会の特別委員会を想定しておりますが、当該会議の議長の許可を得て病院整備に関する会議に出席し、執行部側の立場で意見を述べることも役割と定める

こととしております。

続きまして、２点目の「顧問設置の必要性は」とのご質問にお答えいたします。

顧問については、以前の駅前Ａブロックでの計画を推進するために、もともと制度としては設置されていた特別職であります。今の本市のように新しい病院を整備するという重要局面を迎えようとしている中においては、その設置が改めて必要となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

顧問の役割として、その高度な医療知識による助言等ということをおっしゃっておられましたが、今その横に座ってられる病院長がまさにその役割を果たすにふさわしいと思っております。

さきの特別委員会において提出された資料が、病院現場の意見を全く聞かずに作られたものだということが明らかになりました。まさに、今働いておられる現場の責任者で十分な経験、知識を持っておられる方がいるにもかかわらず、そこに意見を聞かず、新たにお金をかけて顧問を設置するこの必要性について、改めてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまの再質問ですけれども、病院長や病院の先生方にも建物の設計や医療機器のニーズ等について、今後設計段階に入りましたら十分ご意見を伺ってまいります。これは当事者としての意見であって、顧問の先生は経営的な視点から、むしろ客観的なご意見をいただこうと考えているところでございます。

なお、先ほども答弁の中で申し上げましたが、以前、駅前Ａブロック計画の際にも設置する予定がされていた制度であり、新病院の整備という大きな事業を抱えている町、病院として、特に異例な役職の設置ではないということをご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） では、３回目の再質問をさせていただきます。

今後その市の進める病院整備事業について助言を求めるということでありましたけれども、今回、顧問として入ってこられる方は、今までの病院整備についての経緯などを知っておられた上で、今、野洲市が体育館横に病院を造るんだということを知っておられる、

そして賛同しておられる方ということによろしいでしょうか。別に誰がということをお求められているわけではなく、今後円滑に進めるに当たって、もしそこ反対のこと、意見が違ふようであれば、そもそも顧問として来ていただく必要はないかと思いますので、その点について確認をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） どういう方をということでございますが、具体的なお名前じゃないというご質問ですけども、一人事のことですので、ここでの答えは控えさせていただきますが、医療と医療経営について相当高い見識をお持ちの専門家をお願いをする予定をいたしております。

以上、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（益川教智君） 回答になってないと思います。

○議長（荒川泰宏君） 3回で終わります。

益川議員。

○7番（益川教智君） では、次の質問に移ります。

議第57号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、これについて質問させていただきます。

本議案においては、駅前に定められていた市立野洲病院の位置を、現在運営している場所への変更及び病院事業管理者の設置に係る改定が示されています。

そこで、お尋ねいたします。

まず1つ、上記2点、この病院の位置に関すること、また病院事業管理者の設置に関すること、この2点について、この本条例制定までの経緯、また制定の趣旨についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、病院事業管理者の役割についてお伺いいたします。

3点目、病院事業管理者設置の必要性について質問いたします。

それぞれ回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、1点目の「本条例の制定までの経緯と本条例の制定の趣旨について」のご質問にお答えいたします。

最初に、病院設置に関する制定までの経緯と制定の趣旨について申し上げます。

まず経緯ですが、平成28年8月に同病院の基本設計業務に着手し、翌平成29年6月

頃以降に同病院の実施設計業務、いわゆる整備事業への着手が見通せることとなりました。このため、当該整備事業を執行するために、平成28年11月の定例会で、病院事業の設置等に関する条例が新規に制定されました。

このときの内容として、場所は改正前の現行と同じく、本則で駅前Aブロックを、附則で今の野洲病院の場所を規定するもので、事業管理者については、市が御上会から譲渡を受ける予定の平成31年7月の属する年度の当初である同年4月から設置することとし、それまでは市長が権限を行う規定でありました。

これに関する立案趣旨としまして、まず場所の規定については、当時市議会は駅前での病院整備について賛否が拮抗し、予算等の採決が見通しにくい状況が毎回続いていたことから、場所の規定を、当時基本設計を進めていた駅前Aブロックに定め、当該政策の安定的推進を図ることを意図したものでありました。

次に、管理者については、専門的なノウハウを要する病院事業の運営においては、医師の資格を持った者が管理者を務めることが一般的であることから、これを踏まえたものであります。

その後の今日の改正前の条文に至るまでのさらなる経緯について申し上げますと、管理者についてのみ3回改正がなされております。1回目は平成30年11月議会で、当初翌平成31年4月から置くとしていたところを、病院を実際に市が譲り受ける平成31年7月1日まで先送る趣旨で、その改正がなされております。

2回目は、その直前の令和元年6月議会で、病院事業の市への円滑な移行と運営安定を図るという理由で、令和元年7月1日から翌年度末の令和2年3月末まで置かず、引き続き市長がその権限を行う改正がなされております。

そして、3回目は2回目と同様の理由で、結局は前市長が自ら病院事業の管理者を担うことを意図され、別に管理者を置かない改正を附則ではなく本則で規定する改正を提案、可決され、現行に至っているということであります。

以上、経緯と趣旨についてのご説明といたします。

続きまして、2点目の「病院事業管理者の役割は」とのご質問にお答えします。

病院事業管理者は、当該病院事業に関しては野洲市を代表するとともに、経営の責任を負うものです。具体的な役割としては、主に地方公営企業法に基づき、組織、人事に関する権限を執行することや、予算を作成すること、資産の取得や管理及び処分、契約締結、そして財務や会計など、経営に関する決定を行うものであります。

続きまして、3点目の「病院事業管理者設置の必要性は」とのご質問にお答えいたします。

本市の病院事業等一定大規模な公営企業の場合は、管理者を置いて自立的かつ経済的合理性に則した経営を行うのが通例で、かつ望ましいところとされております。

このことは、県内13市の自治体病院で行政機関の長たる首長が管理者を行っている病院は、野洲を除いて他にないことや、先ほどご説明した本市の病院事業管理者の設置に係る条例改正の経緯に鑑みても、本来置かれてあるべき職であったことをご理解いただけたと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

制定までの経緯、また趣旨についてご説明いただきました。その中で、3回にわたって改正があり、そのまま市長が引き続いて事業管理者としてやっていくということになっていたというご説明がありましたが、それはまさしく病院がまだできていないので、市が責任を持って病院を建てるという意味で、市長が引き続きその事業管理者を置かず、自らの職責を果たしてこられたものだと思います。この点について、まず1点お伺いいたします。

2点目としまして、事業管理者が経営についての責任を負うということでありましたが、これは病院長にお伺いしますが、福山院長が来られてから、その事業管理者の不在によって何か病院の運営に支障があったかどうかということをお尋ねいたします。

あと、位置についてです。病院の位置についてですけれども、先ほどおっしゃっておられた平成28年のところですが、私の手元にある資料で、野洲市病院事業の設置等に関する条例の概要とその考え方についてということで、こちらでは、現野洲病院施設を一時的に使用して市立病院を運営するため附則に規定するであったり、経過措置として、その附則で現病院を位置として定めるということがこの資料に書いてあるんですけれども、その趣旨からすると、本則、附則という形で示されているこの今の条例に何ら問題がないかと思うんですけれども、その点についてご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、1点目の3回管理者の設置について変わっているということに対してですけど、益川議員言われるとおり、当初野洲市ではなく御上会がまだそのと

き運営をしておりました、平成28年。それで、市が病院を整備しようということで進められたわけですから、当然市民病院としてはそのときはなかったというときでございますので、市長が責任者として整備するために就いておられたということだと私は考えます。

しかし、令和元年7月1日に市立化をされたわけですから、当然と言うべきか、管理者を設置して医療従事者の方に運営をしていただく、管理をしていただくというのが本筋というふうに私は考えておりましたので、今回、管理者を「置かない」を「置く」というふうに変更させていただきたいということでございます。

3点目の位置についてですけど、一時的に置いてという、この平成28年当初設置条例が制定されたときには、まだ先ほども言いましたけど市の運営というか、市の病院となっていない、要は市立化されていない状態、御上会として運営されていた状態ですので、そのときは附則につけて、当面の間はという形になったと思うんですけども、現在はもう市立化もしておりますので、現に今運営を今の野洲病院の位置で運営をしているわけですから、それをそこに戻すということで、そしてAブロックでは整備をしないということを表明させていただいているわけですから、新たにそこにというより、本則のところに現野洲病院の住所を入れるべきというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 私が来て約2年弱になるんですが、人事を含めて、200床以下の病院というのは、いわゆる厚労省でも中小病院と言われている病院で、運営に関してそんなに大きな支障があるというわけではありません。

実際に、この滋賀県内の病院がみんな管理者がいるというのは確かですが、これは運営形態によるので、例えば県立総合病院ですね、あそこはいません。一山総長という格好で、多分、病院長か何かというのが県にあったかと思うんですけど、違いますかね、ないですよ。角野さんが、混同して、でも、あれ、いませんよね、でも、管理者は。

（「管理者はおります」の声あり）

○市立野洲病院長（福山秀直君） あっ、事務が管理、だから医師が管理はしてないということですね。これはだから、そういういろんな運営形態で変わるので、絶対に必要だという文言にはなっていませんし、医療管理者を置けるということになっているだけなので、実際のいわゆるどこで意思決定をするかということに関して言うと、院長がやるのか病院管理者がやるのかというのは、これはいろいろだと思います。ただ、先ほども少し話が

りましたが、予算とかいろんなことを全部1人の人がやるというのは大変なので、2つに分けたほうがいいだろうというのは事実なんですけども、今の場合は、先ほど言いましたように小さい病院なので、全部事務はやってもらって、あとは僕がそれを追認するという格好になっていますから、さほど支障を来しているというわけではありません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

先ほど市長の答弁の中で、もう市立化しているので事業管理者を置くべきだということをおっしゃっておられましたが、繰り返しになりますけれども、この3回の改正の中で、引き続き市長のほうに事業管理者としての権限を持っているというのは、市立化のみならず、新しい病院をつくるんだという市の意思表示以外の何物でもないと思います。その中で、まだ病院が新たにできていないこの状況において、この病院事業管理者を新たに設置しということは、自らの責任の放棄ではないでしょうか。その点について認識をお伺いいたします。

また、病院の位置に関してですけれども、今回、その位置の改正に当たって、監査委員の意見を重く受け止めたという説明がありました。

この監査委員の意見ということのを重く受け止めるというのであれば、今こちらにありますけれども、病院設置条例は新病院建設の宣言条例という意味合いと、現行市立病院の設置等に関する条例という2つの意味が内在しておりとの記載があります。

今回、本則において病院の位置を現在の位置に定めるのみでは、この新たな病院建設の宣言条例という意味合いが全く欠落してしまうのではないのでしょうか。

今回、改正するのであれば、どのような形が分かりませんが、ここで病院をつくれますよという設置条例を新たに同時に出す必要があると思いますが、この点についてもご認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 設置者を置くということが、市長が管理者として職務の放棄をしているのではないかという1問目の再質問やと思うんですけども、決して放棄しているわけではなく、私は設置者として、管理者ではなく設置者として、病院にこれからも関わっていくということになります。

したがって、円滑な事業をしていくということは、例えば管理者を置かずに病院長が全てを管理してということになると、なかなか小さい病院といえども、やはり199床

の市民、そしてまた5万の市民の医療と健康を守る機関として見たら、やはり管理者、そして病院長という、設置者、管理者、病院長という人々がいて、それで円滑に運営しているものというふうに考えておりますし、現に他市におきましても、他の公立病院におきましても、全てそういう形でしておられるというふうに認識いたしております。

そしてまた位置についてですけども、いろいろ新しい場所に、ここにつくるからそれを設置条例の中にうたうべきやというようなご質問だと思うんですけども、本来いつも私が例示で出すんですけども、野洲市の給食センターがあったんですけども、給食センターが上屋のところであって、それを八夫のところに新たに建て替えをされたときも、新たな場所に設置して、それで工事をして、建って、供用開始ができる状態になったときに設置条例を変えておられるんですね。それまで現に運営しているところに設置条例を置いていたと、これが普通の設置条例、場所についてはそういう考えであるということを認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、次に移ります。議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

病院事業管理者の設置に伴う人件費の増額について、会計年度任用職員給与費を減額することによって組替えで対応することとされています。この点について3点お伺いいたします。

1点、病院事業管理者の設置に伴う人件費の総額についてお伺いいたします。

2点、減額される会計年度任用職員給与費は何名分かということについてお伺いいたします。

3点目、令和3年度の病院事業の収支について教えてください。

以上、3点お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） それでは、まず1点目の「病院事業管理者の設置に伴う人件費の総額は」とのご質問にお答えいたします。

本補正予算で計上しております病院事業管理者の設置に伴う人件費は、給料月額70万円や、医療業務に従事した場合に支給される特殊勤務手当、いわゆる医療業務手当でございますが、月額71万5,000円などを含め、1,827万3,000円です。この金

額には、病院事業管理者に支払う給料のほか、法定福利費や退職手当組合への負担金などが含まれております。

なお、ただいま申し上げました金額は、令和4年7月から令和5年3月までの9か月分の予算額であり、年間ベースでは2,512万円程度と見込んでおります。

続きまして、2点目の「減額される会計年度任用職員給与費は何名分か」とのご質問にお答えをいたします。

今回の補正予算で減額いたします会計年度任用職員給与費については、新型コロナ対策として、特に感染拡大の状況となったときに補充的に採用を見込んでいた看護スタッフに係る給与費分であり、人数としては5名分に相当する金額となります。現在のところ、そうした役割での採用は行っておりませんので、今回、減額させていただくものです。ご理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、3点目の「令和3年度病院事業の収支は」とのご質問にお答えいたします。

現在、消費税の計算など、病院事業会計の決算を固める作業を進めている途中段階ですので、確定数値ではございませんことをまずはご了解いただきたいと思います。

令和3年度の病院事業会計の収支といたしましては、純粋な病院経営に係る黒字としては約1,000万円程度を見込んでおり、これに新型コロナに係る入院病床確保、いわゆる病床保証の補助金を加えますと、約13億円強の経常利益を見込んでいるところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

減額される会計年度任用職員に関しては、補充的にコロナ対応等で今後必要になった場合採用される部分だということですが、では今回その5名分を削るということで、またコロナに関しては夏に向けて増えてくるのではないかなどのお話もありますが、そうなった場合、予算はどうなるのでしょうか、まずこの1点を教えてください。

あと事業収支、コロナを除いて1,000万円程度ということでありました。今度来られるかもしれない事業管理者の方が、年間の給与が2,500万円、普通に考えると、かなり病院の経営を圧迫するのではないかと思います。その点と、あと病院の収支、事業運営に関して、今後減価償却費等々も膨らんでくるのではないかと思います。その減価償却費も含めて、その病院の運営、経営としてどうなのかなあというところで、そのあたりのご認識を病院長にお伺いいたします。

以上、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 8月になったらコロナ感染者が増えてくる中で、会計年度給与費について5名分を減額する。今後そのときにはどうするのかということでございますが、病院事務部長よりお答えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 武内市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 先ほど市長の関係なんですけれど、今現在は、今コロナの状況も収まっているということもございまして、ありませんけれど、今後もし感染拡大の状況等を見極めながら、スタッフの補充が必要となれば、改めて予算化をお願いするということになると思いますので、その点はご了解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 前、確か奥山議員が何か言われたんだと思いますが、人件費が75%を超しているというのを前回か何かのときに言われて、実際には65%超すと大抵の病院はもう運営が困難であるというのが、これは一般的に医療界では常識なんですね。病院というのは、それくらいしか人件費というのは使えないと。それ以外のものがいろいろ出てきます。特に、最近はいわゆる医療機器が非常に高額になっていますので、これの減価償却を考えると、非常にマイナスの部分が多くなってきます。

実際に、多分来年度からはかなりの部分の、今年からMRIとCTを入れ替えました。今年度はそれよりも大分大がかりに空調設備とか、いろんなものを入れ替えます。そういうものが含まれるということになると、経常的な経営の収入だけでは、はっきり言うと黒字化はなかなか難しいのではないかという具合に考えていますので、プラスして、さらに人件費が増えるというのはあまり好ましいことではないかなというふうには考えています。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、市立野洲病院は福山先生を中心に経営状態が何とか上向きにやっていただいている状態であります。そこに市が新しい病院をつくるんだという趣旨で事業管理者が置かれていなかった、それが市長の責任だということで置かれていなかったという点と、加えて、今何とか上向きになっている病院の収支を圧迫させるような事業管理者の設置ということには、大変疑問を覚えるということを付言して、質問を終

いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど、1問目の「令和3年度の病院事業の収支とは」のご質問の中で、病床保証の補助金を加えますと約13億円強の経常利益と申し上げましたが、休床保証の間違いでございました。休床でございます。休んでいる床ですね、申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 皆さん、おはようございます。第15番、橋俊明でございます。今回、議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）においては、野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料といたしまして400万円が計上されております。

そもそも、野洲市民病院整備基本計画につきましては、野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託において、（仮称）野洲市立病院整備基本計画、平成27年3月31日の見直しとなっております。基本構想も同様であります。ちょっと分かりにくいと思いますので、分かりやすく言い換えれば、駅前Aブロックの基本構想、基本計画から、駅前Bブロックへの基本構想、基本計画への見直しでございます。野洲駅前の隣接するブロックでの見直しについては容積率、建蔽率などの条件が変わらないことから、見直しに関しては妥当性があると判断いたします。

しかしながら、今回の修正業務は場所も温水プール跡地であり、市街化区域から市街化調整区域に変わるもので、容積率、建蔽率も変わり、地理的条件も大きく変わるものであります。

さらに、基本計画に大きく影響する診療科目も9科目から18科目と倍増されることになり、修正設計の段階を大きく超えるものと判断いたします。よって、修正業務で対応するのは適さないものであり、新規の委託業務として発注すべきであると考えますが、市長も見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員からの議案質疑についてお答えをいたします。

今回、ご審議をお願いした当該補正予算は、昨年度駅前Bブロックを基準に検討を進め、未定稿案として所蔵している野洲市民病院整備基本構想、基本計画の内容を、先般お示し

した新たな方策の内容に適うよう、一部修正しようとするものでございます。

まず、都市計画法上の区域区分が変わることに関してですが、今度の予定地は調整区域ではありますが、既にご説明のとおりD I D地区に接し、野洲駅からも2キロ程度で、なおかつ自動車でアクセスに大変優れた通院利便性の高い場所であります。

また、建蔽率など建築条件が変わることについても、それ以上に敷地面積が増えるため、病院棟の延べ床面積や改装に係る制限が増えるといったことはなく、こういった要因で新病院の計画を既存のものから大きく変わることはないと考えております。

また、診療科が倍増されるとのご指摘については、病院事業設置条例の改正案の中で、改正前の9科から18科に改正しようとしていることを指しておっしゃっていただいているものと推察いたしますが、これは現在の市立野洲病院が18科であるからそれに合うように改正しようとするもので、新病院開院後の診療科数、未定稿では改正前条例と同じ9科を、これまで18科に設定し直そうと意図したものではございません。この点、ご認識の補正をいただきますようお願いいたします。

以上のようなことから、今回の業務も修正業務をいたすことに合理性があると考えておりますので、ご承知いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） まず1点、合理性があるとおっしゃいましたけども、そもそもこの修正業務の原本であります基本計画、これにつきましては成果物が上がっておりますけども、Bブロックのやつ、Bブロックで整備をされたものである。成果物はそうなっておりますね。ましてや未定稿に。この未定稿につきましては、ちょっと一般質問で質問いたしますので何とも言えませんが、あくまでもやはり基本設計、基になる設計がこのような中途半端な形になってしまっている。これを修正する、これは大いに意義があるのではないかと、私はそのように思っております。

今回の通告の趣旨につきましては、発注時で質問いたしました。今回の補正予算は非常に重大である、私はそのように捉えております。温水プールの跡地での病院整備の提案を受けて、まだ1か月も経過をしていない。しかも病院整備は追加議案でございました。

今回の修正業務委託は、そもそも時期尚早と私は考えております。その根拠につきましてはいろいろありますので、後で申し上げますけども、まず6月12日に病院整備の市民懇談会が開催をされました。市民の意見では、野洲市の医療を大きく担う守山野洲医師会の温水プール跡地での整備反対意見を受け、まず医師会の賛成の了解を取り付けるべきで

はないかなという意見もございました。また、総合体育館との連携に関しましては、体育館と病院の進入路が同一であり、イメージ的に好ましくないということから、体育館北側の駐車場が適地であるとの意見も出されました。一方、老朽化した現病院を早期に整備する必要があることから、今回の提案に賛同される意見も出されました。非常に意見が分かれたところでございます。

まだ残り 6 か所の市民懇談会が予定されております。私の考えといたしましては、やはり現在は市民の意見を聞く段階でございますので、それらを執行部が総括をして、それを基に病院整備運営評価委員会の専門家の意見を聞く。そして、特別委員会で掘り下げて議論する必要があると私は考えております。

この B ブロックでの経過、これは昨年 12 月 17 日の特別委員会の資料でございますけれども、野洲市民病院整備事業の報告をされております。この中で、やはり 3 候補地の検討をされました。評価委員会での意見のまとめ、これは 5 月 17 日の評価委員会でございますけれども、整備場所は駅周辺が望ましい、早期の整備を望む、駅前 B ブロックでも整備は可能という意見が出されました。

それを受けまして、特別委員会では市を二分している病院問題の早期解決を望む多くの市民の声があった。また財政的な課題を解決して、身の丈に合った病院整備の実現が望まれているということで、駅前 B ブロックでの病院整備を表明されました。野洲市民病院整備基本構想、基本計画の見直しに着手をされました。出来上がったのはこの成果物でございますけれども、先ほど申し上げた非常に中途半端である。B ブロックとの基本計画になってございますので、やはりそれを大きく変えてしまうということは、非常に本来はこれが私は失敗であったかなと思っています。いろんな意見が出された中で、B ブロックを市長が判断をされた。その判断を基に基本構想、基本計画を発注された。ところが、熟考という期間を考え直してそのような形になった。その反省点が生かされていないのではないかなと思っています。

そこで再質の 1 点目、温水プール跡地での整備が決定されていない段階での修正予算は時期尚早ではないか、今申し上げました B ブロックでの反省を生かすべきではないか、市長の見解を伺います。

2 点目でございます。

B ブロックのときのように、案が固まるまでに本来は市民病院整備評価委員会で意見を聞くべきではないか。B ブロックのときはそのようにされておりますね。様々な意見を集

約して、それを基に判断をされている。というのは、やっぱりプロの専門家の意見が評価委員会の委員にはおられますので、本来はその意見をまず聞くべきではないか。

3点目でございますけども、この予算案の成り行きによっては、守山野洲医師会との関係がこじれ、様々な方面に影響が出るのではないかとということで、本来はその医療を担っていただいております守山野洲医師会との協議を重ねる必要があると私は考えておりますけども、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目のことでございますけども、Bブロックで進めてきた基本設計と言われましたですけども、基本構想、基本計画でございますして、設計までまだ入っておりません。この基本構想、基本設計というのは、基本計画につきましては、駅前と今の場所、提案しております場所につきましては、僅か2キロ、あまり大きく変わることはないだろうということで、今まで積み上げてきた基本構想、基本計画を基に時点修正をさせていただきたいというように考えております。

2点目ですけども、評価委員会に出して、評価委員の先生方にご意見をいただいた上で進めるべきではないのかというご質問ですけども、これは橋議員の言われるとおりでございます。まだここでやりたいんですけどだけでは、なかなか評価委員の先生方も評価しにくい部分がございます。だから、今でき得る限りの情報収集と現地の調査等々をして、市民の皆さんのお考えというものも、ご意見もお聞かせいただいた上で、評価委員会に的を絞って出させていただこうというふうに考えております。その後、特別委員会に出させていただいて、議会のご理解をいただけたらというふうに考えております。

そして、守山野洲医師会に対してですけども、守山野洲医師会に対してもこれからも粘り強くご説明をして、ご理解いただけるように進めていきたいというふうに考えております。

ただ、前回行きました理事会の中でも、野洲で開業されておられる先生方からは背中を押していただけるようなご意見もいただいたということで、一つひとつご理解はいただいているのではないかなというふうに理解いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） まず、再々質に入る前に、守山野洲医師会との内容につきましては、やはりマスコミでいろいろ報道されておりました。各紙の捉まえ方が違いますので、

少しやっぱいろんな考え方がございますし、捉まえ方によっては大分違うのではないかなという意見もございました。

最終的に、市長はこのフェーズでいいますと9月、最終的に9月ぐらいに判断をされると思いますけども、Bブロックの基本計画、基本構想、基本計画、まずは予算を計上して、そして、途中でいわゆる5月の評価委員会なり特別委員会で、Bブロックを3候補地の中から表明をされた。やはり、今回の質問、大きな私は意味がある。今回、場所をどうするか、まだ決まってございませんけども、この修正設計を計上するということは、認めてしまうということは、非常に私は危険性が高いと、このように捉まえていますので、詳細設計予算通したやないか、今までそういうことがあったように私は記憶しておりますので、その点、だから今申し上げたとおり、市長は評価委員会でされると、聞いた上で判断をするということでございますので、大体9月に判断をされる、そのような受け取っていいものかどうか伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） Bブロックで、去年の5月にBブロックで方向性を示させていただきました。これ一年一年年が重なって行って、もう既に10年を超えている状態でございますし、市民の皆さん、病院関係はもちろんなんですけども、早く整備をしていただきたいという声をたくさん聞きます。もう止まっている場合ではないというふうに、この前のしのはらコミセンでありました市民説明会の中でも申し上げましたですけども、やはり二元代表制である私と、また片やの議会の皆さんとの合意形成を図っていきたいというふうには考えておりますが、100%のご回答というのはなかなかいただけない部分もあるかなとは思います。しかし、前を向いて進めていかなくては、病院を一日も早く早期に整備することがまず第一の目的になってしまいますので、今、橋議員が言われましたですけども、去年の5月には確かにBブロックで進める方向、そして基本構想、基本計画案が出て、未定稿ではございますが、駐車場が40台ということもありました。3月末の議会、2月議会ですけども、2月議会の最終日に決議も出されまして、Bブロックで早期にという議決が否決されました。これがやはり大きなことではないかなというふうにも思います。やはり早期に進めていくというのは、議会の皆さんはBブロック、Aブロックは私は最初からあれなんですけど、A、Bブロックではなく違う場所ということで、この3か所の、当初お示した3か所の中で何とか整備できないかということで進めさせてきていただいて、熟考の中で考えさせていただきました。そこで体育館が一番適地ではないかなという

ふうを考えまして、職員に指示をして、調査をさせた結果が皆さんのお手元、この前の特別委員会でお示したようなことでございます。

したがいまして、この予算を認めると、もう議会が認めたやないかと、そんな乱暴なこととは申しません。一つひとつご議論いただいて、ご質問等々をいただきながらつくっていきたいと思いますが、やはり議会制民主主義ということもありますので、議会の皆さんの賛同を得たら、やっぱりそれで前へ進めていきたいと。橋議員も議員でおられるわけですから、その辺の理屈は十分分かっていただけたと思いますけども、ぜひご理解いただいて、提案させていただいている予算にご賛同いただけたら、一日も早く整備できるものと確信しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前 9 時 5 9 分 休憩）

（午前 9 時 5 9 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 失礼いたしました。9 月議会に一日も早く提案をさせていただきたいという思いでございますので、今は 9 月議会に提案させていただく予定をいたしております。

○15 番（橋 俊明君） 以上で質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第 3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第 3、議第 41 号から議第 46 号まで並びに議第 53 号及び議第 54 号専決処分につき承認を求めることについて（令和 3 年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号））他 7 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 41 号から議第 46 号まで並びに議第 53 号及び議第 54 号の各議案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第 41 号から議第 46 号まで

並びに議第５３号及び議第５４号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第４１号から議第４６号まで並びに議第５３号及び議第５４号の各議案について、通告による討論はございませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより、議第４１号から議第４６号まで並びに議第５３号及び議第５４号について、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第４１号専決処分につき承認を求めることについて（令和３年度野洲市一般会計補正予算（第１４号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４１号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４２号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４２号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４３号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４３号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４４号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４４号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４５号専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第１号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４５号は原案のとおり承認されました。

次に、議第４６号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４６号は原案のとおり承認されました。

次に、議第５３号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５３号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第５４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５４号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第５４号平和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）については、当初提案されている議第４８号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第３号）よりも先に議決したことにより、議決の結果生じた補正前の額と数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第５４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）につきましては、会議規則第４５条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額と数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第５４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第４号）につきまして、会議規則第４５条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額と数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

(日程第4)

○議長(荒川泰宏君) 日程第4、議第48号から議第50号まで及び議第52号並びに議第55号から議第59号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第48号から議第50号まで及び議第52号並びに議第55号から議第59号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に送付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開を10時20分といたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第5)

○議長(荒川泰宏君) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第6番、津村俊二議員。

○6番(津村俊二君) 第6番、津村俊二でございます。

早速質問をさせていただきます。昨年定例会でも質問させていただきました繰り返になりますけども、よろしくお願いいたします。

まず1項目め、ヤングケアラーの支援強化についてでございます。

家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子ども、ヤングケアラーへの支援を強化するため、政府は今年度から3年間で「集中取組期間」と定めております。対策期間を訴えてきた公明党の伊藤孝江参議院議員は、国会において何度もこの問題を取り上げ、取り組んでまいりました。本市においても支援強化につなげられるように、今回、質問いたします。

ヤングケアラーについて、政府は昨年4月に中学生と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しました。昨年4月に発表されたのは全国の公立中学校に通う2年生回答者5,558名、全日制高校の2年生、同7,40

7人らを対象に、2020年12月から21年2月にかけてインターネットで行われた調査の結果でありました。

これによると、世話をする家族がいると答えた割合は中学2年生が5.7%で約17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で約24人に1人でありました。世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上りました。平日1日に世話に費やす時間は、中学校2年生が平均4.0時間、高校2年生が同3.8時間、その上で、7時間以上との回答がそれぞれ約1割ありました。世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、きょうだいの中2で61.8%、高校2年生で44.3%と最も多かった。また、世話をする家族がいる中高生の6割以上は相談経験がなかった。

今年1月には全国の小学校6年生を対象に、郵送などで調査を実施し、9,759人の回答をまとめ、4月に発表しました。この調査では、大学3年生にもインターネットで調査をし、9,679人が回答しております。小学校6年生では、世話をする家族がいるのに631人で、約15人に1人に相当する6.5%でありました。家族の内訳は、複数回答できょうだい最多。平日1日に世話に費やす時間は1時間から2時間未満27.4%と最も多いが、7.1%が7時間以上だった。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されます。また、世話をする児童の半数以上が特にきつさは感じていないと回答、家族の世話による規制も6割以上が特にないと答えています。

この点について、厚生労働省は支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いると見ております。

家族にどのような世話をしているか聞いたところ、見守りが44.4%で最も多く、家事が35.2%で続きました。ただ、これは複数回答の結果であるため、1人で様々な世話を担っていることも考えられます。

大学3年生では、世話をする家族がいる、あるいは過去にいたのは10.2%の987人、家族の内訳は複数回答で母親が最も多かった。平日1日に世話に費やす時間は1時間以上3時間未満36.2%で最も多く、6.4%が7時間以上でありました。

このような状況を踏まえて、本市における取り組みを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、公明党津村議員の1つ目のヤングケアラー支援強化

についてのご質問のうち、1点目の本市の取り組みについてお答えをいたします。

市教育委員会では、昨年6月に市内3中学校の2年生を対象にアンケートを実施しました。その結果、回答した401名に対し、自分自身がヤングケアラーに当てはまると答えた生徒は全体で4名です。その割合は0.9%でした。ただ、生徒自身のヤングケアラーに対する認知度が低く、ヤングケアラーについて知っていると答えた生徒は39名、9.7%で、90%以上の子がヤングケアラーについて知らないという課題がございます。

本市では、以前からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、心理的なケアや環境調整を行っています。そして、ヤングケアラーも含めた支援が必要な児童生徒が分かり次第、市の家庭児童相談室などと連携して具体的な支援につなげているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も福祉部局と連携して小中学校の子どもたちの支援に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） まだまだ認知度が低いというのと、あと私が危惧しておりますのは、中学生で先ほど4名ですかいらっしゃるということで、中学校を卒業されて、例えば高校入学されました。そのときの状況、高校生になっても当然そのケアラーの実態が続くわけですね。その引継ぎというか、その中学生のそのお子さんがこういう状況でしたよという高校生になられたときへの申し送りみたいなのはどのような形でされますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） そういう場合は、中学校在籍のときから家庭児童相談室等は連携しておりますので、そこがそのまま追跡をしていただいているというふうに考えております。ですから、卒業時点ではないというふうに捉えているんですけども。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

あと、この数字で見れば私は低いのではないかとというふうに思うんですけど、言えない、言わない、私はケアラーですとか、そういうケアラーというこのネーミングというか、この言葉自体もまだ知られてないというのが先ほどおっしゃっていただいたように、ですから、大体困っているということを人に言うということ自体がやっぱり引け目を感じるとい

いますか、そういうのがありまして、この辺のもっともっとやっぱり目を光らせてという
か、何ていうんですか、学校現場でも、もちろん地域でもそうですけども、見つけてあげ
るというか、大丈夫というそういう声かけ、少しのおせっかいというのも野洲市の福祉条
例にありますけども、そういうちょっとしたことをやっぱり広げられるような、そういう
ことって学校でも、ただ見つけてあげる、そういう対策というか、言ってきませんので、
ですから、こちらからモーションをかけるというか、そういった取り組み、ちょっと声か
けをして、お家の状況はなかなかナイーブな面もありますので、直球で聞くことも難しい
と思うんですけども、その辺のやり取りというか、そういったことは学校現場ではどのよ
うな形でされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） まず、このアンケートにつきましては、確か埼玉県が調査した
その調査書を少しアレンジしながら、イラストも入れながら、子どもたちに、中学生には
アンケートを取ったんです。もともとヤングケアラーという意味さえが分からないという
状況でしたので、そういうのをして、分かりやすく家で弟、妹を世話しているとか、お父
さん、お母さんの代わりにご飯を作っているとか、そういう場面がいくつかあるようなイ
ラストを裏面に印刷して、できる限りそれが分かるように伝えたつもりなんですけども、
結果としては少ない数字でした。

そこで、学校では、いじめとかのこともありますので、毎年年間3回、大体学期に1回
ずつなんですけど、6月の終わりぐらいから、今頃からですけども1学期は。教育相談とい
うのを学期に1回ずつ担任が、1人20分前後をかけて個別面談を行うというシステムを
どこの学校も取っています。その中で、困っていることないかとか嫌なことされてないか、
これはいじめの発見の部分が大きいんですけども、そこで併せて家庭状況についても声か
けをしながら、話を聞いていくというふうに昨年から進めております。

それからあと、これが担任による声かけというか相談です。教育相談というふうに言う
んですけども、それから各学校には教育相談担当というのがありますので、困った場合に
はそこに駆け込むという場合もありますし、その先生が目を光らせて、ちょっと気になる
子に声かけをしたりとかいうのもやっております。それから担任がちょっと自分からは十
分話ができないんですけども、スクールソーシャルワーカーが週何回か来ておられますの
で、その人につないで、その人から声かけをしていただくというふうなアプローチもやっ
ております。

それから、あと、今後の方向なんですけど、今、野洲市では各学校にコミュニティスクールを設立を目指しています。これは、地域の皆さんと学校が共同で子育てをするということですか、一緒になって子どもたちを育てていくという取り組みなんですけども、その中で地域の皆さんの声を聞きながら、それをそういう支援に何とかつないでいけへんかということを考えています。今年度まずは準備会をつくって、できるところから正式に発足というふうなスタートを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ぜひこのコミュニティで地域でもしっかりと取り組んでいくということに対して、私も大賛成でございます。

私も高齢者とよく関わりを持っているんですけども、高齢者の入浴介助とか訪問してさせていただいているんですけども、また高齢者に限らず毎日同じ服を着ているとか、当然体にあざがあるとか、そういう何かちょっと外見で発見できるそういうやっぱり見極め、発見というか、そういうことがやっぱり気づきが必要になってくると思いますので、ぜひともまた今後もさらにそういう気づきを強化していただいて、支援のほうをお願いしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

対策として、社会的認知度を高めていくための早期発見へ自治体の訪問事業などを後押ししなければならないと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の、早期発見についてお答えをいたします。

ヤングケアラーの問題は、子どもたちの生活実態とか、今お話ありました学校生活、例えば服装とか持ち物とか、そういう部分の様子を丁寧に踏まえて判断しなければならないというふうに考えています。

そのため、ヤングケアラーの早期発見につきましては市内の小中学校でのきめ細かな担任をはじめとする教職員の見守りが欠かせません。まずは、教職員一人ひとりがヤングケアラーについて正しく理解し、少しでも疑いがあれば報告する、組織的に対応するというそういう組織体制の強化が必要と考えています。

市内の学校では、児童生徒がこれはいじめに関わってつくったシステムなんですけど、児童生徒が3日連続で欠席した場合には必ず家庭訪問するという仕組みをつくっております。

また、学校では教育相談とか、それから生徒指導担当教員を中心に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに協議して、ヤングケアラーの早期発見に努め、速やかにそれを教育委員会から福祉部局につなぐというふうにシステムを考えております。具体的には、今年度からですが、月に7日以上欠席した児童生徒については、教育委員会に、これはもうずっと前からそういうシステムがあるんですけども、そこにその子がヤングケアラーであるか、あるいはそのヤングケアラーの疑いがあるかどうかというのを学校で確認して、その欠席報告に併せて教育委員会に報告してもらうという毎月の欠席報告システム、これを変更いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

次の質問に移ります。

ヤングケアラーに関する実態調査等を前後して、政府は支援策の強化に乗り出し、2022年度から3年間を集中期間、取り組み期間と定めました。4月に成立した22年度予算や、昨年12月成立の21年度補正予算に関連費用が盛り込まれております。柱の1つは、ヤングケアラーに関する認知度の向上であります。本市における取り組みを具体的に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目の質問から私のほうからお答えをさせていただきます。

本市におきましても、虐待など子どもの育ちに課題がある家庭の中には、子どもが親に代わり食事の準備などの家事を行ったり、親やきょうだいの世話をしているご家庭もございます。

そういったヤングケアラーと思われる子どものいる家庭につきましては、一定把握をいたしております。家庭児童相談室を中心に、各園や各学校などの関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

議員ご指摘のように、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐためには、ヤングケアラーに関する認知度の向上というのは非常に重要となってまいります。このことから、要保護児童対策地域協議会では、ヤングケアラーについての研修会の開催ですとか、あと昨年度から見直しを行いまして、この4月に改定を行いましたが、「子ども虐待

対応マニュアル」につきましてもヤングケアラーについて記載を追加いたしまして、関係機関 29 機関、160 部を配布するなどして、認知度の向上に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6 番（津村俊二君） 中高生を対象にした実態調査では、8 割以上がやっぱりヤングケアラーという言葉聞いたことがないと回答されています。国民一般の認知度も低いと見られており、政府は集中期間に積極的な広報を行い、認知度 5 割を目指すとあります。ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげるためだと言われております。

今答弁ありましたように、本当に発見しにくいというのもありますし、またケアラーさん自身が困っていますということもなかなか言えない状況もあると思いますので、さらに対策というか、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、自治体に対する支援も行くとあります。具体的には、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や、関係機関の職員研修に対して国が財政支援するとあります。このことについて、本市における取り組みを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4 点目のご質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーに関する関係機関の職員研修につきましては、令和 2 年 10 月 23 日に要保護児童対策地域協議会の実務者会議の全体会議の中で、ヤングケアラーの対応についてとして、ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割についての研修を行いました。

また、昨年 8 月に開催予定でありました要保護児童対策地域協議会の代表者会議において、要保護児童対策地域協議会の役割、関係機関のよりよい連携についてと題した講演の中で、ヤングケアラーも虐待の要因の 1 つであることにつきまして講演していただく予定をしておりましたが、残念ながら新型コロナウイルスの感染症の拡大によりまして中止となりましたので、その資料につきましては代表委員に配布することで周知を行わせていただきました。

議員ご指摘のように、国におきましては今年度から 3 年間で「集中取組期間」として取り組むとされておりまして、自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対しまして財

政的な支援を行うことが示されておりますので、今後当市に合った形での実態調査とか、研修会の実施について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 加えて、自治体と関係機関、支援団体をつなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営のサポートを実施、このほかヤングケアラーへの訪問支援事業も実施とあります。このことについての取り組みを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、5点目のご質問にお答えさせていただきます。

本市では、先ほど教育長の答弁にもありましたように、各小中学校では教育相談や生徒指導担当の先生を中心に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと協議しながら、児童生徒の状況把握や相談支援などを行っていただいております。ヤングケアラーをはじめ児童虐待の疑いなどを発見した場合については、福祉部局へとつないでいただいております。

家庭児童相談室には家庭児童相談員などが配置されていますので、そういった事案に対しては、家庭児童相談室が中心となって、学校やその他関係機関と連携しながら、児童や家庭に必要な支援を行っているところです。

議員ご指摘の、国が示されています「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置といったモデル事業についての、当市において配置や実施が可能かどうかについては今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。厚労省は学校や自治体などが連携するためのマニュアルを公表しました。主体となる機関や部署を決め、コーディネーターを配置することを提言し、ヤングケアラーの早期発見に向け、問題への理解を深めることも重要だとしております。

マニュアルは約80ページで、ヤングケアラーを取り巻く状況などに加え、現場での取り組み事例を紹介しております。家族が抱える課題は複雑になっております。切れ目のな

い支援が求められていると説明しています。

厚労省が本年４月に公表した小学校への調査結果によると、ヤングケアラーと思われる児童を外部の支援につないでいないと答えた学校が４２．７％に上りました。その理由として、対応の仕方が分からないなどの回答がありました。マニュアルでは関係機関による連携改善の必要性を指摘しております。また、担当者が多いと全体方針がぶれるおそれがあります。素早い情報を共有も難しくなることから、支援計画を立てて役割分担を明確にすべきと強調し、子どもに自覚がない例もあり、本人や家族の考えを尊重しながら、サポートや、行政だけでなく地域全体で見守ることも求められております。

文部科学省や厚生労働省は、ヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校、就職機会の喪失など深刻な問題に発展しているケースがあると見ております。

また、ヤングケアラーは幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自らが相談したり、助けを求めることは少ないとされています。政府は学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方針であります。

また、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきものではないが、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがあってはならない。このため、政府は一人ひとりが思い描く人生を歩めるよう、寄り添う支援に努めるとしています。誰ひとり取り残さない仕組みを、伊藤孝江参議院議員はヤングケアラーは報道で取り上げられることも増えましたが、まだまだ知られていないのが現状であります。まずは社会的認知度を高めることが重要であります。これについては国の予算を活用して、各自治体での実態調査や、福祉、介護、教育などの関係機関への研修など具体的な取り組みを前に進める必要があると考えておりますと訴えています。本市における取り組みを再度伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、６点目のご質問にお答えをさせていただきます。

国におきましても、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要であるというふうにされております。

実態調査といたしましては、先ほど教育長の答弁ありましたように、昨年度教育委員会で中学校の生徒にアンケートを実施いたしております。

また、関係機関への研修につきましては、児童虐待に関わる機関で構成される要保護児

童対策地域協議会の実務者や代表者への研修も、先ほど申しましたように行っております。

今後、国が示されている補助金などの活用を視野に、各園や子育て支援センターなどの子どもに関わる職員や障がい者、それから介護などの分野の福祉部局の関係職員への研修とか、さらには教育委員会と協議を行いながら、各学校の教職員の研修の実施とか、さらには地域で活動されている民生・児童委員の方への研修なども今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 大事なことは、私はその当事者の方々、また家族の方々がどなたかとつながっている、地域の方でも結構です、民生委員さんであったり自治会長さんであったり、また学校の関係の方々、もちろん先生方、また市の行政の方、誰とつながっているかというのは非常に大事な点であります。このつながりが途切れている場合は非常に見つけにくい。私も今介護ヘルパーとして訪問に行って、実はヤングケアラーという言葉はこれは最近ですので、昔はなかったわけですね。当たり前のように家族の方が世話したり、近所の方が支援したりとかあったわけですよ。ですから、今その方々が若いときに、学校に行っていたときに、そのまま今苦勞されている実態も実はあるんですよ。そこはやっぱり支援に入らないと、本当に最悪というか、家族内でそういう痛ましい事件が起きる可能性もゼロではありません。ですから、私は誰かとつながっているということを、やっぱり誰かが把握してないといけないと思うんですよ。ですから、そのところはぜひともやっぱり行政が責任を持ってというか、ああ、この方はこの方とつながっているんやなということを、そういう把握できるような、こういう体制というのはできないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） お答えをさせていただきます。

今年度から、市では障がいとか子ども、それから介護という分野に関わらず、重層的な支援ができるように、重層的支援体制の整備事業というものに着手しておりまして、市民生活相談課を中心に、その断らない相談、またアウトリーチ型の支援を行えるように今体制を整えているところですが、議員おっしゃるように、どこともつながってなく、地域で孤立されるような方になるべくなくすように、そういった体制を整えた上で、必要な支援につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） さらにまた、そういう支援体制というのを本当にアウトリーチで、また重層的、ただそれが責任転嫁にならないように、誰かがやっぱ責任を持って、この支援は、この方の支援は私に任せてくださいというか、そういう方がやっぱりないと、私はやっぱり非常に取り組みが完璧ではない、完璧ではないにしろ、やっぱりそういう重層的に、本当に重層的なそういう支援を築いていけるようお願いをしたいと思います。

昨年の中学校、高校生への調査に続き、今年は小学生に対するヤングケアラーの実態調査が実施されました。改めて深刻な実態が明らかになりました。調査が行われたことは評価しますが、支援の必要性を自認していない児童も一定数いると見られ、対策が急がれます。

私自身、誰ひとり取り残さない仕組みをつくっていかねばならないと考えており、子どもたちが希望あふれる人生を描けるよう、着実に対策を前進させる取り組みをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB、ゼロエネルギービル化の推進についてであります。

国の事業、エコスクールプラス学校施設のZEB化等の推進で、地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対して、地球規模での環境問題への取り組みであるSDGsや、2050年のカーボンニュートラル達成に向けては、さらなる取り組みが急務であります。

公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校エコスクール事業が行われてきました。

この事業は、現在エコスクールプラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択など支援を受けることができます。

令和4年度からは、地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対して、文部科学省から単価加算措置8%の支援が行われております。平成29年度から今まで、249校が認定を受けております。

この事業タイプには、新增築や大規模な改築のほかに、省エネルギー、省資源型として、例えば教室の窓を二重サッシにするなどの部分的な事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた、二重窓に

して省エネ効果を測定、結果は夏場で３８％、冬場で２７％の電力を削減、コストにおいては１３年で回収でき、設置後２０年で約８００万円の導入効果があると試算されております。

教育的効果として、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新のデジタル技術等を学ぶ貴重な教育機関となっております。

ＳＤＧｓやカーボンニュートラル達成の観点から、環境問題、エネルギー問題、温暖化問題を考える上で、実生活の中での教育は理解が進みます。地球環境の問題に現実に関与することによるグローバルな視点を持つきっかけともなります。

温暖化対策には、太陽光発電をはじめ多くの対策があります。それらを発展的に学んでいくことが科学技術への触発になり、ＩＴ人材の育成やＤＸ時代を生きるための勉強にもなります。

エコスクールとしての取り組みは、全国で多種多様な事業が行われております。例えば、自校以外の学校の見学も勉強になるし、交流学习も行うこともできますとあります。

そこで伺います。カーボンニュートラルの達成及びＳＤＧｓ等の環境教育の充実に向けでは、本事業等の活用は非常に有効であります。そこで新築や増築といった大規模事業だけではなく、ＬＥＤや二重サッシといった部分的なＺＥＢ化事業もしっかりと周知を行い、できるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが大変重要であると思えます。本市において周知徹底し、推進すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 津村議員の大きな２項目めのご質問につきましては、施設整備のことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

小中学校の大規模改修事業だけでなく、ＬＥＤや二重サッシといった議員の言われる部分的なＺＥＢ化事業も、できるところから取り組む学校を増やしていくことは、教育的効果を含め重要であり、推進していくべきものと考えております。

このことから、今年度環境に配慮した取り組みとして、三上小学校と野洲中学校の体育館の照明をＬＥＤ化するための設計を行い、来年度その工事を行う計画です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） ありがとうございます。中主小学校とまた北中学校も大規模改修

されましたけども、その２校には反映はされていないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

中主小学校と野洲北中学校につきましては、全てＬＥＤ化ですとか、校舎の照明も含めてそういうふうに行っていく予定でございます。野洲北中学校につきましては、もう完成しておりますので、整備済みということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） 今後も、ぜひともこういうＳＤＧｓ、そういう２０３０年度のこの目標に向けて、今世界の各国も取り組んでいますので、また学校現場でもやっぱりそういう取り組みを子どもたちから、児童生徒からそういう認識をぜひ知っていただくという意味でもお願いをしたいと思います。

では、最後の項目の質問に移ります。健康寿命の延伸と帯状疱疹を未然に防ぐためにという項目です。

誰もが幸せに暮らすために、健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は、極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われているのではないのでしょうか。

２０１３年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めることや、健康の維持、増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとされています。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、健康寿命の延伸、帯状疱疹を未然に防ぐためにについて伺いいたします。

子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方も見えると思います。水ぼうそうは、一度かかり、治った後も実はウイルスは身体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発することがあり、それが帯状疱疹と呼ばれるものであります。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の９０％以上の方の体内に潜っていて、

50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに3人に1人が带状疱疹になると言われております。

1997年から宮崎県内で実施している带状疱疹の調査において、带状疱疹は50歳以上に多いことが明らかになりました。さらに、この10年で20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあります。過去に一度感染して発症のある人は、その後の自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも1歳以上3歳未満の子どもを対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって、水ぼうそうにかかる子どもが減り、水痘带状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の1つと考えられているそうです。

もう既に带状疱疹にかかったことがあるという方も見えるかもしれません。身体の左右どちらか一方に最初はぴりぴり、ちくちくと刺すような傷みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから带状疱疹と名づけられております。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みやずきんずきんとする痛みが特徴であります。

带状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、3、4週間ほどで皮膚症状が収まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。

また、带状疱疹が現れる部位によって顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなど重い後遺症が生じることもあります。

実は、私30代の頃にこの病気になりまして、最初に野洲市の病院に駆けつけて、当時私の連れ合い、妻がいてまして、一緒に病院に連れていってもらって、診断されたのが風邪だったんですよ。ちょっと熱があったものですから、お医者さんは風邪ですねと風邪の薬を頂きました。それは夕方でした。夕方家に帰りまして、痛みとかゆみと、この右目の上の、目までは行かなかったんです。おでこのところから頭の部分にぶつぶつができて、かゆくて、痛くてというのが、もうだんだんだんだん激しくなって、これは風邪じゃないぞということで、妻が医療事典で、これ、もしかしたらお父さん、带状疱疹かもよと言われて、それから大きい病院へ車に乗せてもらって行って、夜中でした。夜中に診察してもらって、すぐに、その先生が带状疱疹ですということで薬を処方していただきまして、何日間か痛みは引きませんでしたけども無事に。ですから、これって本当に、この病気とい

うのはすぐには分からない。本当に風邪かなというそういうことも考えられますので、そういう私は体験者ですので、今後もまた出るか出ないか、原因はストレスが原因ではないかというふうに言われているんですけども、そういう带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田建康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の带状疱疹予防に関する1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、日本には带状疱疹用のワクチンとして2種類ございます。ビケンというワクチンと、シングリックスという2種類のワクチンです。

ビケン、こちらは弱毒生ワクチンというものなんですけども、これはもともと小児の水痘予防に用いられてきたものでございまして、平成28年に50歳以上の方の带状疱疹予防効果というのが追加承認をされております。

この有効性につきましては、50歳代で93.8%、60歳代では91.6%、70歳代では78.6%というふうにされておまして、接種後の副反応につきましては、接種部位の発赤であるとか痛みなどが認められることがあるとされております。

一方、带状疱疹の予防ワクチンとして薬事承認をされております、また令和2年から使用が開始されたこちらは不活化ワクチンというものですけれども、シングリックスというワクチンの有効性につきましては、50歳以上で97.2%、60歳代についてはちょっとデータを持ち合わせておりませんが、70歳以上では89.8%というふうにされておまして、ビケンのワクチンよりも効果が高くなっております。

接種後の副反応につきましては、接種部位の痛みや発熱などのほか、アナフィラキシー反応を含む過敏症状が現れることがあるというふうにされておりますので、こちらにつきましては接種後の注意が必要というふうになっております。

これらのことを踏まえた上ではございますけれども、いずれのワクチンにつきましても、带状疱疹の予防に有効なワクチンであるというふうに認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 残り少ない時間ですので、もう次の質問にいきます。

带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はされているのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田建康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、野洲市では带状疱疹ワクチンについて積極的な周知や接種の推進というのは行っておりませんが、接種に関するご相談をいただいた場合には、ワクチンに関する情報提供というのを行うことは可能かなというふうに考えております。

ただ、例えばビケン弱毒生ワクチンにつきましては、免疫機能に異常のある方は接種できないなどの禁忌事項、打ってはいけないというふうな制約等もございますので、こういったことから、現状では、まずかかりつけ医とご相談をいただくようにというふうにご案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） この带状疱疹ワクチンの接種費用なんですけども、生ワクチンで１回８，０００円程度、また不活化ワクチンは１回２万２，０００円程度で高額で、しかも２回接種しなければなりません。愛知県では、名古屋市が２０２０年３月から接種費用の助成を開始しており、生ワクチンに対して１回４，２００円自己負担を、不活化ワクチンに対しては１回１万８００円の自己負担を医療機関に支払うことで接種ができる体制になっております。また、刈谷市でも本年８月１日から接種費用の一部助成が始まりました。本市においても市民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の３点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、予防接種法の定期接種ではなくて、任意接種となっております带状疱疹ワクチン接種に対しましては、市が単独で助成を行う場合には、定期接種ですと交付税措置という形にはなりますけれども、一定国費が入ってまいります。これに対して、任意接種というのは一切入ってきませんので、まず財源をどう確保していくのかということと、あと万が一健康被害が発生したときの対応が、こちら定期接種とは異なるなどの課題があるというふうに認識をしております。

また、現在国が带状疱疹予防ワクチンを定期接種とするかどうかの検討を進めているというふうにもお聞きをしておりますので、審査状況などの動向を注視しつつ、必要があれば

ば市としての対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ぜひとも前向きにというか、取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

私も、この定例会開会日にちょっと眼帯をして出席させていただいたんですけども、白内障を両目手術しまして、大体ざっと10万円、5万円、5万円で手術させていただきまして、まだちょっと慣れないんですけど、これ保険適用、白内障の手術、保険適用されたんですよ。これ公明党の実績としてさせていただきました。もし保険適用がなければ、本当に高額な30万以上の費用が発生するわけですよ。ですから、本当にこれからそういう私の友人の連れ合いの方が、先月ある日突然というか、夜中に2階と1階で寝ておられて、ご主人がぱたんと夜中音がして、結局脳梗塞でその日で亡くなられたという本当に悲しいことがあって、私もそのご主人をお伺いしてお話を聞いたんですけども、昨日までしゃべっていた人が明日の朝は亡くなっていたという、もう本当に私自身も一人住まいですから、そうなるとも限らない。ですので、いつも家族にはいつどうなってもいいようにはやっているんですけども、とにかく予防、病気で亡くなる、これはもう本当にもう避けられないですけども、しっかりやっぱ予防が最優先だと思いますので、しっかりまた市としての取り組みをお願いしたいと思います。これで質問終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 第16番、岩井智恵子でございます。

去る5月18日の病院整備特別委員会で、市長の長い熟考後の結論として、総合体育館横温水プール跡地の病院整備の方針が示されました。この方針が示されるまでのこの1年、方針が二転三転し、その都度私ども有志の議員や守山野洲医師会の先生方が要望書を提出、しかし、それらの要望書は顧みられることなく、今年の1月、一会派の要望書をきっかけにして、約4か月間熟考中に切替えられました。熟考中は、前副市長や市立野洲病院事務部長、院長しかり、また、その間野洲市のホームページを確認いたしましても、毎週の部長会議で熟考中に関する協議や報告も見受けられていません。市長自身のつてで、医療関係者や専門家へは相談されているようです。これは5月18日の病院整備特別委員会で明らかになっております。それだけ側近の前副市長や部下、医療関係者を信用されていなか

ったことは、首長として大変残念に思っております。

そこで、市長にお伺いいたします。

1 問目、市長自身があれだけ議会や守山野洲医師会の役員会議でBブロック整備を約束されながら、再度Bブロックが提案されることなく却下、わざわざ市有地の3候補の中で液状化のリスクも高く、その上、令和7年度の国民スポーツ大会等開催されることが分かっているながら、あえて課題が多い今回の方針を強硬に示されるのはなぜか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員のご質問、今回の方針を示した理由についてお答えをいたします。

まず、一番最初のご質問で、今議会で特に十分ご審議をいただきたいと考えている市民病院の新たな整備場所選定に係る私の政策的意図に問うていただき、ありがとうございます。しっかりとお答えを申し上げたいと思います。

まず、私は今回の場所を、Bブロックと比べ課題が多い場所とは全く考えておりません。そのため、強硬にお示ししたのではなく、整備の容易性、開院までの速さ、通院の利便性、経営成立の可能性、施設の利用快適性、そのほか市の全体施策やまちづくりとの関係性など、多くの点で、従来の駅周辺より優位または同等、もしくは及第点を有する優良で最適な整備場所と判断し、岩井議員が言われる強硬にお示ししたのではなく、満を持してお示ししたところでございます。

なお、今回の総合体育館横温水プール跡地は、以前お示しした市有地の3候補地の1つである総合体育館裏駐車場の近接地ではございますが、懸念事項とされていた接道や埋蔵文化財、上下水道等のインフラ、浸水などのリスクをクリアできたある意味新たな整備場所でございます。

また、液状化のリスクについては、去る特別委員会でもご説明いたしましたように、建物の周辺部分や敷地の車両動線部分の改良を行うことで、比較的軽費で対策が可能であると見込んでいるほか、国民スポーツ大会等との調整についても、病院の整備工程や同大会会場の設営や運営に関して、関係部が協調して工夫することで十分可能であると見込んでいるところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） ただいまは、市長のほうより駅前、従来の駅前よりもこちらのほうがいろんな意味で適していると、そして早い病院建設にもつながる、そしてスポーツ大会にも大きな影響が出ないように言われておりますけれども、私はそれほど甘くはないと思っております。

それで、先ほどもBブロックにこの早期再開を求める決議案が否決をされた、このことによって、Bブロックから気持ちが離れたかのように、決定的な理由の1つとして先ほども言われましたけれども、この当時はまだBブロックがしっかりと、案は出されておりましたが、Bブロック自体の駐車場についてはしっかりとまだ皆さんにも徹底されてない中、そして、あくまでAブロックで病院整備がしたいという議員もおります中での採決でございまして、なかなかBブロックに私も自分が率先して決議文を出した一人ですけれども、人数には至らなかったんですが、それを基に大きな決断の中のこれが原因の1つであるかのように先ほども言われておりますけれども、それは同じように比べられるのはどうかなと思いますし、Bブロックはもう駐車場が40台、これに比べたら、今はこれだけに広く駐車場も取れるというような比較をされておりますけれども、あくまでこれは市長がBブロックは絶対もう揺るがないと守山野洲医師会の会議でもそれを言っておられるのに、熟考中に入りまして、ちょっとお粗末ではないかと。本当の意味の原因というのが市長サイドにあるのではないかと。真からBブロックというものをずっと続けていく、何とか完成していくという気がなかったのではないかと、私はそのように思っております。そういう理由づけのためにあの決議文が否決をされたという、そういうこともちょっと言い回しが非常に私は不愉快でもありますし、もっともっとBでも、駐車場に関しましても、文化ホールの敷地に及ぶとか、あるいは複合商業施設で一体的な駐車場の案もなきにしもあらずのところを、今の40台だけで比較をされるようなことがありますけれども、そこらに関して、本当は市長はBブロックも嫌というのか、進める気がなかったのではないかと私は思いますが、それはいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） Bブロックでは進めるのが嫌だったかとか、いいとか悪いとかいう問題ではありません。あらゆるところで、最近、先日の市民説明会でも申し上げておりましたが、Bブロックで整備を進める方針をお示しさせていただいたのには、そのときそのときの理由があります。だから、その理由を申し上げた上でBブロックで整備を進める方針を出させていただいたということでございます。

それで、そのときの中にはやっぱり何というんですか、一括繰上償還、要は資金的な問題もありましたし、それだけが全てではないんですけども、そのときの議会の構成ももちろん大きくあります。

いずれにせよ、私も説明会でも申し上げたんですけど、早く整備をしなくてはならないというのが、これがまず第一ではないかなと。私の我を通して、例えば現地建て替えを我を通して、医療関係者がノーと言っている、技術的にできるではないかということで、まっしぐらに進んでいっていたら、それは強硬に進めていると言われても致し方ないかもわかりませんが、とにかくそのときそのときの状況を見据えた上で、私は方針を決めていかせていただいております。昨年の10月の選挙で議員の構成が変わったというのも1つです。そして、今申されました決議、決議を何か軽くお思いですけども、やはり決議というのはまず大きいですよ。そして駐車場の件も大きかったです。熟考している中の一つひとつのそれが私の中で検討させていただく、一つひとつが大きな問題で熟考をさせていただいたと。それで、今の温水プール跡を中心とした整備を今お示しさせていただいているということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 別に私も決議を軽んじているわけではないんですけども、それをあたかも首を取られたかのような言い方で、1つの大きな要因であるみたいに言われるのはちょっと心外だったので言ったまでなんですが、ただし、市長はBブロックの建設のことを最後までやり切っていない、途中でもう熟考に入られたわけですから、そこはしっかりと謝するというんですか、そこはしっかりと察していただかないと、私たちもBに移行して行って、本当にBだと思っていたら、今度はもうころっと変えてしまわれてこういう今の状態ですし、第一に今の案ですね、この方針が私はスムーズに早く建てられる理由の1つになっているとは思っておりませんので、その点はよろしく願いいたします。

では、第2問に行きます。

病院整備特別委員会の資料に書かれている場所と面積では、総合体育館への野外階段の移設が必要となっているのは明らかであります。

まず、この野外階段の移設について、代替階段の新設と現階段の撤去に分けて、それぞれ工法、工期、経費について、具体的に分かりやすく説明を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 健康福祉部、布施でございます。議員の皆さん、お

はようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岩井議員の２つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

屋外階段の撤去と新設につきましては、岩井議員お見込みのとおり、実施するというところで方針を固めてございます。

一方で、工程全体の早い段階において一連的に実施をしたいというふうに考えておりますが、お尋ねの工法、工期、経費につきましては現段階では未定でございます。基本的には原因者であります病院事業で費用を負担いたしまして、体育施設、国民スポーツ大会等に支障を来さないよう、施設管理者であります教育委員会と十分協議をして定め、実施していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１６番（岩井智恵子君） 国民スポーツ大会は国挙げての大きなイベントでございます。その準備や整備もある中で、当然代替階段の新設、あるいは今申されました現階段の除去、こういったことは早くされないと、これから通るか通らんかまだ分からない状態で、しっかりとはまだ詰められないと思いますけれども、ここの撤去について、あるいは新設については大きな問題であります。これは、今後スケジュールの中には含まれていないですよね、この段階のは。そこはどういうふうにしていこう、どこをいつ頃から本当にかかっていきたいと思っておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の再質問でございます。

現段階におきましては、先ほど申し上げましたとおり協議が整っておりませんので、具体的にお示しすることはできませんけれども、全体の行程の表記をさせていただく中で、準備工事等も予定をさせていただきます。この準備工事の中で果たしてすべきなのか、それとも前段階においてすべきなのかということも含めまして、教育委員会と具体的に協議を進めてまいりたいというふうに思いますし、いずれにいたしましても大会等に支障のないように、前段階において十分協議をした上で準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１６番（岩井智恵子君） 準備工事あるいは前段階での工事で、これから教育委員会と

詰めていくというお話ですが、次、第3問、総合体育館は教育委員会の管轄であります、この野外階段の移設の件についてはどのように受け止められているのでしょうか、教育長お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の野外階段の移設についてお答えをいたします。

総合体育館の野外階段は、2階観覧席への来館者の動線や、また緊急時の避難経路などとして体育館の運営上重要な機能を持っています。

一方、病院につきましては今後その規模や配置など、建物の詳細が明らかにされると思います。その上で、新たに整備する階段の規模や位置、整備時期などが定まってくると考えています。

教育委員会としましては、野外階段の移設につきましては、まずは体育館来館者の安全と利用に支障がないよう、担当の地域医療政策課と十分に協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） これだけの大きな方針が示されたわけですがけれども、今回のこの方針はどのように受け止め、体育関係者、いろいろスポーツ関係者などのご意見もあろうかと思えますけれども、独立されているこの部局の教育委員会として、そのあたりを、また内部的にもいろいろ調整していかなければならないかと思えます。私も耳に入ってきますのは、やはりスポーツ関係者の方からも、なかなかご理解がいただけてないとは思いますが、そのあたりのことはどのようにお考えか、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 教育委員会としまして、市としてこういう方向が決められているという方向ですので、それに従って、何とか運用に支障がないようにということを一番に考えております。また、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会もございますので、そこに支障がないようにということを最優先で担当課と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今、教育長言われましたように、大変重要なところなんです、ここは。いいかげんなままで、まあまあ押されてこのまま進んだのでは、本当にこの国民体育大会、障害者体育大会、これも本当に大きな位置づけでございまして、たくさんのバスやら人員が来られます。こういう工事中だとか、いろんな中で、足場のないようなことでお迎えするということは絶対にならんことだと思いますので、十分教育委員会としてもこのあたりは力を発揮していただきたいと、意見を述べていただきたいと私は思っております。

次、第4問、病院整備特別委員会での資料、6ページになるんですが、病院棟敷地図をみて、自動車動線が機能するのか、素人の私でも本当に成り立つんだろうかという不安を持っております。駅前方面から中の池川に向かって走る市道は、その橋に向かって上り坂になっています。その上り坂の途中に一方通行の自動車の動線が、入り口、出口となっていて、各1か所設けられておりますが、この動線の間には歩道や駐輪場、思いやり駐車場なども書いてございます。

まず、坂道からの出入りは大変に危険です。私も何度か見に行っておりますけれども、どう考えたって50メートル足らずに思われるんですが、その中に入り口と出口の動線がひっついてあるわ、中に駐輪場入れるわ、何かこれは非常に私はもう無理難題。普通の駐車場もありますよ。そのまた近くに駐車場、だから3つの駐車場が出入りしているんです。そういう中において、一般のスポーツ関係者も来られます。スポーツにいそしんでいる方も毎日体育館を利用される方も来られる中で、また救急車、あるいは霊柩車といった自動車も出入りします。それからバイク、いろんな乗り物が行く中では、あまりにも狭い。その中に、一方通行の動線を2つの道をつくられるということ、これは隣接していますので、大変に危険だと私は思っております。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の4つ目のご質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、特別委員会の資料でお示しをさせていただきました内容でございますけれども、車両の動線や進入口の数も敷地内の病院棟の配置、もちろん病院玄関の向きなどに関しましては、同資料中に注釈としてまとめておりますとおり、今後基本設計等において決定するため例示したものでございます。したがって、本日、議員のほうからいただきましたご意見も踏まえまして、しかるべき段階におきまして専門の設計業者とともに良案を作

成いたしまして、評価委員会などで精査をして決定をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、今回、新たな場所につきましては、体育館裏駐車場敷地を除きますと、病院棟の部分の敷地だけで約6,400平米と広い面積を有してございます。市道市三宅小南線との接道延長、いわゆる間口につきましても20メートル以上と長く取ることができております。そして、体育館裏の敷地ですとか駐車場も含めまして、当該市有地全体で車両の動線を整理していきたいというふうに考えてございますし、今、実際ご指摘いただきました進入口の間口につきましても、十分この中で検討してまいりたいというふうに考えております。ご心配いただきます点につきましても、今後対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今言われたことも分かりますし、私も素人判断ですから、私の意見が合っているということも断定的には言えないんですけども、Pの15ページを見ていただきますと、市道市三宅線に面していると、これで大きな、道路は大きいですがいいということになっていきますけれども、これを見ておりますと、市道の拡幅の必要性もなくと書いていますが、果たして近江八幡からずっと野洲に向かって来る場合には、その動線のところに入ろうといたしますと、坂道になっておりますから、やはり右折だまりが必要だと私は思います。これ自動車も増えてきますし、直進車が通り過ぎるまでは右折車はずっとそこにいなきゃならないと。当然停滞が起こってまいります。そして危険です、坂になっていますから。若干坂道です。そういう中に、でも駐車場に入るにはそんなにいろんなところから持ってこれませんよね、案を。駐車場は駐車場です。やっぱり道から入るんですから、そんなにいくつもいくつも出入り口を今の設計から見ても造れるわけではないので、私はちょっと交通機関の方にも相談させてもらいましたけれども、やはり危ないと。そこで交通機関のいろんなところに出されても、果たしてずっとそれが通るかどうかという問題もあるかと思いますが、交通事故が本当に右折だまりも造らなくて、これでいいというようなことを思われておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ありがとうございます。岩井議員の再質問でございます。右折だまりを造らなくてもよいと考えているかという点でございますけれども、ま

ずもって現状の市道環境におきましては、十分幅員も確保されておりますし、進入口としては問題ないというふうに考えてございますが、右折だまり等の協議につきましては、いずれにいたしましても間口を設定する際に公安委員会等で協議をさせていただく予定でございます。その中でどういうご意見をいただくかということも踏まえまして考えていくものではないかというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、今回いただきました意見を踏まえまして、設計段階で十分精査してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） じゃあ、次に行きます。

問5、病院整備特別委員会の資料のスケジュールでは、国民スポーツ大会開催中は病院の建設工事を一時中断、また立体駐車場は国民スポーツ大会等が終了後に着工となっております。工事を一時中断しても、工事現場や資材置場等、また工事用の仮設物など、このままだと想定されます。旧温水プール解体工事のときは第1駐車場を閉鎖したと聞いております。このことからすると、国民スポーツ大会はできないと予想されます。工事と国民スポーツ大会等開催の問題について、教育委員会及び国スポ・障害スポーツ大会推進関係機関とどのような協議を行ったのか、協議の結果はどうであったかをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 5つ目の岩井議員からのご指摘、ご質問でございます。

ご指摘のとおり、大会期間中におきましては工事を中止いたしまして、工事による騒音等が生じないようにする予定を考えてございます。

また、昨年度のプールの解体工事の際におきましては、前の駐車場を閉鎖されて施工したところでございますが、今回、病院整備におきましては、先ほど申し上げましたとおり、体育館裏駐車場敷地を除く病院棟部分の敷地だけで約6,400平米と、駅前Bブロックの敷地3,600平米と比べまして、約1.7倍の広さがございます。こうしたことから、必要な工事ヤードにつきましても、この敷地の中で十分確保できるのではないかというふうに現在におきましては考えております。

また、教育委員会との協議につきましては、今回の温水プール跡地で国スポ大会に係る

仮設の建物などを整備される予定でありましたことから、その代替場所をどう確保していくのかというような検討課題もございます。こうしたことも踏まえまして、今後両部におきまして、協調して事業を進めてまいりたいということを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） とにかくけがのないように、そして資材置場はやっぱり危ない、危険なものがたくさん置かれた状態ですので、やはり駐車場を閉鎖するという形でされるのが、本当に大きい建物ですから、建設されるのが。そういう安易なことでは、私はなかなか難しいのではないかなと懸念しておりますので、その点はよろしく願いいたします。

問6、国民スポーツ大会の開催に当たっては、前年度にプレ大会が開催されることになっています。資料のスケジュールでは、そのところが想定されていないように見受けられますけれども、その点どうなっているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 6つ目の岩井議員からのご質問でございます。プレ大会の関係でございます。プレ大会、いわゆるリハーサル大会でございますけれども、令和6年度中の開催であるということを確認させていただいております。工事着手前、または準備工事の期間中に当たる段階というふうに見込んでおりますので、開催及び工事にはほとんど影響がないというところを確認したところでございますが、一方で大会のプレ大会の日程につきましても現在調整をいただいている種目もございます。こうした中で、十分協議を進めながら確認をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 施工期間が令和6年ということにもなっておりますのだけれども、国スポその期間だけでなく、今みたいにプレ大会というものが大きく関わってくるかと思うので、調整をしているという、させていただいているということもありますけれども、こちらのほうもやはり予選会など本当に真剣勝負で試合等に参加されますので、多くの選手、あるいは関係者が来られます。ここにも十分気をつけていただいて、ということもスケジュールの中にしっかりと組み込んでいく。絶対に危険なそういうもの

が生じないように、そこは徹底していただきたいなと思います。

では次です。問 7、病院整備特別委員会では示されたスケジュールは、まだ短縮可能であると執行部がこの前答えられました。こう答弁されていますが、その点はどういうことか、具体的にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の 7 つ目のご質問でございます。

今回、特別委員会でお示しをさせていただきましたスケジュールでございます。例えば基本設計から実施設計、これが約 17 か月でございます。本体工事で 19 か月といったスケジュールで、極めて一般的な所要期間を基にしたスケジュールをお示しさせていただいたところでございます。したがって、このスケジュールは十分実現可能なスケジュールであるというふうに考えておりますのと、先日の特別委員会で、このスケジュールをもう少し短縮も可能であるということも示唆をさせていただきましたが、その理由につきましては、事業者を選定する際にも評価ポイントとして工期短縮を設けること、これを考えているほか、本体の実施設計中に着手可能な準備工事を施工すること。そもそも、今のところ発注方式として、第 1 想定としておりますのがデザインビルド方式でございますけれども、仮にそれ以外の早い整備方法、手法がないかということにつきましても、基本計画の中で、成案作業の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。そうしたことを踏まえまして、余地があるということを申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16 番（岩井智恵子君） デザインビルド方式ということが出ておりますけれども、この業者は、もう早いとこ選定をされるという意味ですか。業者が早く決まらないと、こういったことはスケジュールが短縮できるというのはなかなかいかないと思いますけれども、本当に手抜きはしないように、ただ早さが競われているわけではありませんので、安全ですので、その点は十分注意していただきたいんですが、このあたり、もう一度お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） デザインビルド方式を前提としたスケジュールの中で、岩井議員のスケジュールのご質問でございます。

これも特別委員会の資料の中でお示しをさせていただきましたけれども、今後のスケジ

ルールといたしましては、今年度の後半、事業化予算を9月議会でお認めいただきました前提で、要求水準書等の作成を行いたいというふうに考えてございます。その後、令和5年度におきまして業者選定に入るという前提でございます。そうしますと、その後におきまして、DB方式でございますので、基本設計、実施設計、建設施工という工事につきましても、一連に設計施工を一体という中で進めていただけるというようなスケジュールでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） では、次に行きます。

問8、病院整備特別委員会資料では、駐車場に関して、不足分は農地の一時転用で対応するとされていますが、それに関しての期間、規模、事業費の想定と、その事業主体、これは国民スポーツ側になるのか、あるいは病院事業側、どちらが担うのかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の8点目のご質問でございます。

特別委員会の資料におきましては、実施の可能性が選択肢の1つというようなことで、農地の一時転用についてお示しをさせていただいたものでございます。

これに関しましては、方針として決定をしたというものではございません。したがって、お尋ねの期間、規模、事業費の想定につきましては現段階では未定でございますけれども、実施するとした場合につきましては、基本的には原因者であります病院事業で費用を負担して、体育施設、国民スポーツ大会等に支障を来さないよう、施設管理者であります教育委員会と十分協議をして定め、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 分かりました。

では、次行きます。

問9、国民スポーツ大会終了後に整備予定の立体駐車場の整備事業は、病院事業で行うのか、教育委員会事業で行うのか、また、整理後の管理はどちらがされるのか、どちらを想定されているのかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 9点目のご質問でございます。立体駐車場の整備と管理主体についてお答えをさせていただきます。

現時点におきましては、いずれも病院事業で実施をし、管理するという想定でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 病院事業で全て管理をするということでもいいんですね。体育館を使用される方の駐車場も含まれていますけれども、そういったことを全て病院事業でされるということですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 現時点におきましてですけれども、少し推計、過程になるわけでございますけれども、2層部分の上層部分につきましては職員等が利用させていただこうというふうに仮定をしておりますのと、当該駐車場につきましては、有料無料の判断については現時点では無料というふうに考えてございますので、一元的な管理につきましては、病院事業の中で対応してまいるというふうなこともできるのではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） このあたりは教育委員会とも十分に協議をされるべきだと思いますし、教育委員会も執行部からの提案だからといって後ずさりすることなく、しっかりと、今はまだこれが決定されて、絶対的にこの方針が認められているわけではありませぬし、多くの反対意見も耳に入ってきておりますので、本当に議論を重ねていただきたい。そして、あわよくばこのスポーツ大会が無事に、本当に成功裏に終わるように、このスポーツ大会に関してはそのように感じておりますし、それだけではない、後々体育館を使用される方、本当に伸び伸びと体育館を使用しようと思っても、目の前がちょっと大きな病院があると、そしてまた、地質的に私も液状化のことは決して晴れているわけではありませぬ。

この間も政策監ともお話をさせていただきましたが、その病院の部分だけを強硬に杭を打たれたとしても、それは全面的にいいというわけではなく、やっぱ周りが沈没していた

ら意味がないので、そこは広い範囲でボーリング調査とかしながら、しっかりとする。でも、あまり費用がかからないというような安易なことが書いているので、何かすごく軽く感じておられるんじゃないかと、そういうことを懸念しておりますけれども、そこらに関してはどうなんですか。本当に基礎的な大事な部分なんですけども。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 質問の趣旨の中にはちょっと出てこないんですが、この点につきましては、いずれの場面におきましてもご心配をいただいているというふうにお聞きしております。先般の市民説明会におきましてもそうでしたし、まずもって、守山野洲医師会様の懸念事項という形でもご指摘をいただいたところでございます。

これにつきましては、特に設計の専門業者のほうにも確認をし、さらには評価委員会で構造計算の専門家の先生もいらっしゃいますので、その辺の先生のコメントも頂戴をできるように、今現在調整をさせていただいております。我々の判断について、客観的にどうなのかということをお示しさせていただけるというふうに考えてございますので、ご理解のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） こういうことがいろいろ出てきますと、当初の予算額よりもどんどんどんどんその開きが出てくるのではないかという懸念もあります。身の丈に合った、市長はこの言葉をお好きなのでよく言われますけれども、本当に身の丈で合ったところでおさまるのか、そして、ちょっとずれますけど、やはり集客、集客というのか患者さんがやっぱり一番増えてもらわなければならない。利便性の大事なところですので、このあたりもしっかりと考えていただきたいと、このように思います。

では問10番、最後に市長にお伺いします。

今回の方針は、私は正直言って駅前Bブロックの病院整備よりもはるかに難しいと思っています。駅前での整備が長引く中、熟考期間を終え、やや過剰な方針と懸念しております。何といたってもこの整備は、市長自身が当初3候補の中から選ばれなかったところです。駅前からシャトルバスの運行、社会資本整備総合交付金10億5,000万、既に約1億5,300万交付済みであります。病院事業債、約11億7,400万一括返済を迫られる。その関連で、駅前Aブロック用地を貸す、あるいは売却してしまう。その売却費でこれを充ててしまうという、何か安易な、本当に駅前って大切なところだと思うんですけれ

ども、これを安易に売って、そのお金でそれに代えるというようなことも堂々と書いておられますね。そういったところで、ついこの間までは夕張、夕張のようなということで財政難を言っておられました。でも、このたびは市の財政状況が好転した、このようなことを言われて、ころっと違う方向性を出しておられますけれども、これと同時に、駅前Aブロック、Bブロック、あるいは全部その文化ホールも含めて、何か大きな規模でいかにもたやすくいけるような、また売却とか、どういうふうにされるのか分かりませんが、ここらも一緒に何か総合的にいうのが勢いをすごく感じるんですけれども、市長はこのあたりはどういうふうに思っておられますか。やっぱり10億5,000万、このお金って、結構逃すというのは大きなものがありますし、それもなくてもいい、11億5,000万も即金で払う、こういうことを優先するがために、本当に財政状況が好転したとは言われながら、どうも急な話で納得がいかないんですけれども、ここらの財政に対してどのように思われていますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 財政状況のことのご質問ですけども、夕張、夕張と今まで言っていた、財政が好転したとか今岩井議員おっしゃいましたけど、私は夕張を夕張になる、夕張になるということは申し上げておりません。過去あり方検討委員会でしたか、そこでこの市民病院を整備していくということは夕張化するよとか、5万市民の相当な覚悟が必要だというふうに、その検討委員会の先生方が言われたということは申し上げたことはございますけど、私からあえて夕張化なんてな言葉は言った、私自身の言葉で言った覚えはございません。やはり夕張市に対して本当に申し訳ないと逆に思います。

財政がよくなったというように言われますが、私、財政がよくなったということはまだ申し上げておりません。まだまだが厳しい状況でございます、財政は。基金がまだ枯渇した状態です。だから、そういう基金を積み上げてきて、そして潤沢な資金運営ができるようになって、初めて財政状況がよくなったというふうに言えると思います。

今は、おっしゃるようないろんな状況下の中で、例えば先ほども議案質疑の中でちょっと訂正させていただいたんですけども、休床病棟の費用ですか、それを弁償を、弁償というんですか費用を国から頂いておる、そういうことが13億見込まれるとか、去年もその部分も入っておいりましたので、そういう意味では資金は、キャッシュフローは回るというようには思っておりますが、依然として厳しい状況には変わりはありません。一借という、毎年なんですけど、この時期の一借というのももちろん今もしております。だから、

以前よりかは、去年の５月よりかはフローが回るように、若干フローは回るようになってきましたけども、まだまだ財政状況が改善したとは私は思ってもおりませんし、行財政改革はやはりきちっとしていかないかんというふうに思っております。これはやっぱり将来のことに對しての積み上げをしていかないかんというところでございますので、その辺はご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１６番（岩井智恵子君） 私も夕張と言ったことは失礼をいたしました。ちょうど私がこの議員になりましたときはもう夕張、夕張、夕張ばかり言われていましたので、すごくちょっと印象に残っていて申し訳なかったかなと思いますけれども、このたびの市の財政状況が好転したというのは、この資料に入っています。この資料に書かれていますから、ですからこれは市長のお言葉と取っても致し方ないと、このように思っております。

ただ、今財政が厳しいとおっしゃったのであれば、Ｂブロックを選ばれたときに１０億５，０００万、また一括して１１億７，４００万お支払いしなくても、年数過ぎしながら交付金を頂きながら返すという一番のいい方法を組み立てていたにもかかわらず、それも蹴ってですよ、今財政難だと言っておられることに矛盾を感じますが、その点はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私は、全く矛盾を感じておりません。当初Ａブロック、そしてＢブロックで駐車場と言われたときに１０億５，０００万の社資交が頂けるということはもちろん私も聞いておりましたが、下が１０億７，０００万の要は借金ですか、起債があるということがあるんです。あれを一般の住宅でいってみたら、住宅ローンで家を買って、住宅ローンを返済、完済するまでは銀行のものやとよく言いましたやん。そういう状態だということの認識も持っていただいたら、Ａブロックにしろ、Ｂブロックにしろ、何も費用が発生したとかしてないとかいう問題じゃなくして、Ａブロックにしたら、Ｂブロックにしたら１０億５，０００万の社資交が頂けるということのみが走ってしまうと、それはその１０億５，０００万の損失に当たるん違うかということですけど、総合的に考えて、どういふんですか、経費的にはＡブロック、Ｂブロックでしょうが今の場所でしょうが、遜色はないというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１６番（岩井智恵子君） 市長の言われる遜色がないということがもう一つ、どういふ

意味でこの１０億５，０００万、あるいは１１億７，４００万を即金で払わなければならない、これがたちまち要りますやんか。そして１０億５，０００万入ってこないそういう中で、なぜ遜色がないのか。財政難だと言っておりながら、これには目をつぶって、そして今は財政状況が好転したから、ましてシャトルバスもあるんですよ。シャトルバスのお金から全部計算してみてください。これ落とし穴というのか、見過ごしておられることがいっぱいあるかと私は思っておりますので、これからいっぱい精査して、ああ、こんなことではなかったということのないように、そういうこともしっかりとさせていただかないと、言っておられることが矛盾しているなと私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） お手持ちの２９ページにも書かせていただいておりますけども、財政負担の比較の中で、約５，８００万円のマイナス、負担がかかるということは書かせていただいておりますけども、Ａブロック、Ｂブロック合わせてにぎわいの創出、私何も売却する、一点張りで売却すると申し上げたことはございません。民間の活力の中で、民間企業が賃貸してほしいと、要はリースしてほしいという要望があればリースもいたします、売却してほしいと言われたら売却もしますという、あらゆる可能性を出した上でお願いしようということは過去にも申し上げておりますので、ただ、リースするにしても売却するにしても、市にしてみたらプラスになるわけなんですよ。でも、そこへ基準内繰入れといえども税金を投下していくわけなんですよ。そういう公共施設なんですよ、この病院というのは。ということは、それを収益というんですか、収入が図れる場所に税金を投下していくということに、このマイナスがずっと続いていくんじゃないんですかという、その経済的合理性から考えていったら、Ｂブロックで貸したとします、毎月賃料が入ってきます。片やそこへ病院を建てたら賃料は入ってきません。税金を基準内繰入れ、これ赤字が出たら基準外繰入れということも考えなくてはならないんですけど、基準内繰入れというものを投入していかないかんわけ。そうすると、収入が僅かでも入ってくる施設を、わざわざそこへ整備するよりも、そうでないところへ整備したほうが、体育館の場合はその土地代というのがかかってきませんので、体育館のところへ民間の活力をお願いしますいうても、まずないと思います、場所的に、地理的にいっても。商売に、商業施設に向くような場所ではないというふうに私も思いますので、そういうことを考えたら、何も今提案させていただいている場所が１０億５，０００万があろうがなかろうが、全体の計算からいったら５，８００万円の負荷はかかってきますけど、その分は十分補えるという

ふうには考えております。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） 今まことしやかなことを言っておられるんですが、病院が結局駅前にあったら、そこから収益を得られないからという、あまりにも短絡的な考え、それはおぎやあと生まれてから本当に亡くなるまで、病院というのは市民が利用するんですよ。それだけでも大きな価値があるのに、何がしの収益がここでは図れない。でも体育館に移したら、ここの駅はしっかりと収入を得ることができる。まさに市長は社長ですから、そっちのほうの考えは確かに理屈は合っていますけど、そういう考えでやられるというのは、ちょっとどうかと思います。今まで本当に10年近い間かけて市民の声、議員の声、いろんな声を聞いて練り上げてきたことを、そんな物の言い方されたら、ちょっと失言に近いと私は思っております。病院だからいうて、にぎわいがないということはない。病院だからといって、にぎわいもつくれます。商業施設が絶対当たるかといえば、商業施設が絶対当たるとも言えない。そこは本当に難しい判断ですよ。それ軽々しく、会派の方が言っておられるじゃないですか、A、B売ったらいいと。それ、本当に大切な市民に託された土地を、簡単に売って市債に代えればいいのかね、そういう発想はちょっと私は今のここではもうやめていただきたいというぐらいにちょっと思っておりますので。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今の、私、別に病院を阻害して駅前から遠ざける話をしているわけやないんですよ。この資金収支、資金のこと、要は財源のこと、財政のこと、いろんなことの話の中で岩井議員が言われるから、社資交が10億5,000万なくなるのに、それを無駄にするのかという話から、そうじゃないですよというご議論を申し上げただけで、何も病院は駅前からどうのこうのなんて考えてないです。先ほど来言うてますように、今のご提案させていただいている場所は野洲の中央なんですよ、中央部に当たるところで、いろんなところからやっぱり来やすい場所やというように喜んでいただいている方も確かにおられます。だから、そういう意味で言っているだけで、別に病院を軽々しく扱っているわけでもなく、より来ていただきやすい場所を整備しようということを考えておりますし、会派がA、B売ったらいい、売ったらいいというのは、私は会派には属しておりませんし、そのことを直接お聞きしているわけでもございませんので、先ほども申し上げましたけども、売却を望む企業さんがあれば、それも柔軟にお聞きする、リースの場合も柔軟にお聞きするということは従前から申し上げておりますので、その辺はご理解いただけま

すようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） これ以上言っても、もう通じないものは通じないところがありますので、それは仕方ありませんけれども、しかし、市長は自分の公約とか、自分のことをすごく重きにされるのもよく分かるんですけども、やっぱり市民のことを一番に考えていただきたいというのと、体育館はただや、体育館の土地はお金が要らないとおっしゃいましたよね。それとこっちの土地代を返済していく、この市債のことを比較して、体育館は要らないからと、では体育館の土地も同じように払えば同等の比較ができますけれども、こっちは土地代を入れずに、駅前には土地代を入れての比較ですから、それは大きいですよ。そのことも私はちょっと懸念を抱きながら、もうこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前には土地代がかかる、じゃあ今提案させていただいているプール跡はかからへんと現実問題を申し上げているだけで、このプール跡地が土地代がかかると考えてやれとおっしゃいますけど、もともとが土地代がかからない市有地ということで探して、駅前以外でということで、この3つを当初候補地に挙げさせていただいたわけなんですよね。だから、ふれあいセンター、総合体育館というのが一団の土地だということで提示させていただいたわけですから、当然そこには市有地でもありますし、購入するわけではないわけですから、当然土地代がかからない、こちらはかからない、こちらはかかるというのは、単純に比較をさせていただいているだけで、それがこっちは現実に土地代が要るわけですから、その比較検討の中の1つとして申し上げているだけのことから、そしてまた、強引に進めているというようなこともおっしゃいますけども、先ほど来何回も申し上げておりますけど、別に強引に進めているわけではなく、もうその時点時点においてこれが一番いいだろうということの判断、一番早く進むやろうと、岩井議員も早くしなくてはということは何回も言っておられるわけですから、この1つの目的というんですか、それは一緒やと思うんですよね。だから、その辺はご理解いただいて、ぜひご賛同いただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○16番（岩井智恵子君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を午後１時といたします。

（午後０時０９分 休憩）

（午後１時００分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第３号、第３番、石川恵美議員。

○３番（石川恵美君） 創政会、第３番、石川恵美。ペットと共生するまちづくりについて。

私は、毎回まちづくりのいろいろな課題について質問をさせていただいております。私の考えるまちづくりとは、地域に根づき、様々な社会問題を解決し、魅力あるまちにしていくことだと考えます。近年の少子化も含めた高齢化問題、人口減少による社会問題など課題は山のようにありますが、今回は社会問題と隣り合わせの猫問題について質問をさせていただきます。

質問１、全国で、令和２年度に殺処分された犬や猫は約２万３，０００匹、滋賀県でも約約２７０匹、この数は過去最少と公表されています。また、全国の殺処分率は、この８年で９２．１％から１０．８％です。この要因は、積極的な譲渡会を開くなど、官民の努力もあり、減少傾向にあるとされています。

野洲市は、わんにゃんマルシェなど、民間のボランティアさんたちが犬猫の里親探し、啓発活動、Ｔ（捕獲）、Ｎ（不妊手術）、Ｒ（元の場所に戻す）、いわゆるＴＮＲ活動に取り組まれています。

野洲市は後援という形で参画していますが、具体的に何をされているのでしょうか。また、野洲市の殺処分削減の取り組みについての現状をお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、石川議員のペットと共生するまちづくりのご質問の１点目にお答えいたします。

ご指摘の活動団体、びわ湖わんにゃんマルシェさんが熱心に活動されていることは承知しております。市はその活動の趣旨に賛同し、奨励の意を表しで後援団体として名義使用を承認し、支援しているというものでございます。したがいまして、後援団体として市が具体的な活動をしているというものではございません。

また、殺処分でございますが、法律に照らしますと、動物の殺処分に關しましては、滋賀県の場合、県または中核都市である大津市が所管するということになります。したが

まして、本市が殺処分削減について直接的な取り組みは行ってございません。

議員ご指摘のように、多くの動物が殺処分されているのは事実でございますし、近年はペットを家族のように大切に育てておられる方が多い一方で、飼育を放棄するという実態もあることは認識しております。

市としましては、動物の所有者が適切な飼育、管理など、その責務を果たしていただくことを啓発することで、結果として殺処分削減につながっていくものと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） それでは、次の質問に行かせていただきます。

猫の問題ですが、もちろん猫の好きな方もおられたら、猫がいて不快に感じられる方もおられるので、難しい課題だと思います。

令和2年度一般社団法人ペットフード協会によると、飼い猫の寿命は15．45歳、人間でいうと80歳に相当いたします。それに比べて、野良猫の寿命は正確にはかることは難しいですが、環境省や動物愛護センターが出している情報は、3年から5年としています。主な要因は、感染症や交通事故など、苛酷な環境のため生きられません。

そこで、各自治体が行っているのが地域猫です。短命だからこそ、命を奪うことなく、共生しながら地域で見守るという将来を見据えた計画ですが、野洲市は環境課の前にポスターが貼られている以外であまり見かけませんが、どのような啓発活動をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘いただきました環境課に掲示しているポスターですが、これは滋賀県動物保護管理センターが発行しました地域猫活動に係る補助制度のご案内でございます。野良猫によるトラブルの対策として、地域で野良猫の不妊、去勢手術、餌やトイレの管理などに使った経費を補助するというものでございます。

市では、この制度に関心を持たれた自治会にご案内するほか、市民の皆さんから寄せられる猫に関するトラブルについて、先ほど議員からもありましてびわ湖わんにゃんマルシェの活動をご案内するなど、啓発するように努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） では、次の質問に行きます。

近年、動物愛護は関心が高く、譲り受けたり、愛護団体や個人で保護する数は増加しておりますが、劣悪な環境下での飼育や経費過多の問題、高齢者の生活変化による飼育破綻も増えております。また、多頭飼育によりパンク状態も問題になっております。野洲市も根本的な取り決めや、個人の譲受者に対しての支援は必要だと思いませんか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

犬や猫といったペット、愛玩動物になりますが、を対象に動物愛護活動の気運が全国的に高まっているということは承知しております。しかしながら、動物愛護につきましては、所管する滋賀県が条例の策定並びにこれに係る指導などの取り組みを行っています。

議員ご指摘の課題につきましては、市として把握しておりませんので、滋賀県並びに関連団体と連携して、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 次の質問に行きます。

ペットとの共生が加速している自治体の例としては、飛騨市などはふるさと納税で返礼品がもらえるのはもちろん、地域の課題を解決しながら猫助けにも貢献しております。具体的には、納税寄附したお金が地域猫などの支援に役立てています。

近年、動物愛護は関心が高く、ふるさと納税の寄附の一部をペットとの共生のために使われている自治体も多くなってきました。ぜひ野洲市も魅力あるまちづくりの一環として検討してください。

なお、ふるさと納税に関しては、またふるさと納税の取り決めなど、いろんな制定があるということもお聞きいたしましたので、簡単には変えられていかないと思うんですけども、命あるものを1つでも救っていくという姿勢は大事なことになると思います。

大阪市などが、チラシをこういうふうに作っているんですが、大阪市は地域住民や関係者の理解を得るために、合意形成とルールづくりのお手伝いをしています。また、活動ルールに基づいた美化運動により、ふん尿の被害やごみの散乱などが少なくなっていると思います。環境課にお伺いしたら、ほとんどは猫に対しては苦情が多いということを知っています。

おります。ルールを決めることで苦情も減ります。また、飼育の相談など、行政と民間が意見交換をしながら啓発をし続けることで、大人が命を守る行動を子どもたちにしっかりと見せることはとても大事なことだと思いますので、どうぞご検討のほう、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の制度に少し触れていただきましたけれども、ご質問の趣旨は、人と特に動物、ペットがよい関係で、共に暮らせる、共生するまちづくりを積極的に取り組んではどうかというふうに受け取らせていただきます。

ご指摘のとおり、全国的にはふるさと納税を活用した動きも確かにあります。現在、本市にはそういった制度はございませんが、びわ湖わんにゃんマルシェといった活動団体の拠点が本市に置かれているということもありますし、こういった団体に対してどういった支援ができるのか、あるいは市として何ができるのかといったところを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 今日の投げかけがきっかけとなって、これから専門の方、わんにゃんマルシェの方、それから行政のほう、いろんな話が出てくると思いますので、何か一度集まって、何ができるかというのを話し合うというところから始めるのが大事ではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。これで終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一君） 第5番、公明党、木下伸一でございます。行政の皆様におかれましては、日々野洲市の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。この場で御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、物価高騰に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてです。

4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰など、総合緊急対策におきまして、公明党の強い要請に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより、地方自治体が実施する生活困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て

て世代の支援、また農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業等の支援といった取り組みをしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されております。

まずは、学校給食の負担軽減についてです。

新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が、学校給食の値上げにつながると懸念されております。

学校給食の食材費は保護者負担が原則の考え方であるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを自治体が活用することが望まれます。

去る4月1日に、内閣府地方創生推進室により発出されました令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについての中において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会に伴う学校給食等に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されているところでもあります。参考資料といたしまして、4月28日に内閣府地方創生推進室から発出されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについての別紙に、「地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分）の活用が可能な事業（例）」を添付しております。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の長期化並びに、そして本年2月以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしております。4月には政府が輸入小麦の売渡価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。

そこで、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランスを含めた今後の見通しについて伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 木下議員の大きな1項目めの1点目、これは予算執行に関わりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

食材の種類により、月ごと、学期ごと、あと年度単位で入札を実施することで調達を図っております。牛乳や食用油、パンなど単価が上昇している食材や調味料もありますが、引き続き予算の範囲内で給食が提供できるよう、献立を工夫するなどして対応をしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今お答えいただいたようなんですけれども、昨年度と比べまして、食材費等どれぐらい数字的に増加しているか、もし分かる範囲であれば教えていただくことはできますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

値上がりが顕著なものとしまして、食用油が昨年度に比べますと1.75倍、それとパンにつきましては昨年度と比べまして1.07倍、あと牛乳がございまして、牛乳につきましては1.02倍、そういうふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今パンが1.07倍という数字をお示しいただいたんですけれども、これは思っていた以上に数字が少ないと私は個人的に思うんですけれども、今後ますます小麦の価格も上がっていくと思うんですけれども、その辺に関しまして、牛乳、それから油、これはもう大幅に上がっていると思うんですけれども、そういう点で小麦ももちろんあれなんです、米飯ですね、我々の子どものときは40年、50年以上前にはなりますが、米飯給食というのが月に1回あったらいいほうぐらいでした。そういう今とは当然時代は違うんですけれども、その辺の流れをまた少し補足して教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

私も若い小学校の頃にはほとんどがパンでございまして、米飯というと月に1度とか、週に1度しかなかったような記憶がございます。

ただ、今の給食の状態を見ていると、逆にパンが月に2回ほど、あとソフト麺が1回ほどでございまして、大半が米飯給食と、そういうふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

そしたら、2つ目の質問に入らせていただきます。

先ほども述べましたとおり、物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用することができます。野洲市においてもぜひこの地方創生臨時交付金を活用すべきだと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。見解をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） ２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現時点で給食費の値上げは考えておりませんので、その抑制のための地方創生臨時交付金の活用は考えてはおりません。

しかし、今後さらなる食材などの単価上昇といった状況によっては、給食費の値上げ抑制をするためにも、積極的に交付金を活用することが必要だと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○５番（木下伸一君） ありがとうございます。

本当に先が見えない状況になっておりますので、ぜひこの地方創生臨時交付金をまた活用いただければと思います。

では、続きまして第３問目に入らせていただきます。

今般の食材費価格の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものです。さきの質問とは相反するところもございますが、地域、地元産の食材を採用することによって供給の安定化が図れるとともに、地域農漁業の振興や食育の観点からも有用であると考えますが、野洲市の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、３点目のご質問にお答えしたいと思います。

地域、地元産の食材採用につきましては、米は１００％野洲市産を使用しています。また、野菜が一番多いのがキュウリですが、キュウリが大体７割です。ホウレンソウが４割、小松菜が３割というふうな状況で、全部で１３品目、他にネギとかいろんなあるんですけども、いずれも非常に少ない、１０％台から１％とか、非常に少ないです。

今お話ししましたように、収穫量とか収穫時期などの関係もありますので、今言いましたこの大きな３品以外の市内産は、非常に割合が少ないという状況でございます。

しかしながら、地元産を使うということは本当に大事なことやというふうに思っておりますので、今後も引き続き地産地消、それから食育の観点からも、可能な限り地元産の食材を使用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 教育長、ありがとうございます。今米が100%野洲産を使っているということで、本当にありがたいお話だと思います。

また、この野菜に関しても、その数値をどのようにしたら上げていけるか、なかなか100にするのはほぼ難しいかと思うんですけども、そういう何か見通し等はございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 見通しというのは非常に難しいです。大きな農家が一手に作られるという場合が非常に少ないんですので、少量をいろいろ作っておられるのは、集めるというのができませんので、JAとか、あるいは大規模農家が作っていただけたら簡単に手に入るのかなというふうに思っておりますが、この辺は農政課の範疇かなというふうに思っております。できる限りある分は使いたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 西村教育長、ありがとうございます。ぜひその小さな農家に関してもいろいろと課題はあると思うんですけども、そういう形で地産地消の意味で、またぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、4つ目の質問に入らせていただきます。

次に、公共料金についてでございます。

公共料金については、全世帯に関わることであります。物価高騰から市民生活を守る経済対策は必要と考えられます。

そこで、4つ目の質問に入らせていただきます。

生活者支援に関する事業として、電気、ガス、水道料金を含む公共料金の負担軽減が挙げられます。野洲市におきましての現状と見通しについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、木下議員の4点目の質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問にあったとおり、令和4年4月に内閣府から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充といたしまして、原油価格、物価対応分が示され、現在市全

体として原油価格、物価対応分に係る生活困窮者の負担軽減及び事業者の事業安定化に資する支援事業を検討中でございます。その中で、事業の有効性、妥当性及び適時性等を総合的に判断し、必要と判断した事業につきましては、次回の議会にその予算について提案する予定でございます。

なお、市民部といたしましては、限りある交付金を有効に活用するため、市民全体に対する支援ではなく、物価高騰等に直面する生活困窮者を主な対象とした支援を、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、生活困窮者の方ということでお答えをいただきましたけれども、もちろんそれは大事なことだと思います。ただ、電気、ガス、水道、これは皆さん共通して使われることだと思いますので、その点はもう一度皆さんに均等にいくような形が私は必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ちょっと5点目の質問にかかるようなご質問かとは思いますが、すけれども、現時点では、特に電気、ガスにつきましては事業者が市ではございませんので、ちょっとその支援方法については非常に難しいところもございます。

水道のほうにつきましても、みず事業所に確認したところ、独立採算制による事業経営をしていることから、当該料金の減免については、現時点で特に検討していないということでございます。

基本的に、前回水道のほう減免は2回ほどさせていただいておりますが、そのときの状況は、コロナの病気というものが不明確で対応策もなかなか見えてこないということで、社会経済活動が一定の抑制が社会全体図られているときということで、水道の使用量も一定上がっているという状況がありました。ですが、今は一定もう落ち着きつつあることもありますし、またコロナに対する対応方法、医療的なものも一定見えてきているところもございますので、今はそれによって特に困った方がいらっしゃることに限りある支援を集中的に行う、全体に広く薄くではなくて、困っている方に対して手を差し伸べる、そういう考え方を持って対応していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。ちょっと先ほどの5番と重なりますけれども、5番はもう省略させていただきます。

そういう形で、今長尾市民部長がおっしゃったように、今本当に困っておられる方に最優先ということで、ぜひ野洲市の行政の皆様もそういう形でやっていただければと思います。

続きまして、最後に事業者支援として、バス、タクシーなどの地域公共交通の経営支援と、トラックなどの地域の物流の維持に向けた経営支援についてでございます。

今般の情勢により、燃料費の高騰で経営状態が大変トラック業界、バス業界、タクシー業界厳しくなっていると考えられます。

そこで、6つ目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、バス、タクシー、トラック会社などの事業継続のための経営支援や、燃料費高騰における負担軽減が考えられると思いますが、野洲市におきましては、この点につきましてご検討されましたでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、木下議員の6点目の質問にお答えさせていただきます。

令和4年4月に内閣府から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充といたしまして、先ほど申し上げましたとおり原油価格、物価対応分が示され、燃料費の高騰により市内の公共交通を担う民間バス事業者から、経営状態が大変厳しくなっていると申出もございました。

そこで、市内の公共交通維持の観点から、民間バス事業者に対し原油価格高騰に係る支援についての予算を、今回の議会に提案する予定でございます。

なお、その支援内容は現在検討中でございますが、現時点では、原則として県のシステムというか、支援体制を参考に制度設計を今検討中でございます。

また、タクシーやトラックの事業者への経営支援につきましては、資源エネルギー庁の燃料価格の激変緩和対策事業により、時限的、緊急避難的に急激な燃料価格の値上がりが抑制されており、あわせて国土交通省からタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業として、LPGガスの燃料高騰分の支援する事業もあわせて実施されているところでご

ざいます。

よって、本市といたしましては、タクシーやトラック事業者に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援策については、現時点では検討しておりませんが、今後の状況の変化や国、県の対策の動向を見極め、必要に応じて適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 長尾市民部長、ありがとうございます。

ちなみに、私は三上に家があるんですけれども、昨日の夕方の17時30分前後に車が、バスが、野洲駅行きのバスと北山台行きのバス、正反対だと思うんですけど、その中で乗客がどれくらいおられるのかなと、家の前だったんでよく見えるんですけど、共に乗客がたった2名でございました。この時間というのは、もちろん仕事場から帰られる方、そういう形で本当に本数も少なく、利用者も決して多いと言える状況ではないと思います。

その現状に加えて、先ほども申し上げましたように、燃料費の高騰があれば、バス会社の経営がますます大変厳しくなると思います。特に高齢者の三上におきましては、免許を返納されて交通手段が限られる方が本当に多くおられます。その方々がますます増加されると思います。例えばこの民間バスがもし路線をもう廃線されるとか、そうなっていくと、コミュニティバスが今も本数がもともと少ないですけど、そこにもう一つ負担がかかると言うんですけれども、そういう観点から、ぜひバスにつきましては、本当に皆様の交通手段の大きな手段であると思いますので、予算をつけていただいて、お願いしたと思います。

ちなみに、今、長尾市民部長は予算をつけられるとおっしゃっていましたが、例えば大体の金額とか、そういう数字は概算で今出ますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現在、制度そのものは検討中でございますので、今具体的な数字は申し上げられませんが、過去2回、令和2年度と令和3年度に、同じく公共交通維持のために支援をしております。このとき、令和2年度におきましては滋賀バスに100万円、近江バスに300万円、令和3年度におきましては滋賀バスに100万円、近江バスで205万9,000円を補助させていただいております。

じゃあ令和4年度はどうなんだということですが、ちょっとこれは近隣の市町村とか県の制度の、先ほど言いました参考にして考えていきたいと思いますので、ちょっと今数字

は申し訳ありませんが、ちょっと申し上げられません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。本当に、特に三上ことばかり言って恐縮にはなりますけれども、特に大篠原とか、そういうところに関しても交通の手段がない方が、やっぱり困っておられる方というのは野洲市をつくってこられた方だと思うんです。その方々が本当に困っているときに、行政のほうで、今支援の予算を言っていたいただきましたけれども、本当にお話を聞くたびに、もうコミュニティバスの、以前長尾市民部長が5路線から7路線にされたということによっておられましたけれども、やっぱりもう本当に目的地に着くまで、本当に倍以上の時間、倍とか、ぐるっと回る形になりますから、それはもちろん家族の子どもさんとかお孫さんのケアも必要だと思うんですけれども、やっぱり野洲市をつくってきていただいた方々に対する本当に何というんですか、お礼と言ったらおかしいですけれども、そういう観点からも、免許を返したらそれで終わりではなく、何らかの支援を、やはり対応していただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

今回、この質問をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用については、本当に早急な対応が必要だと思います。いろいろ野洲市には課題があるとは思いますが、今回の令和3年度予算の6月補正におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億2,322万4,000円が計上されております。それをやはり市民の皆さんが分かりやすい、いろいろ修繕費とかいろいろな使うところあると思いますけれども、市民の方が実感できる、やっぱり野洲市に住んでよかったな、これからは野洲市に住みたいなというふうに思ってもらえるような行政の、いろいろ課題はあると思いますが、対応していただいて、野洲はこんないいところなんやでと言ってもらえるように、ぜひ皆さんでご検討いただきたいと思います。コロナ禍におきまして、原油価格・物価高騰に直面する生活者が、事業者に対して、野洲市が地方創生臨時交付金事業を幅広く活用していただき、また見通しを持って早急に活用していただくことをお願いして、この質問を終わらせていきます。ありがとうございます。

続きまして、公共工事市内事業所の優先活用についてでございます。

野洲市の課題の1つにおきまして、地域産業の活性化が挙げられます。社会、経済環境

の変化に加えて、コロナ禍でもあり、地域が活力を維持、成長していくためには、環境変化に対応する行政の力が必要と考えられます。

まず、他市の例を1つ紹介させていただきます。彦根市の例です。彦根市地元企業優先発注等に係る実施方針を2019年に策定され、適正な競争原理の下に、公平性を確保した上で、地元企業への優先発注及び市内製品の活用を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とされております。

現在、野洲病院建設に向けて議論が進んでおりますが、今後その方針が決まれば、工事に関わって建設業者等が選定されることとなってくると思います。

そこで、1つ目の質問をさせていただきます。

先ほど、午前中に布施健康福祉部政策監よりの答弁の中で、令和5年度には業者を選定するということでお話をいただきました。野洲市におきましては、公共工事の市内事業所の優先活用につきまして、どのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、木下議員の公共工事に関するご質問の1点目にお答えをいたします。

本市といたしましても、事例でご提示をいただきました彦根市と同様に、市内業者による公共調達については、地域経済の活性化を図る上で大変重要な取り組みであると、このように認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

確かに、その1つの業者さんに一括でまとめてするのが確かにいろんな面でやりやすいかもしれませんが、先ほどの農家さんの話ではございませんが、やっぱり野洲市における事業者の方をやはり皆さん集めていただくようなイメージで、そういうことはできることは可能でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていただいているのは、市内の業者さんを集めてということですか。集めて入札をということでしょうか。

○5番（木下伸一君） 集めてというか、各個々の事業所が一つになってその作業のほう

に当たるといのは。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 3 8 分 休憩）

（午後 1 時 3 8 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 今おっしゃっていただいているのは J V 方式というような、共同企業体のようなお話でしょうか。なるほど、J V、ジョイントベンチャーということですね。建設工事におきましても、施工を目的に、2 社から 5 社の複数の企業で構成したそういった法人ではないんですけども、事業組織体で工事に取り組まれるというようなことがあるんですけども、野洲市につきましては、今現在は J V 方式の実績としてはございません。ただ、以前病院のほうの基本計画ですか、共同でプロポーザルを行って、共同体として入札というか、プロポーザルに参加されたことはあるんですけども、今現在は J V 方式ということは実績としてはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5 番（木下伸一君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、2 つ目の質問に入らせていただきます。

先ほど述べましたような理由で、野洲市におきましても公共工事の市内事業所の優先活用が必要と考えられます。野洲病院建設時におきましては、例えばこの制度を整えることは時間的に可能でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2 点目のご質問にお答えをいたします。

例示いただきました彦根市の地元企業優先発注等に係る実施方針、このような同内容の明文化した方針は現在野洲市にはございません。しかしながら、現状、野洲市建設工事入札参加者の格付及び選定基準に準拠する形で、野洲市工事種別有資格者業者名簿を年度ごとに作成しており、格付される業種の工事発注においては、この名簿に登載される市内業者が原則指名されることとなっており、彦根市と同様に、市内事業者は優先して応札の機会を与えられているものと認識をいたしております。

また、委託業務等建設工事以外の業務発注につきましても、野洲市建設工事等入札参加

有資格者名簿に市内事業者が登載している場合には、必ず市内業者を選定に含めるよう全庁的に運用しているところでございます。

以上のことから、現状においても、市内事業者には優先的に受注の機会が与えられているものと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 川端総務部長、ありがとうございます。大変よく分かりました。ありがとうございました。

別の観点となりますが、地域を守る建築土木工事の担い手を育てることなどを目的として、令和元年6月に新担い手3法が成立し、公共工事の品質確保の促進に関する法律において、施工時期の平準化を図ることが公共発注者の責務として規定されました。年間を通じた安定的な工事の実施により、経営の安定化を目指し、技能者の処遇改善することなども期待されており、施工時期の平準化を推進することとされております。また、同時に受注者に無理をさせない様々な工夫が自治体に望まれております。

さきに挙げましたように、市内事業所の優先活用の取り組みを進めるためにも、建築土木工事の働きやすい環境を整えることも大切になると思います。

そこで、3つ目の質問をさせていただきます。

野洲市におきまして、公共工事は平準化されているという状況でしょうか。過去数年間の例がございましたら、挙げてご説明、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

市としましては、公共工事の平準化の取り組みについては課題として認識をいたしており、運用の検討を始めているところでございます。

ご指摘いただいている平準化につきましては、平準化率として数値化をされており、工事が例年少ない4月から6月までの1か月当たりの平均稼働件数を、年度全体の1か月当たりの平均稼働件数で割り算出をされております。

野洲市の過去3年間の平準化率は、平成30年度が0.33、令和元年度が0.16、令和2年度は0.75となっており、年度により開きがありますが、令和2年度の数値としては、県内自治体の平準化率に近づいている状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

続きまして、4つ目の質問をさせていただきます。

今年度におきまして、公共事業なんですけれども、平準化に向けた具体的な取り組みがございましたらお示してください。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

前段のご質問にお答えをいたしましたとおり、当市の取り組みとしては現在まだ検討段階にあることから、今年度の公共工事については、平準化への具体的な対応はできておりません。

平準化の推進につきましては、4月から6月までの期間に工事の施工等が求められることから、債務負担行為を積極的に活用することとなり、ちょっとハードルが高いというような状況でございますから、今後慎重に検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。ぜひ平準化の推進に向けて、またご検討いただければと思います。

地方創生臨時交付金の取扱いの質問のときにも上げさせていただきましたが、学校給食において、地域産の食材を採用することが地域農漁業の振興につながることを訴えさせていただきました。

これは、公共工事におきましても、市内の事業所を優先することで市内の商工業者の振興につながると考えます。今後、野洲病院の建設におきましても市内事業所を優先した取り組みとなることを要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、大項目の3つ目の質問にさせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてです。

6月2日の毎日新聞の社説に、マイナ保険証について、以下のように掲載されておりました。マイナンバーカードの健康保険証の機能を持たせるマイナ保険証の取り組みが迷走している。本格運用が始まったのは昨年10月だ。患者が加入する公的医療保険の情報を把握することで、年間150万件近くあった保険事務のミスを減らせる。どのような薬を処方してきたかといった情報を医師が確認することができ、災害時などにも役立つと期待

されている。しかし、マイナ保険証の登録者は国民の1割にも満たない。対応可能な医療機関も全体の約2割にとどまっている。技術的なトラブルで稼働が半年以上遅れた上、新型コロナウイルス対応などで医療現場の準備が滞った。利用者が少ないとして二の足を踏む開業医も多い。政府の普及策もちぐはぐである。4月からはマイナ保険証を利用すれば診療報酬を加算する制度を導入した。病院や薬局の背中を押す狙いであるが、患者にとっては負担増となります。批判を受けて早くも見直しが検討されている。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは、参考資料といたしまして、令和4年1月に発表されている厚生労働省のマイナンバーカードの健康保険利用についての3ページに添付しております。

まず、マイナ保険証の保険証利用者の過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等が共有することが可能となるため、初めてかかる医療機関においても、過去の医療情報を活用してよりよい医療を受けることができます。さらに、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を自分自身の健康管理として確認することが可能になります。そのほかにも、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単となります。さらに医療費が高額になる場合に、前もって用意する限度額適用認定証が不要となり、高額療養制度の限度額を超える支払いはその場で不要となります。

また、このたびの診療報酬改定におき、医療機関にオンライン資格確認等システムの導入を促進し、マイナンバーカードによる健康保険証として利便性が図られるようになりました。

その一方で、少額とはいえ、窓口での自己負担が増えることにつながるということです。

このことについて、厚生労働省は、我が国の医療保険制度の仕組みとして、よりよい医療を受けることで、患者の方にもその分一定のご負担をいただいております。よりよい医療を受けられるというメリットを踏まえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げますとの見解を厚生労働省が示しております。

野洲市におきましては、マイナンバーカードの普及にご尽力をいただいております。

先日、市民課でご質問させていただいたところ、令和4年5月1日現在、人口に対するマイナンバーカード交付枚数率は野洲市では50.2%とお答えいただきました。ちなみに、全国平均が44%、滋賀県全体では47.8%のことで、平均より高くなっているとの市民課の方の説明を受けました。過去には数回申請受付イベントを実施されているということで、日々のマイナンバー登録のご努力に感謝いたします。本当にありがとうございます。

ます。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みが難しいと市民の方からのお声があります。マイナンバーカード申請受付の場所でも、健康保険証利用の申し込みの質問の受け付けや手助けをしていただく制度を整えてもらうことはできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 木下議員のマイナンバーカードについてのご質問の1点目にお答えをいたします。

本市では、マイナンバーカードの申請受付業務は市民課において実施しており、マイナンバーカードの健康保険証の利用申し込みの支援については総務課において実施をいたしております。

現在、パソコン、スマートフォン等により、ご本人自身で手続きが難しい方がご来庁いただいているところで、総務課の窓口カウンターで職員がマイナポイントの申込事務と併せて、健康保険証利用申し込みのお手伝いや質問の受け付けを行っています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。総務課のほうでも啓発運動をしていただいているということで、本当に感謝を申し上げます。

僕も結構年配の方からご質問を受けるんですけど、なかなか分かりづらいというお声がいっぱい多くて、本当に今、川端総務部長がおっしゃったように、総務課、市役所全体の中でそういう形で対応していただけるということは非常にありがたいと思いますので、またこれは広報等も多分掲載されているとは思いますが、常に掲示していただけるように、周知をまた図っていただきたいと思います。

続きまして、最後の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットとともに、自己負担のデメリットについては、可能な限り事前に市民の方にお伝えすべきだと思いますが、この件について、ご見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問にあるとおり、マイナンバーカードの健康保険証の利用に関しては、過去の医療情報等を活用して、より適切な医療を受けることができるといったメリットがあります。また、6月30日から健康保険証の利用登録によるマイナポイント付与が予定をされているということが報道されております。

一方で、医療機関、薬局全てに対応するシステムが行き届いていないことは課題ですが、厚生労働省のホームページ掲載によると、徐々に拡大していく予定であるとあります。このことについては、総務課へお越しいただいた方にもお伝えをいたしております。

議員おっしゃっていただきました医療費の上乗せについては、現在また見直しというところで、まだ決定していないというところで、まだお伝えはしておりません。今後は、広く市民に周知するため、「広報やす」への掲載を予定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。本当に皆様ご尽力いただいたと思いますので、マイナンバーカードの普及率も上がっていくと思います。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、今後デジタル化が進む中で普及されると思います。新聞などの報道にありますように、現状では課題があることも現実だと思います。特に先ほども申し上げましたように、高齢者の方や、スマホやアプリの取扱いの苦手な方にとっては不利に感じるところもあるかと思います。そのような立場の方へ、市役所でできる、先ほどお話しいただきました支援策を講じていただきたいと思います。

また、メリットとともに、こういうデメリットもあるんですよという自己負担についても、可能な限りお伝えいただければと思います。それをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

再開を14時10分といたします。

（午後1時53分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5号、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、新誠会、益川教智です。

それでは、質問を始めさせていただきます。

高等専門学校の誘致についてをお伺いいたします。

滋賀県が令和9年春の開校を目指し、県内での高等専門学校の設置に向けて取り組みを進めておられます。県内の多くの自治体が手を挙げている状況であります。この野洲市もその1つであります。場所としては、市三宅地先の野洲川北流跡ということが候補地として提案しているところでございます。

そこでお尋ねいたします。

高等専門学校というものは、今1学年120名を予定されていまして、最終的には600名となります。それだけの人数の学生が来るということは、それだけでも町の活性化というものが期待されるころではあるかと思えますけれども、その他誘致によるメリットを教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の、高等専門学校の誘致によるメリットはについてお答え申し上げます。

多くのメリットが想定できますが、大きく3つの点について述べさせていただきます。

まず、市内には世界の最先端技術を支え続ける日本有数の製造事業所が複数立地しております。現在、これらの事業所の地方拠点において、優秀な技術者の確保が困難と言われておりますが、本市内に高専が設置されることで人材確保が有利に働き、事業所の活性化が図れます。

次に、まちのにぎわいでございます。市民の子どもたちは、中学校を卒業すると多くが昼間は市外の高校等に進学しているという現実がございます。高校3年間だけで考えましても、約1,500人となります。しかし、高専を開校することとなりますと、5学年で600人ほどの若者が新たに昼間に市内にとどまることとなり、市のにぎわいに寄与するものと考えております。

3つ目に、市内の子どもたちの将来の進路選択でございます。これまで市内中学生の高専進学者は年間数名程度にとどまっておりましたが、自宅通学ができる高等専門学校の設置で、進路の選択肢が大きく増えることとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

事業所が数多くある中で人材の確保が課題であるところ、そういう高等専門学校の誘致

によって、そこは一定保たれるということがありました。並びに600名おられるということで、それだけで活性化ということが今言われましたけれども、ただ600名来る、ほとんどの方が駅から市三宅のところに行くということになりますけれども、そのあたりの学生さんがうろうろするというだけでにぎわいが生まれるのかといったら、必ずしもそうではないと思います。そのあたりの学生の受け入れ体制についてどう考えなのかを教えてくださいたいと思います。

あと、進路の選択肢が増えるということでありましたけれども、高等専門学校に行かれる方も当然市内からは増えることがあろうかと思いますが、市としてそういうことを進めていくつもりがあるのか、こういうところがありますよということも進めていくつもりがあるのかということについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今600名の生徒さんが5学年で昼間おられて、1,500人の子どもたちが市外へ出ていっているという状況の中です。

その受け入れ体制というんですか、それをどのようにというご質問でございますが、今すぐどういう形でということは、まだ整理できておりません。本市に決定した時点で、そういうものの整理とかも当然考えていかななくてはならないというふうには思っておりますが、今具体的にその部分についてはまだ検討段階には入っておりません。

そしてまた、高専への進学、市内の中学生を対象に高専へ進学してもらえる、どういんですか、環境的には当然近くですので、自転車でも通えるところに高専が誘致されたら、当然ながら中学校のほうでも勧められるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） まだ決まっていないところということでありますので、今後未定のところが多々あろうかと思いますが、もし決まるようなことがあれば、いわゆる産官学の連携によるメリットの最大化、また地域住民の方にも何かしらのメリットがあるような形で進めていただければということをお願いして、次に移ります。

このたび、先日、市内の県有地における最適地として、この野洲川北流跡が示されたところでもありますけれども、そのあたりも含めて、現在の状況及び今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今回、本市の県有地が最適県有地と公表されました。これから県に対して、他の公有地や市有地も含めて、県内各市町が提案を行い、最適県有地である本市の候補地と、これら提案地を比較検討されます。最終的には、8月頃に整備予定地が決定されることとなります。

本市の県有地は、良好なアクセスや企業等との連携を勘案すると、まさに最適県有地でございますが、真に必要とされる面積約5万平米にやや不足し、形状もよくないことから、隣接する国有地の活用を合わせて再提案する予定をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今おっしゃったように、該当の土地に関しては、面積として今ちょっと不足があるということをおっしゃられましたけれども、それとともに、その細長い形状のため、校内での移動に支障を来すのではという指摘があったかのように思います。このほかに、今、市として考えられる課題、今後解決すべき課題、提案するに当たって解決すべき課題というものを認識しておられればお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 県から頂きましたそのポイント数ってあるんですけども、その中で、きちっと点数を入れていただいて、そこでこの野洲市の県有地のマイナスというんですか、その点がはっきりしておりますので、その部分を伸ばしていきたいというふうに考えております。

産学というか、大学との連携ということも言われております。その点については、県立大学とちょっと距離がありますもんで、他の彦根とか長浜さんなんかと比べると、やや劣るんですけども、当市は滋賀大学さんとも連携もいたしておりますし、その辺は強くアピールできたらなというふうにも思っております。

他の部分におきましても、マイナス点をどういうふうにプラスに持っていけるかということで、今検討いたしておるところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 地形上であったり連携上であったりというところの課題は今言っていました。

この件については、他の自治体、多く手を挙げられているところがあると思うんですけども、例えば2つの自治体が共同してやるであったり、そういうところで、いろいろな

形での市として盛り上げてやっていくんだというところが他の自治体には多く見られるように思うんですが、この野洲市においては、ちょっとその盛り上がりが足りないのかなということを今感じています。その点については、市長の認識、今後の取り組みなどについても考え方をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まだ公表するまでには至ってないんですけども、この湖南4市、草津、栗東、守山とこの野洲市が今の最適県有地で、ここを4市で推そうやないかというふうに今言っていていただいております。そして竜王町さんも野洲がいいんじゃないかということで、一緒になってやりましょうかということで、今鋭意進めておるところでございます。

今までは、過度な誘致合戦は控えてくれということで県からも言われておりましたが、今後はのぼりを上げるとか、そういうことではなく、実態、実質的にこの湖南エリアに高専をぜひという形で、皆さんと協調してやっていけたらなということで、これからなんですけども、そういう形で前へ進めさせていただこうというふうに計画をしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今のお話で、湖南4市、近隣の市町とも共同して進めていかれるということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

この前の発表等では、逆転の可能性がまだまだあるということをおっしゃられました。一定リードはしている状況にはあると思いますけれども、ぜひこの件については前に進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

現在のあの土地に関する利活用の状況についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当該県有地は、野洲川北流跡河辺林としては、以前は人が立入りできない荒廃した竹林でございましたが、市が県から借り受け、環境保全活動を行う市民団体「やす緑のひろば」に自然林の保全や環境学習の活動拠点として活用いただき、現在は「野洲川北流跡自然の森どんぐり広場」の愛称で、市民が森の中を散策できるまでに整備されております。

当該地が高専用地として確定しますと、この活動の縮小を受け入れていただく必要が生じます。事前に代表者様には市として高専用地の提案をすることについて、市のまちづく

りという観点から一定のご理解はいただいているところではございますが、随時協議を行い、今後の学校づくりや環境保全活動について協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今言っていたように、環境基本計画推進会議に参画している「やす緑のひろば」という団体があそこの整備を行っています。その中で、近隣、北野小学校の児童さんたちがあそこで体験学習を行うであったり、市民の皆さんを招いたイベントなどが開催され、あそこで豊かな自然と触れ合う貴重な場となっております。

高専自体はぜひ進めていただきたいんですけれども、もしこれが決定するに当たっては、この利用者、また近隣住民の方々並びにこの団体の皆さんの意見を酌み上げた上で、できる限り豊かな自然を保全した状況で設置をお願いしたいと思いますけれども、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） もちろん、今、益川議員が言われたように、近隣自治会等はもちろんですけども、「やす緑のひろば」さん等々、自然環境保全活動を行う市民団体の皆さんともいろいろ意見交換をしながら進めていきたいと考えております。随時市民団体さんのほうとか自治会さんのほうにも、進捗状況等々どのように進めていくかということもご連絡しながら、いろいろご意見もいただきながらというふうに考えております。事業主体が県ですので、こういうものを市としてあってほしいというか、受け入れていただきたいということはもちろんの要望として入れていこうと思いますけど、いかんせん、今はとにかく野洲市に最適地として認めていただくということで、今職員共々と一緒に鋭意努力しておりますので、議員の皆様、益川議員もぜひ後押ししていただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 高専の誘致を最大の目的とした上で、できる限りの皆さんの意見を酌み上げて進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

野洲駅南口周辺整備について。

野洲駅南口の周辺整備について、整備が予定されていた病院が別の場所が候補地として挙げられ、また文化ホール並びに小劇場についても除却が検討されています。関連計画との整合についてお伺いいたします。

病院の整備場所が体育館横となれば、駅前から病院がなくなることとなります。野洲駅南口周辺整備構想のコンセプトである心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり、このコンセプトとの整合性についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の野洲駅南口周辺整備構想のコンセプトについて、構想18ページに、心と体の健康を実現するためには食事、運動、休養等が必要だと言われています。また、健康づくりには文化活動や交流、緑による憩いなどが想定され、体の健康づくりには食事やスポーツ、医療などが想定され、互いに密接に関連していますと説明がございます。駅前に病院という機能はなくなりますが、複合商業施設に備える機能の1つを健康とすることで、これまでどおりのコンセプトで整合性は保ってまいります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） その点に関しまして、前回の定例会の一般質問で答弁をいただいたところがあるんですけども、駅前での病院整備を前提とした野洲駅南口周辺整備構想を白紙に戻し、駅前整備についての新たな基本的な方針を示す必要があるということをおっしゃられます。今の答弁は、さきの一般質問での答弁と明らかに矛盾する答弁となっておりますが、この点についての整合性を改めてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 担当部長より答弁させます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの益川議員の質問にお答えします。

前回、2月議会でその関係のことがございまして、その関連で私もその続き質問を伺ったと記憶しております。その中で、いわゆる構想の見直しを行いますと、白紙に戻してということではなく、あのとき益川議員が私におっしゃったのは、白紙に戻して構想をやり変えるならどれぐらいの期間が必要ですかということでお尋ねになった。そのときに白紙ということをお使いいただいておりますけれども、市のほうといたしましては、構想の見直しを行いますということで、全くゼロベースで白紙にした見直しをするという回答ではなかったように記憶しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、改めてその前段からいきますが、この赤坂部長の答弁の中

で、それでは益川議員の野洲駅南口周辺整備についての質問の1問目の、病院が郊外または売却となると整備構想との整合性についてお答えします。要するに、病院が駅前からどこかに行くと、この構想との整合性はどうなるかということについてお伺いしました。その中で、益川議員がおっしゃるように、病院の整備地が郊外となった場合、以下は先ほどのとおりですけれども、駅前での病院整備を前提とした野洲駅南口周辺整備構想を白紙に戻し、駅前整備についての新たな基本的な方針を示す必要があると考えておりますと答弁いただいております。

改めてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 先ほども申し上げましたけれども、益川議員のほうの質問が、いわゆる白紙に戻してというその問いを受けての私の答えだったと記憶しております。そのときに、期間のことも聞いておられると思います。その期間については、私の答弁のそれを議会だよりのほうでは5年ということで、年数は言っていなかったんですが、あのときの私の答弁では、前と一緒にゼロベースで考えて一から積み上げていくには、前にあったと同等の期間が必要と私は考えますと、そのように私回答した記憶がございます。それを、期間として議会だよりのほうには5年という経過書いておられるんですが、それはあくまでゼロベース。ただ、私どもは、先ほどの繰り返しになりますけれども、今まで積み重ねた1つの構想、市民さん、あるいは関係団体等々参画いただいたその構想については、全くゼロではなく、それをベースにした構想の見直しをしますという意味合いでお答えさせていただいたものでございます。

以上、お答えとします。

○7番（益川教智君） 休憩を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時37分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの益川議員の質問にお答えします。

議事録をそのまま読まれての質問ではございますけれども、その2月議会のときの私の答弁のその質問の私の理解といたしましては、先ほど答弁いたしました全く白紙というこ

とを私が言ったというように議事録でおっしゃるんですけども、私のやり取りの上での問いにつきましては、それではなく、あくまで構想の見直しをしますということで、それは一部見直しという意味合いでの答弁とさせていただいたということでお答え、その当時はさせていただいた。ただ、今おっしゃるように議事録の中で私が白紙、あるいはゼロベースということで、そのことをするというように言い切っているという議事録があるわけですね、今聞いていますと。その部分については、私の誤認といいますか、その質問のその部分が全くのゼロではなく、私が答えようとしたのは、構想そのものを一部見直し、全くゼロにしたというものではないということで今お答えさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後２時３８分 休憩）

（午後２時３８分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○７番（益川教智君） 今、答弁では白紙であるということはそういう理解ではなかったということでありますけれども、この駅前での病院整備を前提としたというところに関してもそういう趣旨ではなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの益川議員の病院を前提したと、当然当初の構想につきましては機能の中に病院が組み込まれておりますので、病院がそこにあるという前提の中の構想であるという理解をしております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 今の答弁を素直に考えると、やはりその駅前での病院整備を前提として位置づけられているものがなくなれば、それはその構想として、もう一度ゼロから考えるということが通常であるように思いますが、その点に関してはいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えします。

一番最初に市長が答弁申し上げましたとおり、ただいま市の現在これから考えて進めていこうとする考え方につきましては、構想を、コンセプトをそのままにして、内容を検証はさせていただきますけれども、全くの白紙ではなく、今まで積み上げたものをベースに、

病院という機能は1つはなくなりますけれども、それを健康という機能に置き換えた上で全体的な取りまとめを考えていくと、そのような考えで進めていく予定をしております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほど来繰り返しになりますけれども、この構想の中で前提として大きな機能の1つとして位置づけられている病院、それがなくなるのであれば、前回の答弁のようにゼロから見直して、周辺整備構想をつくっていくということが必要になってくるかと思うんですけれども、この点に関してもこれ以上やりますと堂々巡りになりますので、次の質問に移らせていただきます。

問2です。

文化3施設の集約化が検討されています。さざなみホールへの集約が案として示されておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目の、文化3施設の集約化の検討については私のほうからお答えをさせていただきます。

文化3施設の集約化は、平成31年3月に策定された「野洲市公共施設のあり方」で集約することが示されていることや、行財政改革推進プランで1施設に集約することとしていることを踏まえ、検討を進めています。

教育委員会で検討しましたさざなみホールへの集約案につきましては、今後の財政負担面と文化、芸術の振興面を総合的に評価し作成したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 集約化に当たっては、それぞれの項目が設定されて、それが点数化されていますが、点数の重みづけ、どこを重要視するのかという考え方も示されない中で、ただ順位をそのまま点数として順位づけしたものが点数化されているのみで、その合計として、さざなみホールが一番優れている。それも1点ずつしか変わらないんですけれども、それをもって今回さざなみホールで集約化の案として出されていますが、この項目、またはこの順位づけのこのやり方が適切であるという認識かどうかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

評価点についてのお考えの質問なんですけども、いろいろな考え方があって、例えば重みをつけたり、配分を考えたり、それも1つの案ではございますけども、先ほど回答させていただきました総合的に評価をさせていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この前の文化ホールの集約化についての説明会、私も参加させていただいたんですが、改めてそこで出た話について確認させていただきます。

県内の他市では500以下、今回、文化ホールがなくなるということになりますと、ホールの収容人数として500以下ということになりますけれども、県内の市町、他の自治体においてそのような状況にあるところはあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時44分 休憩）

（午後2時46分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

ちょっとすみません、手元に資料を持っておりませんので、また回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この文化ホール等の集約に関しては行財政改革、また文化芸術振興など総合的に勘案して進めていくということでありました。仮に、野洲文化ホールがなくなるようであれば、大きなホール、1,000人以上収容できるホールがなくなるということでありまして、これは野洲、ただホールの問題だけではなく、野洲市が文化、芸術についてどう考えるかというところからまず考えるべきものであると思います。現状、行財政改革の視点がかかなり強く出ているのかなと思いますけれども、繰り返しになりますが、野洲市が文化、教育、芸術をどう考えるかということと合わせて考えていっていただきたいと思います。今のは要望です。

この件について、市長はずっと駅前でのにぎわいということを公約に掲げてこられました。ずっと訴えてこられています。

立地適正化計画の中において、この文化施設というものは人を引きつけるにぎわい、要

するに都市機能の増進に大いに寄与するものであると位置づけられています。その文化施設がなくなるということは、そのにぎわいもなくなるということでもあります。この立地適正化計画の中の位置づけ、並びに市長がずっと公約等々で言うておられる駅前でのにぎわいという観点からは、この文化施設の除却ということは、そもそも検討する余地があるのかということが疑問として出てきますけれども、その点についての認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この件につきまして、通告にはございませんけれども申し上げさせていただきます。

今、この文化3施設の集約についてなんですけれども、現実問題、この文化ホール、そして小劇場、そしてさざなみホールの3文化ホールを教育委員会の所管で今あるんですけども、文化ホールが新しい基準に、要はバリアフリー化もできていない、そしていろんな音響施設にももう限界がある、そういう施設をこのまま改修して使うのか、そして一番新しいと言われるさざなみホールをまず修繕して残すのかとかいう一つの、今この3つの文化ホールについての評価を行財政改革の中で教育委員会が主管でやっていたいっているんですけども、今、益川議員が言われたように、この文化について全てなくしてしまうようなことかということなんですけれども、決して将来にわたって、もうさざなみホール一本だけでというようなことではなく、それは後々駅前の構想、再開発の構想とか、いろんなところでまた議論がされるものであるというふうに私は認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 周辺整備構想の見直しがされる、一部見直しがされるということで、この文化施設、文化ホールに関しても中後期の分で入っていたはずですが。ここを仮に文化ホールが除却されたとしても、何らかの文化施設として残すその機能は維持したままいくのか、それとも整備構想の見直しによって、ここもその機能が変わっていく可能性があるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前A、B、Cブロックが前期計画であり、D、Eにつきましては後期ということで位置づけされております。したがって、今のところは3文化ホールについて、端的に更新するのかわからないのかという問題で今進めておまして、その後期の開発というんですか、後期の構想の中で、そういうものをまた検討していくということ

になろうかと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 前回の全員協議会か何かちょっと失念したんですけれども、今回、南口周辺整備構想の検討委員会、今後立ち上げられる予定となっていたかと思うんですが、その中で、見直しが中後期にもかかってくるのかという質問をしたときに、答弁として、そこも可能性はあるという答弁をいただいていたかのように思うんですけれども、その点について改めて確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 赤坂部長に答弁させます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの質問にお答えします。

駅前の南口周辺整備構想につきましては、先ほど来出ております前期と中後期ということで分かれております。しかしながら、構想が策定されまして約7年、8年目に入っていることもありますし、現在文化3施設の検討のほうもしております。そういうようなことから、構想の見直しを今後していくという方針の説明を先ほど益川議員がおっしゃったそのときに説明させていただいたと思います。

端的に、答えといたしましては、経過が7年以上たっておりますということと、今文化施設の検討をしているというところも踏まえまして、そこを確実に残すではなく、そこもどのように今後展開していくかという部分が検討の中に焦点として出てこようかというところで、構想の見直しの中ではその部分も検討の1つの要素であるというように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） であるならば、また周辺整備構想に戻りますけれども、前期のみならず、中後期にわたって対象エリアが考えられる、新たに検討されるということであれば、前回の一般質問の答弁のように、ゼロベースからもう一度考え直していく必要がある。一部見直しにはとどまらない、抜本的に考え方を変えなければいけない。その必要があるかと思うんですけれども、認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 機能という部分がどう位置づけるか、機能とそれから場

所、それから、そうですね機能と場所ですね、その辺のことが構想で大まかな位置づけがされております。

抜本的なということを先ほどからおっしゃいますが、24年からいろんな先ほども答えましたけれども、いろんな関係者、あるいは市民の代表の方からご意見をいただいて、駅前にふさわしいその1つの考え方というものが出ておりますので、それをまたゼロにして、またそこから駅前に何が要りますかではなく、1つのコンセプトとしての考え方をそのまま引き継ぎやって、機能、場所については一定それは変わることはやむを得ないような状況が一定期間が経ったことで、そういうようなことが考えられるであろうという意味合いから構想のコンセプトは変えず、一部の見直しという表現を今私がさせていただいていますが、そのような形で構想を見直しさせていただくと、そのような考え方でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 駅前から病院がなくなる、また文化ホールがなくなるということになれば、本当に今まで積み重ねられてきた議論の前提がなくなってくるということになりますので、そうすると、本当にもう一度市民の皆さんと関係者の皆さん、また専門家の皆さんとゼロからやらなければならないように思いますが、それを一部見直しで対応するというのにはかなり無理があるように思うんですけれども、この点については、今後また改めて議論させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域医療連携推進法人についてです。

前回の一般質問において、地域医療連携推進法人（湖南メディカルコンソーシアム）への加入について、副市長、病院長、担当課が全て否定的な見解を示している中、市長の独断での加入の疑いが明らかになったところ、最終日に答弁を修正されました。その点も含め、改めてお伺いいたします。

当該法人に提出したのは表明確約書であり、加入申込書ではなく、また加入の認識もなかったということですが、その点について改めて確認させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 地域医療連携推進法人に加入の認識もなかったとのことだが、改めて問うというご質問にお答えいたします。

提出したのは表明確約書であり、加入申込書ではなく、加入の認識もございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 市長が法人からこの書類を預かった際に、表明確約書を持って加入の申し込みとして運用しているとの説明がなかったのか確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのような話はあったかもしれませんが、私どもは公立病院ですので、この表明確約書をもって入会申込書とはならないということで申し上げておりましたので、加入の認識をいたしておりません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この説明があったかなかったかについて、頑張って記憶を掘り起こして思い出していただきたいんですけれども、仮に説明があった上で提出されていたとすれば、甚だ軽率であったと言わざるを得ませんが、改めてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今のことは先ほども申し上げたとおりでございますので、軽率と言われますけれども、これはあくまでも表明確約書ですよねということの念押しはさせていただいて出したということです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） その念押しをされた際に、いや、うちではこれを加入の申込書として運用しているんですよという説明はじゃあなかったということによろしいですね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 表明確約書の時点で申し上げたときには、そのようなことはありませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この表明確約書については、そもそも加入するか、まだ何も分かっていない状態での提出をされていますが、この段階において提出する必要があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先方の地域医療連携推進法人さんのほうから、年に1回6月、日数までは忘れましてですけども、その時点で理事会があると。そこで反社か、暴力団か反

社かという２つの項目なんです、それを提出していただいて、理事会のほうで認めたいので出してほしいと言われて、出しました。そのときにも、あくまでもこれは入会申込書ではありませんよということは確認した上でお送りいたしました。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 繰り返しになりますが、加入するもしないもまだ決まっていない段階において、わざわざ提出したものを理事会で諮る。それはもう加入とほぼ同義のことを諮っているのではないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） それは加入と同義の状況で諮っておられるのではないかということですけども、そうじゃないと私は思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 前回の定例会の一般質問の答弁で、前病院事務部長が加入について知ったのは１月３１日に市長からその旨を聞いたと答えておられます。この点についての整合性についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後３時０１分 休憩）

（午後３時０３分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 前事務部長がそのような発言をしたようでございますが、私はこの時点でも加入はしていないという認識をしておりましたので、加入については私がしたということはない、そういうことを申し上げたことはないというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） もともと市木部長の答弁を受けて、栢木市長が最終日に答弁の修正を行われました。そのことによって、その答弁をした人の認識で整合性が取れていなくなっています。それは、栢木市長が答弁修正をされたからです。説明責任は市長にあるので、分かるようにもう一度説明をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当時の答弁修正をしたことにつきましては、通告書で頂いておりませんので、そのもの自体を今持ち合わせておりません。結構長い文章を読ませていただ

いたというふうに認識はしておりますが、唐突な益川議員からの質問に対して市木部長が答えて、それを私にまた質問をされたということで、一体何が起きているのかという状態での答弁でしたので、後々終わってから整理した上で、やはり違うということで答弁修正をさせていただいたんです。だから、最終的に答弁修正をさせていただいたことでご理解いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、市木部長の認識が誤っていたということでよろしいですか、確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市木部長の認識が間違っていたのかどうかというのは、私ではなく市木部長が判断されることであり、私は私なりに正確に答弁の修正をさせていただいたということです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この点、答弁をもととした方と、答弁修正をした方の認識に明らかにそごがあるということを指摘して、次に進みます。

法人への加入に際しては、庁内での協議や決裁が必要であると市長自ら先方に伝えていたにもかかわらず、加入の手続が取られてしまっていました。そのことにより、市長が手続を逸脱して法人へ加入したとの誤解が生じることになり、釈明に追われることとなりました。この件について、法人への抗議を行われたのか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、私自身が加入しているという認識がない中で、当該法人のホームページに掲載されていることを、当時、益川議員の質問で知ったものですから、その後ホームページの削除をお願いしたということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 市立野洲病院が加入しているということについて、業界誌において、この市立野洲病院が参画しているという言及がありました。その業界におられる方々が読むものなんですけれども、やっぱり公に対する信頼感に対するただ乗り、フリーライドというところで損失が起きているのではないかと、その自治体に対する信頼というものに毀損があるのではないかと思います。改めてこの点についての認識をお伺いし

ます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 仮に、地域医療連携推進法人に加入していたとしても、それが信頼度云々に関わるものではないというふうに思います。ましてや、その法人、連携推進法人さんと私どもの中で行き違いがあったことで掲載されていたということは事実でしたので、それを削除していただいたということで、それがすぐに信頼度に、私どもの信頼度に関わってくるのかということは、私はちょっと考えられないというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この加入に当たっては、年に1回県のほうに提出されている事業報告書によりますと、6月17日付で公立病院の加入というものが理事会の決定によって諮られています。その時点において、公立病院というのが市立野洲病院1つのみということでありますので、6月17日付での加入ということが先方の認識としてあるということでもあります。

その理事会で諮られたことが今回取り消しされた、また、なかったことになったのかというところで、差し当たっては参画していないということになっているようですけれども、この問題が明らかになった後に、市長が先方とどのようにされたのか、その取消しの経緯について具体的にご説明をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来申し上げておりますけど、入会申込書たるものを出しておりませんので、わざわざお会いして取消しをしてくださいということもなく、電話で取消しをしてくださいと。議員からご指摘いただいたその日に電話をして、次の日やったかな、電話をして、取消しをしてくださいというふうをお願いをただけです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） その日の会派代表者会議において説明されたと伺っております。その中で、先方をお願いして、ホームページ上からも削除してもらったということを説明しておられました。この点についてはご記憶られますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 会派代表者会議で申しあげました削除していただくということ、その日の会派代表者会議でしたか、ちょっと記憶は定かでないんですけども、申しあげたと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、この加入に当たっては理事会の決定によって承認されました。今おっしゃったホームページ上からの削除、また脱退の手続に関して、通常であれば理事会の決定が新たに必要になるはずであります。それが当日のうちにホームページ上からも削除されたという点について、その法人の組織運営、ガバナンスが著しく問題があるかと思いますが、この点については市長にお伺いしてもしょうがありませんが、何かご意見、ご認識あればお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の今の質問は、本当に地域医療連携推進法人さんに対してのちょっと失礼な発言ではないかなと思います。向こうの内容というんですか、会議の内容がどういう内容で、どういう組織体でやっておられるかというのは私も存じておりませんので、先方さんがどういう形で私が電話をして取下げをしていただいたのか、削除していただいたのかという経過は存じておりません。だから、それを今ここで申し上げられましても、いかんとすべしもんだというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 12 分 休憩）

（午後 3 時 13 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○7番（益川教智君） 問3に移ります。

当該法人とのこれまでのやり取りや、これからの関係の構築についての方針についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今後新たに整備する病院を視野に入れて、法人への加入の是非について検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 当初の当該法人からの説明を受けた担当課等の意見では、共同購入のメリットなどが現在の公立病院において適用されるのか甚だ疑問であるといったところや、この公の病院について、この法人からの意見を求めなければならないという運営についての懸念などが示されています。今後、そことの連携を組むということになれば、そ

れ以上の何か優位性、メリットというものがなければ、その法人に参画する必要はないか
と思いますけれども、その点についての認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） それを検討していきますというふうに述べさせていただいており
ます。そういうものも含めて検討させていただくということです。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この件につきましては、市長だけではなく、やはり現場の意見、
また今後来られるであろう方等々の意見も重視しながら、加入に当たっての判断をしてい
ただければと思います。

次に移ります。

市立野洲病院整備事業についてです。

5月18日に開催されました野洲市民病院整備事業特別委員会におきまして、新たな建
設候補地として総合体育館横のプール跡が示されました。その資料を中心に、病院の整備
事業についてお伺いいたします。

特別委員会で示された資料中の熟考における姿勢について、駅前整備、まちづくり全体
に関わる市民の声を俯瞰視とありますが、その内容について確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特別委員会資料の駅前整備まちづくり全体に係る市民の声を俯瞰
視の内容について、お答えをいたします。

当該資料に記載しているように、今回の新たな方策の検討に当たっては、駅前新病院を
整備する議論以外を許さない政策の下、市民のほか駅前整備その他まちづくりに係る計画
を担当する職員等は、長年当該矮小な範囲で発想、発現するにとどまってきたのではない
かと仮定いたしました。そして、今回の立案においては、そういった拘束から職員を解
放し、関係計画の見直しも是とする高い自由度の中で検討を行ったということでもあります。
そして、病院を駅前から外すことで実現できる施策や事業、解決できる課題についても検
討をいたしたところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の説明の中で、職員等は長年当該矮小な範囲で発想、発現する
にとどまってきたのではないかと仮定しましたとあります。この矮小なという表現が適切
であるかどうかについて、認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 政策監より答弁させます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 失礼いたします。健康福祉部、布施でございます。

特別委員会の資料の中でも触れさせていただいている記載の内容でございます。特にこちらの表現につきましてですけれども、平成24年に駅前で市民病院整備をすることが基本方針の中で示されたということ以来、市議会におきましても、市役所におきましても、特に市民の皆さんの前でも駅前と市の直営、中核的医療を守るというような3つの観点につきましては、パッケージとして、施策として進められてきたというようなことから、これ以外のことは許されない状況にあったのではないかという推論でございます。

以上のことを触れて、そう表記させていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今ご説明いただきましたけれども、ここに関しましては、栢木市長の就任以降、今回の4月の人事異動まで、旧市民病院整備課の職員さんが現地の半額建て替えの再検討、また、それが断念されてからは駅前Bブロックでの検討ということを進めてられました。市長が熟考に入られるまでは連日遅くまで業務に当たってこられてきたと聞いております。それが仕事だと言えはそれまでであるでしょうけれども、担当の職員が替わった途端にこのような、矮小というのはちっぽけということですよ。このようなちっぽけな範囲の中での発想にとどまっていた。このような表記が果たしてふさわしいでしょうか。改めて市長の見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この点につきましては、ただいま政策監が申し上げたとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この矮小という言葉が、では問題ではないということによろしいですか。改めて確認します。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来より政策監が申し上げたとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この駅前には新病院を整備する議論以外を許さない政策の下と頭にありますけれども、3か所候補地を挙げられました。この前提が間違っていると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 失礼いたします。健康福祉部、布施でございます。

特に、熟考の視点の中で再精査を市長のほうで考えていただいた中身を整理したものでございまして、特にこちらのほうで表現をしておりますのが、現市長の就任以前のお話の中での検討はこういうような状況であったということで、24年から検討を進めてこられた駅前、市直営、中核的医療を守るという3つの点がパッケージ化されて、その範囲の中での検討が進められたというようなことを表記したものでございます。

したがいまして、まちづくり全体の中でのというようなことから鑑みますと、少し矮小なという表現に至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この文章を読みますと、まるでその職員等から上げられたその発想がちっぽけだったために、駅前というところでしか考えられなかったということのように読めてしまいます。可能であれば、この点については修正などをしていただくようお願いします。

今回3か所、Bブロックになる前に3か所挙げられたのは市長です。それを評価委員会に諮問されたのも市長で、その答申を受けてBブロックということに決定されたのも市長です。そのことを指摘して、次の質問に移ります。

候補地は高圧電線直下となっています。人体や医療機器への影響などについて伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 私は大学でずっと磁場のMRIの研究をしていましたので、磁場に関してかなりよく存じ上げていんですが、基本的にまだ絶対どういう磁場が危険かということに関しての、国際的なコンセンサスは得られておりません。これは国によって違うんですね。日本の場合は5ガウス、0.005テスラですね、どちらでもいいんですが、5ガウスなんです。アメリカへ行くと10ガウスなんです。それくらい国によって違います。

皆さんよくご存じだと思いますが、一時携帯でも脳腫瘍ができるんじゃないかという話は皆さんご存じだと思います。WHOも、そういうことがあって、あまり積極的に発言はしてないんですが、安全なところに建てなさいと、分かっているんだったら、できるだけ離しなさいということは言っています。確か、あんまり記憶にないんですが、正確に覚えてないんですが、体育館のところで測って200マイクロテスラですから0.002ガウスですよ、ぐらゐの磁場だったという具合に言っているんですが、これは距離の3乗に比例して減衰します。だから、病院が近くにできれば、それだけ、3乗分だけ強くなります、磁場の影響は。だから、分からないんですが、できれば離れたほうがいいでしょうということで数値、また特に建築のさなかに、多分クレーン車とかいろいろあります。そういうものがかなり近くにあると、やっぱりかなり危険だというのは工事現場の人には当然認識あると思いますので、東京の立川市だと思いますが、3本から5本ぐらゐの高圧線を動かしています。これは1本1億ぐらゐするらしいので、動かすとなると。だから、これはあまり現実的ではないんですが、できれば安全なほうがいいので、できるだけ離れたほうがいい。

今の現在の野洲病院も、すぐそばを新幹線が通っていますので、かなりノイズが乗るかなと思ったんですけど、そんなにノイズが乗らないんですけども、今、MRIが算定仕様になったので、かなりよく分かるんですが、あんまりノイズは乗りません。ただ、問題は携帯電話が入らないというので、今ちょっといろいろ直してもらっているんですけども、多分いろんなそういう磁場の影響、電波の影響というのはあるだろうというのは想像には難くないんですが、あまりセンシティブになってもいかんですし、できれば安全なところに建てたほうがいいだろうという結論です。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 失礼いたします。少しちょっと補足的にご説明をさせていただきますと思います。

私ども特別委員会のほうでお示しをさせていただきました資料の中で、今院長のご発言にありましたけれども、基準値でございます国際非電離放射線防護委員会のガイドラインの中で示されております磁界ばく露の制限値が200マイクロテスラという数字でございます。

こちらの数値につきましては、我が国の磁界規制におきましては、WHOが推奨されて

いるというような規定のこの委員会のガイドラインを採用しているという状況でございます。
して、その数値が200マイクロテスラというものでございます。

さらに、現地のほうで3月の10日に調査計測をいたしましたところ、体育館の屋上で
0.25マイクロテスラ、これが最大値であったということで、大きな影響はない、全く
影響はないというようなことを表記させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の政策監のお言葉から、また資料からも、人体への影響はない
ということではありますが、これはまだ研究の集積ができていないだけで、まだまだ因果関
係は明らかになっていない。つまり全く問題はないということは言われていない状況で、
あえてあちらに持っていく必要性はないのではないかとということを指摘しまして、次に移
ります。

政策的調整に係る期間として、新たな整備場所では半年ほど、Bブロックとした場合、
令和7年度までと記されていますが、それぞれの根拠をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の3点目の政策的調整に係る期間の根拠についてのご質
問にお答えいたします。

まず、Bブロックの場合に令和クエスチョン年度と記したのは、3月25日に市議会で
駅前Bブロックでの設置を求める決議案が否決されたことを主な根拠に、当該決定を行っ
た現議会の議員の任期が令和7年の秋であることから、令和6年度までは年表に明示し、
それ以降の年度は未定であることから、令和クエスチョンマーク年度と記したものです。

また、新たな整備場所の場合を約半年としていることについては、ただいま申し上げた
決議案否決という事実に加え、1月5日に最大会派である創政会から提出された要望書で、
駅前でない新たな用地を整備場所と求めておられることを主な根拠に、その他総合的に鑑
みて、今議会で基本計画未定稿案の修正の支援業務の予算をお認めいただければ、それ以
降新たな場所で病院整備を順次に推進できる見通しを示したものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 否決された決議の前に、要望書が議会の過半数において提出され
ています。新たな場所で調整するよりも、そのとき、その要望書から決議でその態度が変
わった議員と調整するほうが早いのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かにそういうことも考えられないことはないと思いますが、私が市長に就任させていただいて以来、昨年の１０月の選挙までそういうことも試みましたが、いかんとして前に進まなかったということで、こういう判断をさせていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 次の議会議員、市議会議員の選挙までは調整できないだろうということですが、それはもう議員がある意味思考停止して、ずっと反対しっ放しであるということを踏まえた上での判断ということですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そういう過程をお示したものだと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 次の質問に移ります。

駐車場について、４月に取った１週間ほどのデータを基に、比較的容易に解決可能とされていますが、総合体育館を所管している部門の認識についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） ４点目のお答えをさせていただく前に、先ほど文化施設でちょっとお答えができなかった部分に先にお答えをさせていただきます。

県内の５００席以下の文化施設ということで、把握している中でお答えをさせていただきますけれども、米原市は３００席を２施設持つておられて６００を持つておられます。市では５００以下のところはありません。愛荘町が４７５席、竜王町が３５０席、豊郷町が４９３席、以上が先ほどの答えとなっております。

次に、４点目の駐車場の認識についてお答えをさせていただきます。

駐車場については、中学校体育連盟、いわゆる中体連や高等学校体育連盟、いわゆる高体連等の大きな大会開催日は現状でも満車となる日があります。特に病院の診療と重なる平日の大会開催日には台数不足が生じ、双方に影響があるのではないかと懸念しており、このことは地域医療政策課へ伝え、課題を共有し、対策を検討してもらっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） このデータが４月に取られているんですけれども、４月というの

は、スポーツイベント等で体育館の利用が少ない閑散期ではと思うんですが、その点に関して、及び現在コロナの影響で、まだ一定そこに関しても影響が出ているのではないかということについて伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

4月については、どちらかというイベントは少ない時期でございまして、今年の4月についても、ちょっとコロナの影響で制限をさせていただいた時期ではございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 分かる範囲で結構ですけれども、過去の満車になった回数などが、満車になった回数が何日あるかということは、もし分かっておられたら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。過去、2年についてはコロナの影響がございますので、令和元年度の状況で申させていただきます。

満車については、年間で66回ありました。そのうち、平日は18回、土日・祝日は44回という満車の状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この特別委員会で示された資料が4月のデータを基にされていますが、そのデータを基に比較的容易に可能であると、駐車場問題は解決可能であるということをおっしゃっておられますが、今の話を聞くと、ちょっとそれがどうなのか、これでなぜ比較的容易に可能であると判断されたのかについて説明をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特に容易にというような表現でございせん、比較的容易にということにつきましては、当時のBブロックで検討いただいた結果で、40台という敷地内での確保という台数と比べて、比較的に容易に確保できるであろうというように記載をさせていただいた、申し述べたものでございます。

また、そのほか本市の体育館の駐車場の台数と比較する関係で、私どものほうで近隣の市の駐車台数等も今現在調査をさせていただいております。平日の利用状況が、果たしてどれだけの台数があれば適切なのかということにつきましても、教育委員会担当部局とも

十分議論をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） そもそも、なぜ40台と比べられるのでしょうか。この前Bブロックで整備を進めるという中では、今後周辺の公共施設との統廃合で解決を見込んでいるということがありました。

また、これ後でも言及しますが、今回でいうと、4層5段の予算を整備費用として見込んでいますよね。その整備費用として見込んでいるということは、それによって解決可能な上という理解ではないのでしょうか。その認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特に、現状におきまして、Bブロックにおいて40台という格好以外に、具体的にお示しができていないという状況から鑑みて、今回の提案については具体的に台数をご提示させていただけるというような観点から、容易にというふうにさせていただいたところでございます。

なお、駐車台数の比較の検討の関係で、特にAブロックの病院につきましては4層5段の中で250台といういうようなことを想定がありましたけれども、新たな整備場所におきましては1層2段、150台相当ということでカウントしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 次の質問に移ります。

プール跡とBブロックとの財政負担の比較では、総額で5,800万円の負担増となっています。そのほかに計算対象として含まれる可能性があるものはないかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の5点目の5,800万円の負担増のほかに、計算対象として含まれる可能性はないかとのご質問にお答えいたします。

5,800万円については、当該時点で見込めた項目を合計したものであることから、今後新たな計算対象として含めるべき項目が出てくる可能性はございます。

また、額についても推計額であることから、上下の変動の可能性もございますが、項目についても額についても、無理に低く抑えたり、計上しないとしたことはなく、当該時点

で可能な限り考えを巡らせ、また情報を集め、合理的な数値で比較したところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほどの岩井議員の質問の中で最後に触れておられましたが、プール横の用地取得費が不要とされています。ただ、あれは行政財産、教育財産でありまして、教育委員会の損失となります。この金額について計上する必要があるかと思うんですけれども、その点についての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特にお話の教育財産でございますけれども、財産を移管することによりまして、市の財産というもので現存する財産でございますので、この取得については計上しておらないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この用地取得費に関しては物差しがそろっていないので、判断がちょっとできにくいかなと思うんですけれども、今回、市の財産に、この資料の中では一般会計から出資または借り上げするためということで、1年間当たりの賃料として設定されている400万弱ということがあります。この理屈でいうのならば、こことそろえるとすると、Bブロックの土地に関して賃料等々を算出して、その上で比較するべきものではないのでしょうか。この点についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 比較の考え方でございますので、その辺につきましては、特に駅前の市有地の考え方につきましては、今後も借り上げた部分についての返済ということがございますので、純然たる市の財産ということではなしに、特に総合体育館につきましては、もう既に市有地でなっておるというようなことでございますので、そうした観点で整理をさせていただいたという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この資料の中で、この病院については今後独立行政法人化というのが見込まれています。地方独立行政法人法の6条において、行政法人というのが財産的な基礎を有する必要があるとされています。その場合、この土地の取得というところも必

要となってくると考えられ、そうであるならば、この用地取得費というものもイニシャル、最初のところから見ておく必要があるかと思うんですけれども、改めてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特に、病院整備後の運営形態によりましてそれが変わってくる可能性というご指摘でございますけれども、その点につきましては、現在現時点におきましてはカウントさせていただいていないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほどの駐車場のところで、改めて観点を変えて質問いたします。

先ほどは、40台ではあるけれども、周辺の整備等々が見通せていないので40台で示しましたということを言っておられました。ただ、駐車場の費用に関して、こちらではAブロック病院で示されていた4層5段分の5億5,000万円を計上されています。もとのBブロックのところと比較するのであれば、Bブロックが周辺等で整備することであれば、こちらもそちらに合わせた形でAブロックでの駐車場ではなく、Bブロックのときの計画として、こちら算定するべきものではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 益川議員の今のご指摘の点につきましてですけれども、特にお示しをさせていただきました資料につきましては、整備事業費の変化の中での比較でございます。トータル全体で、真水で5億程度安く済むというような比較の資料でございますけれども、それについては駐車場の整備費も軽減をされるというようなことで想定をさせていただいた比較資料でございます。

したがって、その想定のご根拠となりますのがAブロックで実施をした場合の事業費、これは出ておりましたので、それと今回の整備費用を単純に比較させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） その他、ここまで取り上げてこられた課題以外で、駅前から新候補地に変更された場合によって生じる課題についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の6点目の、新候補地に変更された場合によって生じる課題についてのご質問にお答えいたします。

先般の特別委員会の資料においては、私どもが提案する市長、執行部にとってのネガティブ情報も含めて正直にお示ししたところでございます。また、ささいなことについても可能な限り網羅的に書き示し、情報提供させていただいたところであり、現時点では、それ以外の新たな課題は認識しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 課題としては認識していないということですが、では何点かお伺いします。

この薬局はどうなるでしょうか。また、医療スタッフの寮が病院の周辺にあるかと思いますが、この整備について。あと、コロナ後の大会時のにぎわいの対策などについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 薬局についてでございます。

特に周辺地につきましては市街化区域がございますけれども、ちょうど隣につきましては農地でございます。市街化調整区域でございます。

敷地周辺に薬局を設置させていただこうとする場合につきましては、特に今現在考えておりますのが、体育館敷地の中の一部を、市有地でございますけれども、それを用地を提供するというような形で、公募によって提供された事業者が建築許可なりを取って病院を整備するというのも、1つの考え方としてあり得るであろうということも考えております。

また、少し飛びますけれども、市街化区域も隣接しておりますので、その中での選考をいただくというようなことも可能ではないかというふうに考えております。

まずもって第一義的には、冒頭申し上げました市有地の中での可能性ということにつきましても、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

もう一点につきましては、病院のスタッフの寮が現在ございます。その寮からの距離等につきましても十分、歩いてという形ではできませんけれども、自転車で通院いただけるような距離ではないかというふうに考えておりますし、また、その代替的なことにつきましても考えられる余地はないかということについては、将来的な形で考えていきたいと思っております。

しかしながら、現状のスタッフの中では、寮のほうから通院いただけるような距離ではないかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

ちょっとすみません、もう一度すみません、コロナの……。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 4 7 分 休憩）

（午後 3 時 4 8 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 失礼いたしました。コロナ後の対応ということでございますけれども、特に体育館と近接している中で音がするんじゃないか、がやがや音がするし、病院にも非常に影響があるんじゃないかというようなお声も聞くところでございますが、病院につきましては、特にガラス戸等も含めまして防音等の対策もできるということがございます。また、逆に、言われておりますのが緊急車両等が入ってくることによって、体育館のほうも非常に運動しにくい環境が生まれるんじゃないかというようなことも言われておりますけれども、それにつきましても、特に緊急車両の進入等については台数等もありますし、十分現状においても問題はないというふうに考えておる次第でございます。双方の施設の騒音状況については、双方で十分対応できる範囲であるというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7 番（益川教智君） スタッフの寮に関しては、現在整備する予定はないということでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 現状におきましては、課題の中で挙げておりません。検討している計画ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7 番（益川教智君） 新候補地の優位性についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の 7 点目の新候補地の優位性についてのご質問にお答えいたします。

今回お示しした新たな整備場所は、何よりも本市のほぼ中央に位置し、市内各所からの車でアクセスに優れているという点です。そして、整備の容易性、開院までの早さ、通院の利便性、経営成立の可能性、施設の利用快適性、そのほか、市の全体施策やまちづくりとの関係性など、多くの点で、従来の駅周辺より優位または同等もしくは及第点を有する場所であると考えております。

評価委員会で否定された3候補地のうち、体育館裏駐車場でないということは岩井議員の一般質問でも申し上げたところですが、社会資本整備総合交付金10億5,000万円が交付されない分は、同額以上の10億7,300万円の駅前の土地を病院事業で購入しなくて済むわけでありまして、当該土地がまちのにぎわいや市民生活の利便のために、民間資本により活用されることを進めれば、そもそも市の負担を軽減することも可能になるわけでありまして。

この提案に基づき、新病院整備と駅前にぎわいづくりという2つの大きな課題を健康を基軸としながらも、事業としてはすみ分けて推進しようとするもので、市民の安心と安全を支える中核的医療の確保を確実なものとしつつ、駅前でのにぎわいと税収を生み出す可能性を広げ、希望の持てる持続可能なまちの創造を可能とするものであり、町全体の発展を俯瞰しても、今回の新たな場所は駅前の計画に比べて大きな優位性を持っているものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の中で、及第とありましたね。及第というのは、一定の基準を満たしているということで、物事を比較したときに使われる言葉ではありません。優れているか劣っているか、それとも同等かであります。及第ということは、一定の基準は満たしているが劣っている点もあるよという認識でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 特に、今回の比較の中で、Bブロックの位置、そして温水プール敷地と比較検証させていただく中で、その表現を使わせていただいております。

及第水準というようなことでございますけれども、まずもって合格点であるということでございますが、比較的に比べてということになりますと、劣っている要素もございます。ただし、その及第点水準についての対策についても、これを記載させていただく中でご覧をいただいているというようなことで、問題はないというふうに考えている次第でございます。

ます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 判断するに当たっては、優れている点、劣っている点、それぞれ正確に出していただかないと判断に困りますので、お願いしたいと思います。

この通院利便性であったり医師確保の可能性であったり、資料の中でありますけれども、到底遜色なく担保できるかといえ、甚だ疑問であります。

今のお答えの中でも、看護師さん、スタッフの寮については新たな整備する予定がないと言われました。あそこまで自転車で行けというのは、なかなか酷な話であろうかと思えますし、また、整備に関する費用負担などに関しても、今後この数字よりもどんどん増えていくことがもう明らかであります。これではとても優位であるとは私は思えないということを書いて、次に移ります。

1月14日から5月18日までの間、具体的にどのような形で病院整備についての意見を酌み上げてきましたか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の8点目の、どのような形で意見を酌み上げてきたのかにお答えいたします。

熟考当初の頃は、市民や議員のご意見、複数の医療関係者の方からもご提案やアドバイスをいただきながら、検討、熟慮をしておりました。そして、4月になって私の考えや内容について整理し、担当課に指示するとともに、引き続き対象を広げて、医療関係者や建築関係者、専門の事業者等からも提案やアドバイスを受けるよういたし、関係部との調整も開始いたしました。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今回、市民説明会がこの定例会と並行して行われています。本来であれば、市民の意見を第一にするのであれば、この熟考中に市民説明会を開催すべきであったかと考えますが、認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 熟考した上で、今ただいまご提案させていただいております場所を、今この時点で出させていただける状況になっておるわけですから、熟考している間に市民の皆さんにご説明するにしても、何をもってするのかという一からのことになります。

ので、それは不可能かなというふうに判断いたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 説明というよりも、意見交換という形で、熟考に当たってこういうことを懸念している、そこについての意見を求める、そういう説明会があってもよかったのではないかと思います、次に行きます。

市民説明会、定例会と並行して行われています。これは議会への意見として出すということでやられていますが、最終日が議会閉会后です。本来であれば、全学区この議会が終わるまでやるべきではなかったのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 日程につきましては、ご承知をいただいている日程でございます。最終日が7月5日、北野学区のコミセンきたのでの開催で最終でございます。

この結果につきましては、今現在考えておりますのが、全ての意見集約等を整理させていただいて、7月の全員協議会等でお示しをさせていただければというふうに考えている次第でございます。

今回の案件、特に議会のほうでご提案させていただいております議案につきましては、6月の最終日の議決をいただくように提案をさせていただいております。それまでの間の開催状況等につきましては、現場のほうに出向いていただくなり等で対応は可能かなというふうに思いますが、少し工夫をさせていただいて、情報提供ができるかどうか、その辺も検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 以上で終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

再開を16時15分とします。

（午後3時58分 休憩）

（午後4時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6号、第4番、村田弘行議員。

○4番（村田弘行君） 村田です。よろしくお願いします。私は地元の要望、陳情を受け

て、それを議会に届けるという声を大事にして、これから質問していきたいと思います。

第1番、建築基準法についてですけども、建築、お宅とか新築された場合、建築確認なり完成検査なりは県で受けるんですけども、その後の外壁、外構というんですか、それは確認を受けた後、民々境界とかせずに、だっとやってしまう人が多い。たまたまこの野洲市のほうの地元の人から、道が狭くなって車の出入りが大変だということを受けて、野洲市にも何度か言ったんですけども、親身に聞いてもくれなかったし、やられ損かということで非常に憤慨されていまして、お歳ももう90歳を超えておられて、それで車も乗っておられて、元気なんですけれども、相談を受け、これ民々境界なり、裁判したら勝てる案件やけども、もうご高齢やし、弁護士もちょっと二の足を踏んだというところもありまして、それでこういう議会で陳情というか、質問をしたいと思います。

質問を序して、担当部局とのすり合わせのときに、現地でお話をしたんですけども、境界と道の間が昔は8尺、2メートル40やった。その2メートル40をずっといったら、そのお宅のところだけ60センチへこんで1メートル80、6尺になっているということで、非常に出入りがしづらいということで、一緒に担当部局とも行ったんですけども、いろんな見方があって、軒先やら、はり石やら、いろんな幅があるので、その都合のいいように言われて言いくるめられそうになったんですけども、担当部局の見解はどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 村田議員の建築基準法についてのご質問にお答えをいたします。

ちょっと通告いただきました内容に少し足してお話をいただきましたので、まず、通告に基づきまして作成いたしました答弁の答えをさせていただきます。

外構を設置することにつきましては、建物の完了検査後でありましても、適切な箇所に設置されれば問題はないものと考えております。

しかし、一般的に住まいの周辺の道路は消防自動車や救急自動車といった緊急車両の進入、また日照など快適な生活環境を確保する上でも重要な役割を持つものでございます。

したがいまして、ご質問の道路とみなされる部分に建築物、外構を設置される場合につきましては、議員の通告にもございましたように、市のホームページに道路の幅が4メートル未満で、建築制限を受ける道路に接する敷地に家を建築する場合、原則として道路幅の中心から2メートルずつ後退したところを道路部分とみなし、自己敷地でもその部分に

は建築物は造れませんと記載をしているところでございます。

ここでいう建築制限を受ける道路といいますのは、建築基準法に規定されている道路のことでございます。

しかしながら、ご質問いただきました箇所につきましては、野洲市の特定行政庁でございます滋賀県甲賀土木事務所に確認をいたしましたところ、建築基準法に規定されている道路に該当しないということが判明をいたしましたので、2メートルの後退は必要なく、違反には当たらないということを、まず確認をしてございます。

それと、職員の対応について通告のほうに書いていただいております。職員に確認をいたしましたら、丁寧にお話をお伺いして、丁寧にご説明をさせていただいたというふうには申しておるんですけれども、もし、おっしゃったように親切でないというふうに感じておられたのであれば、その部分は申し訳なかったというふうに思います。

あと8尺、6尺というふうなお話もございましたが、この道路、これ里道でございますけれども、里道につきましては官民境界が確定していない道路でございますので、道路の幅員というのは正確なところは分からないというのが現状でございます。お住まいになっておられる周辺の方々のそうした調整といいますか、お話といいますか、そういったところで、大体のところというのは皆さん確認をいただいているのかと思いますけれども、正確に道路幅員を確定することになりましたら、やはり官民境界の申請をいただき、それで必要な現地の立会いや手続等を取っていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 再質問いたします。

90歳を超えたご老人が非常に情けなく思われていて、知らん間に道が狭くなったということで訴えておられるんですけれども、裁判したら、県の杭が必ず2本立っていますので、それで県に調べたら、それは8尺の道が記録されていると思うんですけれども、そこまで調べる時間もなかったのであれしまったけれども、現実には8尺、2メートル40ありましたので、8尺道、馬車道やということで昔の写真を持ってこられて、この道やこの道やと言っておられるんですけれども、裁判したら長くなりますので、非常にもう、どういんですか、諦めておられるんですけれども、民々でけんかするのも何だということで泣き寝入りをされているんですけれども、この辺どうお考えになりますでしょうか、もう一

度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 村田議員のほうはそういったご相談をお受けいただいているということですが、片やもう一方の方もおいでになるということで、実は市のほうも双方の方からお話をお伺いしている、こちらのほうにご相談にお見えになったということを担当のほうから聞いてございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この里道の幅員については、両側の官民境界が確定しておりませんので、幅員というのははっきりと分からないということでございます。

今滋賀県の区域というようなこともおっしゃったんですが、これは昭和50年にそこに隣接する方の申請によりまして、その方の土地と里道との境界確定がされているようでございますけれども、それは道路の片側であって、もう反対側の官民境界はされていませんので、これにつきましても幅員は確定していないということでございます。

双方お見えいただいて、担当のほうからは同様のご説明をさせていただいております。全く同じ説明をしているというふうに確認をしております。

その中で、先ほど申し上げましたように、やはりどうしてもということございましたら、境界確定の申請をいただき、しかるべく確定をする手続を取っていただくというのが一番はっきりする方法であるということは双方にご説明をさせていただいたというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 了解いたしました。またご相談、当人になりたいと思います。

次の質問に移ります。

道路整備について、私は半年前から永原地区、祇王地区の道路を直してくれという要望を毎日のように受けております。優先順位もあろうかと思っておりますけれども、永原地区、非常に道のほう悪くなっておりますので、計画があり、めどが立っているならお教えいただきたく思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、永原地区の道路整備がこの10年間行われていないとのご指摘について確認いたしましたところ、平成29年度に市道上町江部支線の舗装、修繕工事を実施していました。

この道路については、江部、富波松陽台方面から野洲北中学校へ向かう通学路でもあり、多くの自転車が通行することなど、利用者の安全を確保するため、舗装の打ち替え工事を実施したものです。

また、この工事に併せて、菅原神社裏の市道江部宮裏線についても舗装の部分補修を実施しております。

このほか、令和元年度と令和3年度において、簡易な補修工事を2路線、4か所実施しております。

議員お尋ねの今後の道路整備につきまして、特に生活道路に関しましては、老朽化の著しい区間や自治会から要望いただいている路線において、緊急性や劣化度合いなどを鑑み、修繕が必要と判断した際には、予算化の上、事業を実施しております。また、小規模な箇所については、緊急修繕予算にて対応を進めているところでございます。

このほか、野洲市舗装修繕計画に基づきまして、国の交付金を活用した事業についても進めており、とりわけ永原地区では市道市三宅小南線において、北野小学校前交差点から永原北交差点までの舗装修繕設計を今年度の実施し、来年度以降に順次工事を進める予定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） よく分かりました。北野小学校前から永原北まで自動車道路になるんですけども、直していただけるということで、ありがとうございます。

ただ、家と家との間の生活道路なり、おばあ様が散歩するようなところとかいうところを、もうちょっとなだらかにしていただきたいというのがあれですので、また担当部局と相談したいと思います。

では、次の質問に移ります。

上永原地区の滑落場所について、何度か質問なりをしていますけれども、また自動車が滑落したという事象がありました。それで、鉄ピンとトラロープで張っている簡易なものなんですけれども、担当部局なりの見解はどうですか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 村田議員の上永原地区の滑落場所についての1点目のご

質問にお答えをいたします。

当区間は、昨年もお質問いただきましたように、不幸な事故が発生をいたしまして、地元自治会から安全対策のご要望もいただきましたことから、今、議員がおっしゃったように、本年２月に路肩明示と併せまして、支柱とロープを設置し、安全対策を行ったところでございます。

今回、同様の箇所で発生いたしました自動車の事故原因につきましては、市ではあいにく情報を持ち合わせておりませんので、不明ではございますけれども、運転をされていた方が加入をされておられました保険が適用され、全額保険会社の負担で復旧をいただいておりますので、市道に対する瑕疵はないものと考えております。

また、この道路は幅員は７メートル以上ございまして、前回の事故の後、路側線も延長して整備をしまして、見通しのよい道路でもございますので、一般的に路外に逸脱する危険性は低いと認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） そのすぐ近くの業者が鉄板を敷いて、水路に鉄板を敷いて駐車場代わりというか、橋代わりにして、その上にも車を止めているような事態があります。これは非常に法律違反だと思いますけれども、指導はされているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、２点目のご質問にお答えいたします。

今ご指摘いただきました事故現場付近に位置する事業所が、法定外水路をまたぐために鉄板を設置されておりますが、これは法定外公共物占用許可申請はされておきませんので、当然、許可もしておりません。

このため、市といたしましては当該事業所に対しまして、当該鉄板を撤去し、原状回復するように口頭にて指導をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 上永原地区の残土問題もそうですし、ここの鉄板問題もそうですし、コンプライアンス的にちょっとおかしいと思いますけれども、こういう今もまた草が生えてきたりしています。後の経過措置というか、質問をして善処します、予算がありま

せんでしたけれども、その後の今回のことも含めて、曖昧な現場の見過ごしが事故を誘発しているのではないかと思います、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、3点目のご質問にお答えをいたします。

今回の鉄板につきましては、昨年事故、そして今回の事故につきましても、当該鉄板が原因というものではございませんでしたが、先ほど申し上げましたように、これは不法占用状態にありますことから、解消されるように指導をさせていただいているところでございまして、これに対しましては前向きに取り組む旨のご返事をいただいておりますので、今後も継続的にきちっと対応いただくように取り組んでまいるところでございします。

また、その他上永原地区の残土問題等ご指摘をいただきましたけれども、全てきちっと把握できていない部分も確かにございますけれども、市のほうで確認なり、いろんな要望、情報等をいただきまして確認させていただきましてところには、可能な限り速やかに適正に対応をさせていただいていると思ひますし、今後もそのように取り組んでいきたいというふうを考えているところでございします。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） できるだけフォローして、後処理、よろしくお願いいたします。

では、4番目の質問に移ります。

委託業務について2月の議会で質問いたしましたけれども、今回きちっと質問したいと思ひます。

前回も、パソコンで入札結果を見る限り契約に不自然なものが多いということで、これも質問を出した後、担当部局との話のすり合わせで、どういうものがあるんですかということで一個一個説明していったんですけれども、そういう委託業務に関わらず、何億とする教育委員会の入札とか改修業務とか、非常に野洲市はゆるゆるだと聞いております。要するに、契約、入札に関して甘いということです。電子入札の導入予定はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 村田議員、委託業務についてのご質問の1点目にお答えをいたします。

電子入札の導入につきましては、市職員及び事業者の事務負担を軽減し、人件費の抑制、また入札参加者の増加等が期待できるもので、県内自治体でも導入が進んでいます。当市

におきましても早期に導入ができるよう、検討を進めていきたいと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） ２番の質問で、例えば湖南４市、湖南省、守山市、草津市、竜王とか、近くの近隣都市の状況を教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 電子入札の県内の導入状況についてお答えをいたしたいと思っています。

県内では、本市とほか３町の４自治体を除く全ての市町で導入済みとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） ぜひとも導入していただいて、公明正大なる入札を行い、無駄なお金をなくしていこうということで、行政改革にもつながりますし、健全な事業者育成ということを視野に、ぜひとも導入をしていただきたいと思います。

また、前回にも質問いたしましたけれども、入札の監視体制について、普通に入札の結果を見れば分かりそうなものなんですけれども、その辺、今どうなっている、監視体制委員会とか、その辺があると思いますけれども、その辺をお教えいただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） ３点目のご質問にお答えをいたします。

市の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るための第三者機関として、野洲市入札監視委員会を設置し、弁護士等の有識者により、市が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等について審査をいただいています。

当委員会につきましては、年２回開催し、審査結果については「広報やす」及びホームページにて公表をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 年２回は少な過ぎるんじゃないでしょうか。ご回答ください。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをいたします。

委員会開催自体は年２回でございますが、一定金額の契約、入札、全てについて審査を

していただいておりますので、2回が適正かどうかと言われると、多ければ多いほうがいいんですが、委員さんのご都合もございますし、委員会のあり方として年2回開催をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 全ての案件について目を通されているということを今おっしゃいましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 例えば、今年5月に開催した委員会では、令和3年度下半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託を主な審査対象として審査いただいております。一応契約金額、建設工事であれば130万円以上、委託業務であれば50万円以上というような一定の条件がございます。

対象期間の発注は全体で30件あり、発注一覧や中主小学校旧館棟の改築工事を含む5件の指定事案につきましては、特に詳しく審査をいただいております。

他の案件につきましては、一覧表で審査をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） よく分かりました。ぜひとも詳しく見ていただいて、ご指導いただけてください。

では、ナンバー5、市立野洲病院について質問をいたします。

1番、現実的に体育館横に持っていけますかというか、実現するのでしょうかという質問です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の1点目のご質問、現実的に体育館横に持っていけるのかについてお答えをいたします。

私はもう十分持っていけると自信を持っております。施設整備において、一般的に懸念事項とされる接道や埋蔵文化財、上下水道等のインフラ、浸水などのリスクもクリアできる優れた整備場所であると考えております。

また、ささやかれている液状化のリスクについては、去る特別委員会でもご説明いたしましたように、建物の周辺部分や敷地の車両動線部分の改良を行うことにより、比較的軽

い費用で対策が可能であると見込んでいるほか、国民スポーツ大会等との調整についても病院の整備工程や、同大会会場の設営や運営に関して、関係部が協調して工夫することで、十分可能であると見込んでいるところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 再質問いたします。

私は、最初の初めての質問で、みんな議員が賛成して市長の後押しをして、B地区、あのときはBブロックだったんですけれども、次の市長選までに着工式ができますかという質問をいたしました。

そのときの質問を出した後の担当部のすり合わせで、ええ、できますよという感じでした。その後の本会議の市長の回答は違ったんですけれども、そのときは、私は一生懸命Bブロックを推していた。はしごを外された感じで、今の体育館横に移ったんです。移ったというか、熟考を経て体育館の横に計画をされるということで、永原地区の住民としては非常に喜ばしいとは思いますが、あのときに、あれから1年半のブランクなり何なりがあって、いろんな許認可や委員会事や決議事を経てやっていかないかんの、そのタイムラグをどうお考えでしょうか、再質問します。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 選挙を約1年半と言われますと、市長選挙があって、市長に当選させていただいて後の今日に至る1年半というふうに解釈するんですけども、本当に市長に当選させていただいた当初は、駅前で病院を整備することに反対をして当選させていただいたと、民意を受けて当選させていただいたということで、駅前反対でやらせていただいたんですけども、現地建て替えということがるる申し上げているとおり断念をしたわけでございます。そして、5月のときに、それまでに市内の一団の土地というんですか、病院が整備できそうな土地3か所を挙げて、Bブロックに昨年の5月に方向性を示していただきました。

いろんなところで最近、先週、日曜日の市民説明会の中でも申し上げたんですけども、確かに一転二転しているということに関しては、本当に期待をしていただいている方には申し訳ない部分がございますけども、その時点時点の中で、野洲市にとって一番最良な、早く整備をするということに対して、一番最良な方法はどれかということのを常に考えております。

先ほども申し上げたと記憶しているんですけども、自分の意地を通すと、自分の意地を通すことだけで病院整備というのを考えてはおりません。そういう意味では、村田議員にもいささかご迷惑をおかけした、落胆させてしまったということには、本当に申し訳ないと思うんですけども、今いろんな課題解決、Bブロックでの課題解決もしていかなければならないということを去年の5月の時点でも申し上げておりました。未定稿ではありますが、上がってきた中身を見ますと、なかなか厳しいことが、想定していた以上に厳しく感じました。そして、それよりも何よりも、やはり議会の構成が変わった、そしていろんな決議が出てきたといういろんなものが重なった上での熟考ということで、今の場所に整備をさせていただくことを決断したわけでございます。なかなかご理解していただきにくい部分もあるかもわかりませんが、今の体育館横の温水プール跡地で整備することでご理解をいただいて、ぜひご協力いただけたらありがたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員の質問の途中でございますけども、お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

村田議員。

○4番（村田弘行君） 再質問いたします。

あの場所は野洲市の中央であり、非常にいいと思います。思いますけれども、ちょっと方位を勉強する者にとっては、北風がぶんぶん吹くようなところでございまして、5階も6階も病院の病室から、丸っぽ照子墓地が見えると。あんまりいいところじゃないな。だから、ちょっと建物をずらすとか、ああいうふうにしていいただければ、非常によい病院になっていくのかなと。そうするとまた、設計なり何なりに時間がかかったり、いろんなことが出てきたりするんですけども、その辺、どうでしょうか、ご質問します。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 健康福祉部、布施でございます。

議員ご指摘いただいておりますスケジュールで、時間が今後かかるのではないかという

ようなご指摘でございますけれども、お示しをさせていただいておりますスケジュールに基づきますと、要求水準書をこの9月以降、予算をお認めいただいて、作成をいたします。その後、来年度業者を選定いたしまして、基本設計、実施設計という流れの中で着工に向かっていくというスケジュールでございます。もちろんこの基本設計、実施設計におきましては、先ほどのご質問でもございましたとおり、十分余裕を見たスケジュールリングをさせていただいておりますので、この中で十分今のご指摘等も踏まえた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 入札の仕方なり基本設計、実施設計、施工というか、なっていくんでしょうけども、そうすると水準書を作って、業者をプロポーザルなりビルドアンド何とかというやつか、決まったら、あと議会はそこに関与できないんでしょうか。もう基本設計、実施設計は業者がつくって、施工も業者がもうだっと工期を短縮するためにやっていて、議会の関与する場所場所はないんでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） これだけの大きなプロジェクトでございます。当該工事、もしくはそれに至ります設計段階、その都度その都度におきまして、折々ご説明等させていただき、ご意見を頂戴する機会を設けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） これだけの工事をするのに、環境経済建設の常任委員会への関与はないんでしょうか、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 環境経済建設常任委員会の関与と申しますけども、これは病院整備特別委員会というのがございまして、そこで全議員に入っていて、その中でいろんな視点からご議論いただくという場をつくっております。環境経済だけではなく、総務、いろんな所管の中でのご意見をいただくことも踏まえて、全議員の皆さんに病院整備特別委員会というものもこれからも開かせていただいて、その場で事細かくご議論いただける場所をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 水準書ができて、入札なり何なりのプロポーザルの公募なりの要項ができて、業者が決まってからは丸投げになるのでしょうか、ご回答ください。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） スケジュールでお示しをさせていただいておりますＤＢ方式を前提といたしますと、丸投げということではなしに、これに関します管理という部分は当然出てまいりますし、そこに関しましても専門業者に入っていただくのとともに、我々市のほうでも関与させていただくということでございます。

その関与に際しましては、議会のほうにおきましても、先ほど市長のほうからご答弁申し上げましたとおり、特別委員会等でお諮りをさせていただきながら、情報提供させていただき、ご意見を頂戴していくというような流れを持って事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 水準書ができて、業者が決まって、業者はどんな病院にするプラン、基本計画とかいろんな、エントランス、エスカレーターがあつてというようなプランも、全て業者任せになるのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 私どもがまずもってお示しをさせていただいて、こういった病院をつくりたいのかというようなことを具体的に要求水準書の中でお示しをさせていただきます。それに基づいてご提案をいただきます。そのご提案に基づいて、評価を加えて業者を選定していくという流れでございますので、そうした流れをもって確認をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 病院の特別委員会で、議決でいろんな節目節目で、設計ができました、基本設計ができました、青写真ができましたという報告なり、その決議とかはもうなしになるのでしょうか、それとももう聞くだけでしょうか、私ら委員会議員は。その辺を教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まずもって、議案という形になりますと予算の上程、

そして関連議案の提出というようなことになるわけですが、当該デザインビルド方式になりますと、当初の一括での契約というような流れになります。その中でのご審議をいただくというような案件、議案になってこようかなというふうに考えてございますが、冒頭申し上げましたように、その都度その都度、折々におきまして情報提供させていただく中で、意見を頂戴するというようなことを考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 分かりました。また、そのときにお話をしたいと思います。

次に、いろんなタイムスケジュールがあつて、１年半タイムラグがあるわけですが、行政は継続でやらないと、また振出しに戻る可能性がありますので、次の市長選、何とか頑張っていたきたいと思っておりますけれども、市長の考えをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ２点目のご質問で、市長選挙のことですが、私の次期市長選挙に係ることでご心配をいただいて、誠にありがとうございます。

しかし、今ここで次期市長選挙云々ということは申し上げることはできませんので、あしからずご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 市長はその都度その都度、ごもっともな理由を挙げて、なるほどなと思っておりますけれども、またこの体育館横の病院計画、やっぱりやめたという可能性はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 手厳しいお言葉でございますが、３点目のご質問、また考えが変わるのではについてお答えをいたします。

今回の提案の新しい方策については、これ以上に優れたものはもうなく、市民の大半からご支持をいただけるものと評価しております。この評価は客観的なものであり、したがって、考えを変えるにも変えようがないということでございます。

今までにはいろんな課題等々がございましたが、私にしてみますと、やはり野洲の中央ということに関しては、やはり市民一人ひとりの健康と安心、安全を守るためにも、この中央という部分で整備させていただき、これが一番だと、最適だというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） ありがとうございます。

次に、副市長問題、あとパワハラ問題等、私なりに市長頼むでというのがあるんですけども、また顧問とか病院管理者を入れるということで、行政改革に逆行するような人事なり議案がありましたけれども、その辺、どうお考えになりますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） パワハラ問題につきましては、今第三者委員会で調査していただいておりますので、ご回答は控えさせていただきますが、４点目の質問の中で、副市長や顧問、病院事業管理者など、かじ取りが多過ぎるのではないかについてお答えいたします。

ご指摘いただいている職のうち、前市長のときは副市長も置かず、病院事業に管理者も設置せずでございましたため、村田議員は多過ぎるとお感じになっているのかもしれませんが、むしろ置いていなかった状況が異例であったわけでございます。

副市長については、県内１３市の中で、一時的な空席を除いて長年設置していなかったのは、近年においては前市長時代の野洲市だけでございます。

病院事業管理者についても、県内１３市にある自治体立病院の中で、医師でない首長がそれを行ってきたのは、市立野洲病院だけでございます。

なお、病院事業顧問については、これから新たな場所で新病院の整備を加速的に推進していくのに当たって、設置者である私の政策や病院事業管理者の判断に対し、側面的なアドバイスを下さる立場であって、いわゆるかじを握って権限を執行する職ではございませんので、事業推進が混乱することもございますので、ご承知いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○４番（村田弘行君） 病院事業管理者についてですけれども、私どもは案を見て、ああ月７０万かと思っていました。そうすると、やっぱりいろんなところから総合計２，０００万から２，５００万ぐらいかかるよという話が出てきました。その辺の、よく聞くと、ボーナスもあれば、医師だった場合は医師手当なり免許とか、そういう手当がつくということで、私らは７０万ということで、そういうふうな説明を受けているんですけども、書類にはその他書いてあります。その辺のまやかしみたいな方法は、ちょっとやめてもらえませんか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まやかしではなく、事実に基づいて説明をさせていただいております。病院事業管理者として月額約70万円の報酬という形で申し上げております。それが医療関係者ですと、給料月額70万ですけど、医療業務に従事した場合に支給される特殊勤務手当、医療業務手当、それがございまして、それを含めて1,827万3,000円でございます。この金額には病院事業管理者に支払う給料のほか、法定福利費や退職手当組合への負担金などが含まれているということでございます。報酬、賞与というんですか、手当全てを含んでの金額でございます。医療業務に携わらない方ですと、もう少し、月額70万という単位になるわけです。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 医療従事者なり何なり、要するに患者さんを診る、診ながら管理をするということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりです。日常の医療行為をしていただくということでの話でございます。1年間にしますと2,512万、約2,500万に上ります。今9か月で1,000何がしと言うてるんですけども、医療行為をしていただくということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） それは常勤ということで考えてよろしいんですね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 常勤と考えております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員、質問の内容が議案質疑になっておりますので、議案質疑と重ならないようにお願いします。

○4番（村田弘行君） 分かりました。

では、そういうことですので質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第14番、山崎敦志議員。

○14番（山崎敦志君） 第14番、新誠会、山崎敦志。2点について質問をさせていただきます。健康福祉部政策監の答弁が長かったですけど、私のほうもよろしく願いいたします。

市民病院整備事業特別委員会で配布資料について、執行部より50年先の野洲市を見据えた新たな病院整備の推進を目標に、基本計画について説明を受けました。資料の中の資料4、新病院の新たな整備場所、施設、概要について伺います。

1点目、旧野洲町時代の計画、昭和52、3年だと思いますけれど、クリーンセンターの整備について、当初、現総合体育館敷地を候補として検討されました。野洲市の中心であり、野洲町時代ですね。迷惑施設という住民の考えもありましたけれど、軟弱地盤であるとして、最終的に建設地を大篠原の地先に決定された経緯がある。軟弱地盤でも、支持層まで支持杭を打設すれば、建造物が平屋であれば建設可能との判断と、私の近隣の人から聞いております。

今回の整備設計に、過去の経緯を基に検討されたのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 健康福祉部、布施でございます。

それでは、山崎議員の1点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

野洲クリーンセンターにつきましては、当初野洲郡行政事務組合におきまして、昭和57年に設置をされており、当時の具体的な用地選定に関する資料はございませんので、確認はできません。

なお、今回、確認をした資料につきましては、昭和62年4月に実施をされました野洲町立総合体育館新築工事の地質調査の結果を示す地質柱状図でございます。

資料においてお示しをした位置につきましては、当時の温水プールのエントランス付近の地点でございます。病院棟の建設予定位置の直下でございます。その結果から、強固な砂礫層が地盤面から10メートルから15メートル付近に分布をしていることが明らかになったものでございます。建物や構造物の支持層となり得るものと考えている次第でございます。

また、建物の基礎構造につきましては、平屋であるか高層の建築物であるかによって当然違いはございますが、設計段階において構造計算を行って、基礎杭の本数でありますとか、杭の径、杭の太さ等を決定していくものでございます。

したがいまして、この既存資料から見まして、建築計画を進めることができると考えているものでございます。

なお、今後さらに地質調査を行う予定でございますので、液状化対策の必要性や、その工法について判断することになりますが、現時点におきましては、特段の高額な液状化対

策は不要であるというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 多分、想定された答弁であると思います。

実際、体育館敷地、今温水プールの跡地自体は山砂入れて、体育館を使うスポーツ団体のウォーミングアップ用とか、そういうのに使われている。

先ほど言われました液状化現象に対して、今後調査して対策すると言われてはいますが、今、跡地にある程度山砂まいて転圧をかけてあるところでも、状況によってはランニングしたら足跡がついて、ぶかぶかとなっているという状況を執行部の方は知っておられるかどうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 今、議員ご指摘いただきましたランニングをされている、山砂が敷かれて、温水プール跡を撤去された後の敷地でございますけれども、特にぶかぶかであるというようなお声を我々直接お聞きしておりませんのと、現場におきましても、そのことはちょっと確認をしておりますが、申し上げたいのは、液状化対策工法につきましては、今後杭工法とは別に地質調査を行いまして、その工法の選択をしております。

特に、今回の特別委員会でお示しをさせていただきました工法につきましては、一般的によく使われる浅い層での締固め固化工法でございます。浅層の混合処理工法ということをお示しさせていただきました。

そのほかにもいくつか工法がございます。そうしたことを地質調査の中で具体的に決めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、その工法につきましては、液状化対策を実施するという中で十分対応可能であるというふうに判断をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それを加味して土壌改修、地質改良をやる費用が単価が変わってくると思います。建物自体は支持層まで支持杭を打って、太さ、本数、これから設計されますけれども、その部分的な間を地盤改良をやられる。今回、新たな特殊な技法で早期に固まる形でやられるとは思いますが、過去にも総合体育館を建てられて、基礎杭1

3メートル打たれて体育館が造られたポイントが体育館の横に何か所かあります。だから、杭のところは形は持っているけれど、その外装、特に西側なんかアスファルトががぼんとへこんで凸凹になっている。多分体育館建てたときにはちゃんと土壌改修して沈下を抑えてあるはずのものが、30年後にはそんなんになっている。その現象として、階段とかああいうところも悪くなっている。しっかりと地質調査をして、その対策をやっていただきたいということを思いながら、次の質問に入ります。

支持層が13メートル程度に分布していることを想定されて、建物の柱を支える支持杭を打設すれば、液状化等による建物の沈下、倒壊を防止するとあるが、安全、安心が必須である医療施設を自然災害から守る耐震強度は確保できるのか、これについてお答えいただけます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 山崎議員の2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

建築物の建物の耐震強度を確保するために、構造方式を耐震構造で整備する場合を想定いたしておりまして、地震発生時に必要な医療機能を維持し、医療活動を継続することを念頭に、官庁施設の総合耐震対津波計画基準に定められる災害拠点病院基準相当である耐震安全性を確保するよう、計画を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それは当然市民に示す強度、はっきりとしたデータを持って示していただきたい。

ただ、市民の皆さんが心配する土地の立地場所、駐車場が広い建物、それをそこへ建ててもらって、景観が変わるというようなことを言われる方もおられます。何も無いところに建てられると、体育館でも田んぼから見たら体育館があるなど。今度は病院が建つと、永原のほうからは体育館が見えなくなる、そのぐらいの形になります。

そこでまた次の質問ですけど、計画敷地面積を1万4,000平米とされています。駅前と違い、建蔽率、容積より駅前が低いため、Bブロック病院整備と同等のものを整備するために、建設用地プラス駐車場用地を合わせて敷地面積とされていますが、総合体育館との併用駐車場を建設敷地面積に含めることが建築基準法で認められるのか、その辺ちょっと専門でないので、お教えいただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 山崎議員の３点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

総合体育館裏の駐車場でございますけれども、こちらは建築基準法では建築確認申請を確認させていただきましたところ、なかよし交流館の敷地というふうになってございます。なかよし交流館が建築基準法の違反とならない範囲であれば、総合体育館裏の駐車場を病院敷地に含めるということにつきましては、法律上適法である、可能であるというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１４番（山崎敦志君） つまり、今の建設予定地６，３００平米ではＢブロックに計画した病院は設置できないために、駐車場を含めているということよろしいんですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まずもって、今回の敷地の考え方をお示しさせていただきましたのは、総合体育館裏駐車場も含めて１万４，０００平米ということをお示しさせていただきました。

といいますのは、そちらの駐車場を平面使いだけではなくに、立体駐車場も整備をさせていただこうという観点でございます。したがって、その立体駐車場を主たる建築物の附属建物という位置づけをする必要性がございますので、病院の附属建物ということで立体駐車場を整備いたします。その関係で、敷地を駐車場というところまでを含めてカウントさせていただいている次第でございます。

また、こちらの建築物に関しましては、駅前ですと商業地域で建蔽、容積が８０％、それぞれ４００％でございますけれども、調整区域になりますので、それが建蔽率７０％、容積率が２００％となります。当該１万４，０００平米におきましてこのカウントをいたしますと、予定いたしておりますＢブロック相当分の建築は可能であるというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１４番（山崎敦志君） 苦肉の策で駐車場も立駐建ててやると。

先ほど質問ありましたけれど、年間で６０何日、平日で１８日ほど駐車場が満杯になる

というような答弁がありました。立駐を造るというのも職員の駐車場を2階にする、1階を患者用にする、いろいろな構想を出されていますけれど、やはり駐車場を造らないといけない負担がかかるというのと、ここに書いていませんけど、説明の中の収支の中で、先ほど益川さんが言いました後の独法にする場合に、その敷地という、病院事業は一般会計とは別に取り組んでいただく会計になります。だから、今の野洲駅前市有地も病院事業に振り替えて土地を病院整備事業で購入した形になっています。体育館は市有地だと言いながらも、市の土地を別の事業で買い付けるためには、やっぱりそれなりの土地負担が必要であるというふうに思います。今後いろいろな施策を進められる上において、住民にしっかり説明できる案を出して賛否を問う、意見を問う。

特に、先週行きましたけれど、市民病院整備の説明会、学区ごとにやられます。やはり意見のある人は、1回目のところにしのはらコミセンでやられましたけれど、三上のほうからも、いろんな野洲のほうから、行畑のほうからも、だから篠原の地域の方じゃなくて、関心のある人は第1回目にしっかり意見を言おうという形で参加されています。

だから、それは関心のある事業に対する市民の感覚、そういうものがやっぱり市民の中で湧いてくるような広報、疑問ばかりじゃないです、賛成の声もあります。だから、やっぱりその声を聞いて市長がどんどん政策を進めていかれて、是々非々というのがあると思いますので、今後とも頑張って進めていただきたいと思いますけれども、立ち止まることは必要ということで、次の2の質問に行きます。

行財政改革推進プランに関する市民説明会について、第1回定例会において行財政改革推進プランを提案いただき、市民説明会を先に行うべきとの声が出ていたが、コロナ禍のため開催が延期されました。定例会において承認された行財政改革推進プラン市民説明会の状況について伺います。

1点目、4月の24日、26日の2回の開催された概要報告を見ると、市民参加は2回で15名となっています。コロナ禍で参加者が少なくなることは見込んでいましたが、あまりにも少ない。開催案内等しっかりとできたかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、山崎敦志議員の行財政改革推進プランに関する市民説明会についてのご質問の1点目にお答えします。

市民説明会の案内につきましては、「広報やす」4月号、市ホームページに掲載したほか、4月から運用を開始しております市公式LINEアカウントでも発信し、周知を図り

ました。

2回の説明会の参加者は、議員おっしゃるとおり市民15名の方の参加をいただいております。そのほか、市議会、県議会の議員の方々を含め6名参加いただいております。内容につきましては、多様なご意見をいただくことができた、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 実態、そのままだと思います。

ただ、12日の文化施設集約化説明会を午前中、午後にしのはらコミセンで病院整備の説明会、肌で感じる状況です。文化施設3施設を1つにする行革の提案に対して、市民参加がかなり少ない。議員は何人か参加しました。篠原の病院整備についての案の説明会、60人ぐらい参加されています。その中で議員が10名ぐらいいますけれど、その温度差、先ほども言いましたように、議会で承認をするまでに説明会をやるべきであるというのが議会の意見があったと思いますけれど、コロナ禍で議会の承認後に開催されました。これは、市民は行政改革はやならいかんという認識はあるんですよ、市民の皆さん。同じ形で活動していたら、市は財政が回らなくなるというのは市長が訴えておられるから、みんな感じておられます。何らかのことはやらないかん。でも、議会在承認した後に説明していたら、私らの意見を反映されますのかというような感覚で参加が落ちていると思うんですけど、その辺の感覚はどのように感じられていますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。

確かに、議会で行財政改革プランの中に関係いたします条例の採決の前に市民説明会のほうができていたら、それにこしたことはなかったと、そこは思います。しかしながら、あのときの状況で、行財政改革の説明会については、市が行う各事業の一番最終に取りやめというのを判断させていただきました。そのほか、いろんなイベント等ございましたけれども、市民さんの参加いただく方の安全性等を考慮いたしまして、そういうのを中止にしておりましたけれども、この行財政改革の説明会につきましては、今、議員ご指摘のように、その前に説明ということがやっぱり必要であったということもございまして、最後までやる、やらないの判断を待っておりましたけれども、なかなか収まることの見込みが持てなかったということで、やはり安全性のことを考慮して、やむなく中止をいたしました。

しかしながらという言い方で、またご指摘いただくかも知れませんが、そういうことで急遽パブリックコメントということで、事前のご意見をいただくことに切替えをさせていただきました。

議会のほうでもご報告しておりますように、5名の方が25件のご意見、その中にもプランに対する賛同というんですか、理解はしますというご意見もございますし、このことはやっぱり困るというご意見等々ございましたけれども、両方の意見を聞かさせていただいたと思っております。

それから、今回の説明につきましては、そのような議会の議論の中で必要だというご意見もたくさんいただいておりますので、そのことも踏まえまして、行財政改革の中身のご理解、あるいは周知も含めて、確かに議会が終わった後でございますけれども、ある一定のコロナの落ち着いた段階でやはりやるほうがいいだろうと、そういう判断の下、開催をさせていただいたものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 教訓というか、物事の進め方、やはり市民ありきで進めていただきたい。

議会は、いろんな方から意見をもらいます。市民が内容を知って、それに対して疑問があれば、議会を通じて地域のパイプ役としての意見を述べさせてもらう、そういう代表として任務を果たしたいという思いがあります。

今回、2回の委員会で出た質問について、説明会で質問が出た中身について検証したいと思います。

2番目、市民よりの質問の中より、プランの効果見込額、令和4年で5億7,000万となっており、容易にノルマを達成できることとなっているが、確度のあるものか、答弁で確実に達成できるよう多めに見込んでいる。

2つ目で、5年で22億5,000万は努力目標か、やり遂げる意思はあるのか。やる気覚悟で取り組んでいる。何とか目標額が達成できるものと考えているというような答弁があります。

ここで、目標額について質問が出ていますが、前市長時代に行財政改革推進集中プランに取り組まれ、各種団体の補助金のカットとか、行財政調整基金1億から18億まで積み上げるのに10年かかって、今回は都市計画税、ふるさと納税等税収増額となる課税措置

が取られているため、5年目目標額が達成できるのか、この辺についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 山崎議員の2点目のご質問にお答えします。

今回の行財政改革推進プランにおきましては、令和4年度から8年度までの5年間におきまして、財政調整基金など新たに25億5,000万円を積み立てることを目標としております。

内容といたしましては、ご指摘のとおり返礼品を伴うふるさと納税の取り組みによる寄附をはじめ、遊休資産の売却や内部事務改革、機能が重複していると考えた施設の統廃合などにより捻出することとしており、これらの取り組みにつきましては、いずれも先ほどのやり取りに書いておりましたとおり、やり切る覚悟で臨むことにより、初めて目標数値を達成できるものと考えております。

なお、ご質問の中で議員ご指摘の都市計画税につきましては、あらかじめ既に中期財政見通しの中で反映しておりますので、今回の行財政改革の効果額には含めておりませんので、よろしくお願いします。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それでは、次の質問で、市民より、この中で書いてある4月24日の文から、少し下、7番目なんですけれど、副市長の任命、秘書支援員の配置、行革推進室長は県から招聘、これらの人材は職員を鼓舞するためのもの、外部からでなく内部から人選すべき。

9番目に、パワハラ問題を含め、市長の無駄遣いを市民に押しつけるのかとの思いが強い。市長の問題を先に是正すべきでないかというような意見が出て、答弁としては、積み上げてきたものを無駄にしているつもりではないと。これまでの基本構想等を活用して進めている。ただ、Aブロックの建築基本設計等が無駄になると思う。内部ではしがらみもあり、これまでの様々な課題解決ができていなかったが、外部からの目できちんと指摘し、進めてもらえることを期待したものである。これは外部の招聘についてのことの回答です。

そこで質問です。

市民より、市長の無駄遣いとの指摘があるが、内部でのしがらみで指摘できない部分、外部の人材登用、副市長が正すことができるのかということを副市長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） お答えします。

今、議員ご質問の中でご紹介いただきました市長コメントにもありましたように、内部からのしがらみもあり、これまで様々な課題解決ができていなかったが、外部からの目できちんと指摘し、進めてもらえることを期待したものと、こういう市長コメントを引用いただいておりますが、まさにそのことが私の役割と認識しておりまして、そのように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） もうその文章は本来のことだと思います。ただ、副市長も就任されてまだ期間が短い。せんだって、副市長に私、直接お願いに行きました。公務が多忙であるために、市内の商工会、工業会、もろもろの総会、3年ぶりの対面総会は全て秘書課のほうで、公務が入っているから出席できないという返事が出ています。

私、野洲工業会のメンバーとして、今まで事務局は市長のスケジュールを調整して必ず出席してもらう、3年ぶりの大会なので出席してもらうということを確認して会員に案内を出した。それで、結果聞いたら、商工会は欠席、次の工業会も欠席。市長予定では、近畿の近水連の役員やりながら総会があったというのがあります。副市長は、草津で県の道路整備の会議がある。だから欠席。

私自身、工業会のメンバーとして、商工会の人からも声を聞きます。先ほどから言われているふるさと納税の返礼品に商工会、工業会の会員から提案いただいて、多額の、SKⅡに頼っている部分はありますけど、多額のふるさと納税に協力いただいた商工会並びに工業会の対面総会、3年越しのところに、行く、行かないというのを、市長は公務がちゃんと入っています。副市長はいなかったら、各部長が別のところに行きます。一番重要と考えているならば、なぜ副市長が自ら私そこへ参加しますという意見が出なかったんですか。市長の考えに対してイエスマンじゃなくて、これはやらなくちゃいけないというものがあれば、はっきりと市長に言って、公務を代わってもらう、そのぐらいの決断はすぐにできなかったんですか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） ご質問にお答えします。

今ご指摘いただきましたように、5月25日の工業会の総会につきまして、私のほうは滋賀県の国道連絡会の総会ということに、時間が重複しておりましたので先に欠席という

回答をさせていただきましたが、いろいろご指摘もいただきまして、途中中座をさせていただきます、何とか総会の後のほうに間に合う形で出席をさせていただきました。

その場でも申し上げましたが、私自身、野洲のこれまでの歴史、勉強させていただきました、過去やはり野洲市は企業とともに発展してきた、こういうことはその場でも申し上げました。さらに、今回、高専、これにつきましては特に企業との連携、重要になってまいります。議員ご指摘のとおり、企業との連携を重視しまして今後進めたいと思いますので、答弁に代えさせていただきますと思います。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それは当然ですけど、私が副市長にわざわざ時間を、公務始まるまでの時間を取ってもらってお願いに行って、その後は、やはり時間を調整できませんという返事しかいただいていません。結果、後で行かれたと、早めに行かれたというのはすぐに会長から聞きましたけれど、やはりその位置づけです。公務が、市長、副市長は充て職もあるから、全部公務が早めに予定が決まっています。だから、もう少しその各種団体との窓口となる秘書課、やはりこれが、私は絶対出ないかん、だから、聞いてきたら、空いてある日を設定しようとか市長が言うとか、副市長が言うとか、そのぐらい地域密着型でいかなかったら、今後ふるさと納税の力添え、高専への力添え、ましてや私が担当した市内企業との防災協定を組んだそのデータも、今はもう双方の事務局がないがしろにしていると思います。40社で何ができる、避難場所もできるとか、そういう防災協定も結びました。防火保安協会も同じようなこともやりました。それは湖南4市全部がやりました。そういうようなものが、地域と企業、ないしは行政と企業、その連携、公助、自助、共助、それを基に市政を進めてもらわないと、いいところだけ取っている執行部に対して、市民がうなずきません。やはりしっかりとした説明、市民目線で物事を考え、無駄をなくす、それが行財政改革です。

もう一つ、最後に赤坂さんに聞かないかんことがあるんですけど、もう時間が押してきたんでいいですけど、1つだけ聞きます。

やはり、今言いましたように行財政改革の流れ、それは職員一丸となって取り組んでもらわないかん、その辺についてどのような状況か、再度お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいま山崎議員から頂戴しました質問にお答えします。

あくまで行財政改革の取り組みに対する一丸となったことということでございますので、

お答えします。

議員ご指摘いただきましたとおり、行財政改革は時代の流れを踏まえ、将来も引き続き持続可能な行財政運営を実現すべく、職員が一丸となって進めていく必要があると考えております。

本市の行財政改革の推進の体制につきましては、担当部署として、昨年度行財政改革推進室を設置しております。市としての方針や計画を決定するには、市長を本部長といたしまして、部長会議のメンバーで構成する行財政改革推進本部を設置しております。また、次長級職員を中心といたしました行財政改革推進委員会を設置し、様々な取り組みの詳細について検討や議論を行っております。

さらに、学識経験者や企業経営者等で構成する都市経営審議会を設置し、外部の有識者による検証を行うとともに、そこでいただいた意見を取り組みに反映する仕組みとするなど、庁内の体制を整えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 部署一体となってやる、いろんな委員会からのコメントをもらって行革に反映させる。いいですね、それで全部進めば。

企業で改革をやるときには、トップの方針しっかり決まれば、ボトムアップで意見を出して、それを精査して取り組もう、取り組まない、それをやって初めて従業員全体がそれに向くんですよ。上から、トップダウンで、ここでもう決まったから、この事業にこういうような改革に取り組んでくれと上から言われても、はいはいで、多分実施要綱とか要領とかそういうものはすぐできるんでしょうけど、現場に落ち込まない。企業の改革というのはボトムアップです。やはり、その担当部署で問題があって、何を解決したら財政改革、行政改革になるのかというのをしっかりと酌み取って、ボトムアップでやって、それを1つのところで実践して、よければ水平展開していく、そのような改革を進めなかったら、いろんなところから意見をもらってやるのは、多分私の経験から、末端まで浸透しません。もうそのようなことを提案したいと思いますが、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘いただきましたボトムアップ方式、今回、行財政改革、昨年度から室をつくりまして、いろんなその課題のところを行財政改革推進室の職員が中心となりまして、庁

内の様々な課ですね、そことヒアリングをやりまして、それを積み上げた形で今回プランのほうをつくっておるということでご理解いただきたいと思います。

それとはまた別に、今回、行財政改革、今、議員がおっしゃったように上からとかいうそういうこともご指摘ございましたけれども、本来の形とはまた別に、若手職員をチームとして組みまして、そこで自由な意見を聞くような形をもって、その意見をまたプランに反映しようというような形の取り組みもさせていただいています。

そういう意味から、ご指摘ございましたけれども、ご指摘は真摯に取り組みをさせていただきますけれども、去年から今年に関しての取り組みについて、市のほうでもそのようなことも取り組んでいるということで、一定のご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 最後をお願いします。

市長は、民間から出てきた形で、経営者でもあります。だから、今行財政改革やるのに、職員が意見を出してきたら、やってみろ、駄目やったらまた元に戻ればいいと。企業でもそれはなかなか言えないことやけど、そのぐらいの気持ちで推進してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後5時50分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年6月14日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 奥山文市郎

署名議員 山崎有子